ISSN　1341-1101

秋田県公文書館

研究紀要

第24号

講演録
「古文書の力を見直す
　―新史料協編『古文書保存・整理の手引き【改訂版】』の紹介と解説　―」
……長谷川　伸… 1

報　告
平成29年度企画展「明治１５０年～秋田県の誕生～」の開催
……佐々木　康　久… 20
秋田県公文書館における普及活動の課題と今後に向けての展望
……村　山　純　一… 25
明治維新による藩政から知藩事の時代へ
……髙　山　昭　弘… 34

研究ノート
浦城三浦氏について
　－当館所蔵系図史料を中心に－　……煙　山　英　俊… 43

史料紹介
「郡方見回役加勢勤中日記」（文政十年）　…… 50

平成29年度　活動報告　…… 97

平成30年３月

平成二九年度市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議　基調講演（一一月二二日）

古文書の力を見直す

―新史料協編『古文書保存・整理の手引き【改訂版】』の紹介と解説―

新潟市文化スポーツ部歴史文化課　長谷川　伸　氏

一．はじめに

皆さんこんにちは。新潟市の歴史文化課の長谷川と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私の所属する「歴史文化課」というところは、新潟市の歴史関係の文書や業務を一手に引き受けております。公文書も古文書も、そして編さんもと、三本立てで仕事をしております。

新潟市は平成一八年に政令指定都市になり、たいへん広くなりましたが、古文書は全ての地域が対象であり、資料の所在確認とかいろいろな所からの寄贈等の対応がございます。公文書は評価選別をして歴史公文書をきちんと遺す作業のほか、一般の永年保存文書に当たるものを新潟市では「長期保存文書」と言っていますが、全庁の「長期保存文書」について市内六箇所の公文書分類センターで管理を行うとともに、目録を作成し、庁内の利用に供するということも行っております。それから近年では、『新潟市のあゆみ』という冊子を作成し、新潟市の通史の記述を更新したほか、合併後の新潟市の八区の歴史を新しく書き下ろし、それを元に各地域の歴史講座なども行っているところであります。

本日は、「古文書の力を見直す」をテーマにお話しさせていただきます。平成二〇年に私どもは新潟県の歴史資料保存活用連絡協議会（以下、新史料協と略称）、秋田県のこちらの会議のようなものでございますが、『古文書保存・整理の手引き』（以下『手引き』と略称）というものを作りました。それから何年か経ち、いろいろと見直すべき部分もあるのではないかということで、このたび、この改訂版を四年位かけて作りました。私は最初作った

時にとりまとめの役をしておりましたが、その関係で今回も新しいメンバーと一緒に作ってまいりました。

二．初動調査法研修～最初が肝心

今回、研修の前に、皆さんから事前にアンケートを取らせていただきましたが、大変勉強になりました。皆さんも同じような悩みを持っているのだと思いました。この『手引き』は、それに答えていくマニュアル的なものにできたらいいなということで作ったわけです。

そこで改めてお聞きします。古文書の整理・保存等で、一番困っていることは何でしょうか。皆さんと課題を共有して解決法を探るために、私、最近以下のようなことをしています。資料の最終ページにある「研修」というところをご覧ください。

先週も新史料協で同じような研修会を行いました。ここではまず自分自身で問題意識を持っていただき、自分で課題とその解決法を想定し、私はこう思うということを出し合いながら、ロールプレイング的な形で考えていくということをやっています。参加者の皆さんは日頃の業務などで気になっていることなど以下の質問に答える形で答えてみてください。

市民から電話で資料を見てほしいという依頼が来たとします。皆さんは、このあと自分だったらどういう行動を取って、こうした地域資料を取り扱っていくのか、設定した今の質問に沿って考えてみてください。

研　修　最初が肝心－初動調査法

参加者の皆さんは、日頃の業務などで気になっていることなどを、以下の質問に答える形で埋めてみて下さい。

Q　市民から、電話で資料を見て欲しいという依頼が来たとします。
皆さんは、このあと自分だったらどのような行動を取って、地域資料を取り扱っていくのか、設定した以下の質問に沿って、そのプロセスをシミュレーションし、その際に注意すべき事柄について考えて下さい。（資料の種別等については問いません。所蔵者とのやり取りも想定してください。）

【1】その資料はどんな資料ですか。
　古文書。何が書いてあるか分からない。
【2】その資料の量はどのくらいありますか。
　大量
【3】その資料は何処にありましたか。
　土蔵、家を建て替えるために壊そうと思ったら出てきた。
【4】所蔵者は資料をどのようにしたいと思ってますか。
　①（興味が無いから）捨てたい
　②古い物でないから、捨ててもよいか？
　③大切なものかもしれないから保存したい
　④保存するスペースもないので、然るべきところへ預けたい
【5】それに対して、あなたはどのように対応したらよいと考えますか。
【6】その資料は、あなたの自治体でどのように取り扱いますか。
【7】その資料を整理する際の留意点を教えてください。

とはいっても、限られた時間とそれぞれの状況がありますから、次の条件を設定してみました。条件は以下のとおりです。

【1】「どんな資料ですか」については、「古文書」とします。
【2】「どれくらい量があるのですか」については、「とにかく大量」です。

【3】「どこにありましたか」については、「土蔵」です。「家を建替えるために壊そうと思ったらたくさん出てきました」ということです。

以上は基本的なもので、重要なのは次の条件です。これも私の方で用意しました。

【4】この所蔵者は今どうしたいと考えているのかという設問です。これについては、

①全く興味がないから捨てたいと思う。
②なんか古そうではない。新しいものが多いみたいだから捨ててもいいだろうと思っている。
③大切なものかもしれないからなんとか保存したい。できれば自分の所で持っていたい。
④大切なものだとは思うのだけれども、うちには置いておく場所も無い、どこかに預けたい。

という条件です。どれでもいいですので、例えば①・②・③・④についてそれぞれの場合について考え、【5】あなた自身としてはどうしたいですか、【6】自治体の担当者としてあなたはどう考えますか、特に自治体の職員としてどうしようと思いますか、ということをシミュレーションしてみてください。

今こうして皆さんに集まっていただいていますが、自治体の職員として携わる以上、当然のことながら、史料保存の仕事も地域住民の税金を使って仕事をしているわけです。そうすると、自治体の側の人間としてどう考えるのかというのもあると思います。【4】の条件の中で考えて、例えば①を選んだのであれば、その場合【5】はどうするのか。【5】【6】一緒に考えても構いません。

【4】で①の場合、所蔵者は捨てたいと言っています。あなただったらこれからどうしますか。事前のアンケートで、「古いものがあるので引き取ってもらえないか」とか「土蔵等の解体で、古文書が出てきたらどうしたらいいか」といったお悩みを出されているところもいらっしゃいます。ちょうどタイムリーですので、今の段階でどう考えているかで結構ですので、お答えください。藤里町さん、もし捨てたいと言われた場合、あなたはどうしたいですか。古文書がたくさん出てきたらどうされますか。

藤里町「わたしはこういう状況になったらということで仮定の話なのですが、まず町にとって貴重な資料かもしれないとは思うので、捨てる際にまず一度中身を確認させてもらいたいということ。私自身も、古文書に関する知識というものは持っていないので、町でそういった知識がありそうな方にご協力をお願いして、一通り見てもらうまで、捨てるのを待っていただくよう伝えると思います。」

ありがとうございました。最近はこういうことも多くなってきていると思います。

さて、古文書といいますと和紙に墨で書いた、くずし字で書いたものを想定するのですが、最近は明治以降の様々な資料、公文書等も含めた資料がお宅に残っていることがあります。そうしますと、

箱書きや大きな印判とかサインとか花押みたいなものがないと、資料の分量がたくさんあっても、資料が立派なものでは無い―史料価値が薄いと軽視される可能性もあるわけです。けれども、これらの近代・現代のものも歴史資料として重要な資料となっていきます。こうした②の場合、「新しそうだから捨ててもいいだろうか」ということについて、大仙市さん、あなたは、どうしたいですか、どうしますか。

大仙市「最近調査に入りますと、『明治・大正・昭和などは新しいので、これはいいものでは無いです』と言われることも多いのです。そういう方々は近世以前の古文書じゃないと価値が無いと思っていらっしゃるので、まず概要調査をさせていただいて、どういう資料なのかということを確認したうえで、地域の歴史であったり、その家にとってどういう意味があるのかをお伝えして、できればご自宅で保存していただけるように勧めます。万が一保存が難しかった場合は、大仙市には公文書館があるわけですが、無い場合でも、市にとって地域史として重要かどうかということを判断して、館で保存できるかどうか、またはほかの施設での保存ができる可能性が無いか、ということを探るということがあるかと思います。」

ありがとうございました。保存の方法だとか場所だとかそういうものも含めて考えようというお話だと思います。

それでは③についてはいかがでしょうか。「土蔵を解体したら古文書が出てきた。どうしたらいいか」というお悩みを相談された仙北市の方、いかがでしょうか。

仙北市「所有者の方が保存したいと思っている場合ということですが、保存したいと思っている方は、市の教育委員会にご連絡いただく場合は少ないと思います。おそらく①の捨てたい、どうしたらいいかというご相談をいただく場合がほとんどだと思うのですが、保存したいと思っていらっしゃる方の現在の保存状態を確認させていただくという意味で、やはり一度お伺いすることになると思います。例えば、葛籠などそういうものにがさっと入っている状態が多いと思うので、虫に喰われていることがないかですとか、そういう状況を確認するということになると思います。また、保存方法をどうしたらいいかという相談があった場合には、県公文書館等に相談したいと思います。」

ありがとうございました。これもそのとおりだと思います。

次に④の「保存のスペースがない」という件についてです。アンケートの中で、資料の寄贈の要望が増えており、資料を引き継ぐ家の人がいない、保存の場所が無いので預けたい、というものがありました。由利本荘市さん、いかがでしょうか。

由利本荘市「代替わりで、なかなか引き継ぐ方がいないということで、ご相談を受けることが多いのですが、市としても寄贈などの保存するスペースが無いというのが現状です。まずは内容を確認したうえで、資料に関わりのある旧自治体のなかで保管するという形で、現在のところ進めているところではあります。保管場所は合併前の

各地域の資料保管施設になりますが、スペースに限りがあるので、やみくもにというのではなく、今後自治体でも、受け入れ基準等をきちんとしないといけないかなと思っております。」

同じようなところで、大館市さん、解体などで引き取ってもらえるかという相談がきたとします。その場合いかがでしょうか。

大館市「基本的に引き受けます。学校の体育館くらいの部屋がありまして、箱に詰めておくだけでしたら問題はありません。」

ありがとうございました。（秋田県内の自治体ではしっかりと取り組まれているようですが）こういったことについて自分たちのところではどうしたらいいか、再度考えていただければと思います。このあと、この手引きを使って、いろいろな話をさせていただきます。アンケートへご協力いただきまして、ありがとうございました。

三．新史料協『手引き』について

（一）『手引き』編さんの背景とその目的

本日は、担当職員の皆さんにこうして出席いただいておりますが、秋田県は平成の合併で、確か六九市町村が二五市町村になったと伺っております。新潟も市町村合併が大変進んだ所で、新潟県では一一一市町村が三〇市町村になりました。新潟市は一三市町村が合併して政令指定都市になりました。長岡市は一二市町村、また佐渡市は現在一島一市ですが市町村が一〇市町村ありました。一番多いのが上越市で一四市町村が合併しました。こうなりますと、（守備範囲が広がったことにより）様々な問題が出てくるわけでして、とりわけ歴史資料を扱うことのできる担当職員がいなくなってしまうという問題があります。

とりわけ古文書を扱いますから、古文書を読めないと駄目だ、専門知識が無い、そうした技能や知識のある人を確保できない、あるいはその地域の物知りとか古文書を読めていた人がだんだん少なくなるなど、全体的に人材不足に悩んでいるということがあります。

それからもう一つ大事なこととして、過去に各地で自治体史を編さんしたと思います。ところが、自治体史を編さんした時の様々なノウハウを持った人材がその後生かされない、またその編さん資料も引き継がれていないなどの問題があります。

堂々巡りになってしまいますが、そうなると「人」が欲しい。ところが雇用するためのお金が無い。そのため専門職員や学芸員などの採用の必要性は感じているのだけれども、なかなか採用には至らないという現実的な事情があるわけです。

そうなると、自分たちの手で人材育成をしなければならないという話になります。つまり、自治体史の編さんの後継者の育成をどうするかということになるのですが、古文書が読めるとか読めないとかは別にして、今、皆様方が持っている何らかの（行政的なスキルを含めて）技量の幅を各々の職員が広げたり、（資料に対する）何

らかの新たな方策を立てていく必要があります。それは古文書を読めなくてもできる方法を考えるということであり、読めなくても「古文書」というものの価値や重要性などが分かる人材を育成することが大事なのです。

この『手引き』編さんの目的は、**「誰でもできる最低限の整理・保存の方法を提示すること」**であります。古文書が読めなくてはできないのではなくて、古文書が読めなくてもできることがこれだけある、そうして興味を持っていただければ、つまり解読などの専門的な技能が乏しくてもできることはこんなことがある。それで、何らかの形で皆さんが興味・関心を持てば、どんどんとステップアップができる。これができるとこんなことができる、こんなことが分かるとあんなことができるという、段階的な解説書になっています。

（二）『手引き』の構成概要と改訂の要点

『手引き』の構成ですが、まず目次をご覧ください。序章では基本的な考え方について述べています。

本編は、第一章から第五章までであります。第一章は、古文書にまず触れてみようですが、古文書とはどんなものか、地域住民から連絡があったら最初はどういう行動を起こしたらいいのかといった話です。

研修でも触れましたが、地域住民からお話があった際には最初が肝心で、それに対して職員がどう対応するかによって、資料が保存できるかどうかにも関わってくると思います。『手引き』には「歴史資料の提供の申し出をどう受け止めるかは、多くは担当者の裁量に委ねられている。所蔵先が多岐にわたる場合は、作業は小さな決断の連続となる」とあります。この初動態勢で担当職員が不安を抱かずに仕事を進められるようにするということこそ、まさに『手引き』編さんの目的の一つでした。

古文書保存・整理の手引き
【改訂版】

新潟県歴史資料保存活用連絡協議会

（抜粋）

目　次

序章　この冊子を手にする人へ
第１章　古文書に触れてみる
第２章　古文書をよりよい状態で後世に残すために―保存なくして活用なし
第３章　古文書を読んで利用できるようになる
第４章　災害から古文書を守る
第５章　困ったときの一問一答
終　章　総　論

第二章は、まさに古文書を読めなくてもできる様々な対処の方法です。とはいっても古文書は読めた方がいいわけでありまして、最

終的にはやはり資料の中身を知りたいという問題が出てきます。そこで、古文書が読めるともっと良くなりますという話が第三章です。資料の整理法とか目録の作成法などがここに載っております。

次は災害対応の第四章です。この『手引き』を作っていた最初の段階ではこの章はなかったのですが、ちょうど編集最中の平成一六年一〇月に、新潟県で中越地震が起こりました。そのため、『手引き』は急遽一年間発刊を延ばして、その段階における中越地震等の災害の経験に基づいた対応法を第四章として記述しました。その後、様々でなおかつ大規模な災害が増え、状況もいろいろと変わり、現在では必須のテーマとなったわけです。

そして第五章です。これが『手引き』の最大の特徴で売りでもあるすぐに業務で使える事例集として、「困ったときの一問一答」というものを作りました。そして最後の終章の総論はまとめです。

そのなかで今回の改訂の要点は、第四章です。改訂内容の一点目は、「災害から古文書を守る」プログラムです。新潟では平成一六年の中越地震のあと、平成一九年に中越沖地震が起こりましたが、その後、平成二三年に起きた東日本大震災は地域を越えて多大な影響を与えました。そのなかで新潟県の被災自治体の中には、この一〇年間にわたってこうした災害の対応について、積極的かつ継続的な取組みを行ってきたところがあります。そうした自治体の取り組みを紹介しながら、私たちでもできることは何か、ということを考えようというのがこの改訂の趣旨です。

改訂内容の二点目は、市民ボランティアのことです。最近「市民協働」など、形を変えてこうした話題が出てくるようになりました。新潟の場合は、自治体の災害対応のなかで、被災資料の整理の実践から市民の資料整理ボランティアの仕組みが整えられ、いろいろな意味で力をつけてきたということがあります。この改訂では、とかく単にボランティアでお金をかけないで資料整理をするということではなく、市民ボランティアと共に活動することにどういう意味があるのかという話に力点を置きました。なお終章では、これを受けて皆さんとともにある「古文書」というものは、実はこんなにすごい力をもっているという話を紹介させていただきます。

改訂内容の三点目は、第五章の「一問一答」です。第五章六九ページ以降をご覧ください。私どもは、初版の『手引き』では八八個の一問一答を作りましたが、今回はその中身を整理して改訂し、八六個にしました。また、今までは頭から順に章ごとに一問一答を作って並べていたのですが、これをテーマ別にして、チャート化しました。なおかつ、本文と一問一答がきちんと対応するように、本文からでも「一問一答」からでも引くことができるように双方向性を持たせるということをしてみました。結構役に立つと思いますので、お気軽にお使いいただきたいと思います。

四．『手引き』の詳細解説

（一）「古文書」とは何か

序章では古文書の基本的な考え方を述べています。我々は自治体職員として仕事をしています。それではなぜ職務として古文書を整理するのかということになると、自治体が保管している資料であれば、まず持っている資料を地域住民に利用してもらえるようにすることは義務だと思います。これは自明の理ではありますが、自治体職員は地域住民に応える使命があります。例えばレファレンス～「こういう歴史的な資料はどこにありますか」などといった、いろいろな問い合わせがあると思いますが、それに対する回答は、（皆様のような歴史資料を担当する）部署がやらなければならないので、問い合わせに対して（根拠のある）的確な答えを用意しておく必要があります。そのためには、情報提供のための基礎的な資料を備えておき、ここに聞けば自治体の資料だとか歴史だとか文化財だとかといったものについては分かる、何かあればここに聞けば分かるんだという、組織としての信頼を得ていることが非常に大事だろうということです。

私たちが取り扱う（古文書等の）資料の範囲についてですが、第一章の八ページをご覧ください。私たちが取り扱うのは地域資料や歴史資料などですが、基本的に「古文書」と言ったら一番狭義での意味は、江戸時代以前の文書で、和紙やくずし字、墨で書かれたそういったものが皆さんのイメージかと思います。しかし、古文書の範囲はそれだけではありません。例えば、役所で申しますと、古い公文書の簿冊はどう考えますか。これも例えば民間に残っていれば地域資料や歴史資料として扱うこともあります。それは、公文書を「現用」と「非現用」で考えてみると、私たちは新しい時代の資料～明治から昭和に作成された資料であっても、「非現用」であれば、古文書等歴史資料の範疇に含めて考えます。

ところが、古文書だけ、文書単体という場合は少ないことが多いのです。例えば、その他に本や掛け軸とか美術品があったり、また中には民具があったりするということがありますが、古文書と一緒に付いていれば、一つの資料群として、保存し活用していく必要も生じてくることになります。もし民具だったとしても、そこに墨書があっていつ頃のものか分かったりすれば、歴史的な意味が付与されるわけです。そういうことになりますと、「古文書」というものは歴史資料の中に含まれるわけでありますが、この大きな枠組みの中で、私たちは仕事をしていく必要があるということであります。

こんな質問が時々あったりします。七〇ページの「いつごろのものから歴史的価値があると考えればいいですか。」と。これは、「歴史的価値」って何だろうという話です。資料というものには、「時間」という一定の年月が必ずあるわけです。資料は作成されてその場所で使われ、その場所に残ってきた（保存されてきた）一定の年

月を、その場所で生き続けてきているわけです。その結果として、例えば古文書の場合は代替えがきかないもの、オリジナルのものですので、その地域や社会にとって、唯一無二の存在となるわけです。つまり本・書籍などは印刷・複製物があるけれども、古文書などはそれ一点しか無いものということになります。これが、古文書の魅力であり、非常に重要な価値なのです。したがって、何年経ったら価値が発生するということはありません。我々は、（最初から）唯一無二のものと対峙しているということです。

皆さん、こういう経験がありませんか。仕事に必要な書類が無いときほど何処いったか、と探しませんか。何々に関する資料がありませんかとか、あの文書（もんじょ）は何処へいったとか。ですから、資料は整理して保存しておかなければならない、ということを再度申し上げたうえで、次に、資料をどのように保存していくかという話をしていくことにします。

（二）「保存なくして利用なし」～新潟県の現地保存主義

「保存なくして利用なし」。保存をしなければ利用はありえない。史料保存こそ文書館の基本業務である。これは、平成七（一九九四）年、当地秋田の秋田大学史学会の公開シンポジウム「歴史資料の保存をめぐって」において、当時の新潟県立文書館副館長斎藤昭氏が報告した内容です。新潟県内ではこの「保存なくして利用なし」というスローガンのもと、資料の「現地保存主義」を原則としています。一九ページ、二〇ページをご覧いただきたいのですが、資料保存というのは利用の前提であります。地域における資料保存の状況を的確に把握して、保存体制をいかに構築するかということが基本的な業務なのです。

新潟県では現地保存主義を展開していますが、皆さんのところも現地保存を行っていると思います。このような動きになったのは、『新潟県史』を編さんしたときの資料調査の結果、実に多くの大切な歴史資料が県外に流出していることがわかり愕然としたことがきっかけになったといいます。

（平成元年に）県史の編さんが終了したのち、平成四年に新潟県立文書館ができたときから、県史時代の教訓をもとに、これはどうにかして現地で保存して、新潟にきちんと資料を残そうということになりました。そこで、県立文書館では、毎年夏に当該の自治体とともに資料所在確認調査を行っており、その活動は現在まで継続しています。

「研修」の時に問題となった保存場所がないという場合ですが、新潟では、県立文書館が収蔵場所の最後の砦になるという役割を果たしています。その前提としては、まずは所蔵者のもとで保存する。現地で残せなかったら所蔵者に一番近い地元の自治体の組織や史料保存機関で考える。それでもだめだったら、近隣の市町村で所縁のある所、それでもだめなら県にということです。こうしたことを円

滑に進めるためにも、その市町村の資料館や博物館とかも含めた資料保存機関のネットワークを作って、相談したり連絡を取り合える関係を作る必要があり、新史料協はその要ということになります。

また、現地保存はそのまま残しておけばいいのか、何もしなくていいのかというと、そうではありません。現地保存というのは、今ある場所に放置しておくことでは無いのです。整理してきれいにして所蔵者に返却して、保存するのです。**「整理」とは**何かと言えば、**内容を分かるようにして、それがどういうものなのかとその価値を明らかにすること**です。別に金銭的な価値ということでは無いのです。そのお宅にとってどういう意味があるのかということが大切なことです。結論的に申しますと、整理しないで残しておくと、時間の経過とともに代が替わると、理解されないことになるのです。そうすると資料が汚なかったら要らないと思われます。よく分からないと捨てられてしまいます。

古文書は、その土地と家の履歴書と言えるものです。史料保存は、基本的にその所蔵者の意思に委ねられているところが多いのですが、長い間、資料を伝えてきたのは所蔵者の力です。高い意識と努力があったからであります。そのうえで、現地保存の考え方や方法を、所蔵者に理解していただく努力というものが大事だと思います。

皆さんは、所蔵者のところに資料を実際に見せていただく努力をされているということがありましたが、皆さんは所蔵者との関係やコミュニケーションもきちんととっているだろうと思います。その際には、やはりその所蔵者の意思を尊重しつつもどうしたらよいか、という先ほどの小さな決断の繰り返しに悩むこともあると思います。その際には、所蔵者を大事にするということを、あらためて考えていただければよいと思います。

（三）古文書をより良い状態で後世に残すために

次に、二章・三章では、古文書が読めなくてもできることはある。心配する必要はない、大丈夫だという話をいたします。

大切な事柄の大前提として、資料というのは「生きているもの」なのです。例えば、和紙は植物性ですから呼吸しています。今生きています。そのため、一見環境が悪くても、その場所に長くあったということは、（新しくて良いはずだと思われる環境よりも）その場所に資料が適応している場合があります。

非常に悲しい事例があります。佐渡のある村で、長い間区有文書を毎年確認更新しながら伝えてきました。それは、地区の公会所のようなところで保存してきたわけです。ところが、建物が古くなったので建て替えることにしました。その時、大切な区有文書だから新しく文書をきちんと置く場所を作ろうということになり、新しい建物の中に文書庫を作りました。そこまではよかったのですが、部屋は作ったが保存に適した環境のことはあまり考えませんでした。その結果、その部屋に区有文書を保管して何ヶ月か経った後、全部

ばりばりの板状の文書となり、文書を開くこともできなくなったということです。残念ながら寂しい話です。ですから、そのときに何らかの形で、保存の仕方が分かっていれば、こういうことにはならなかったと思います。そうした意味でも『手引き』のようなものは必要だということになるのです。

つまり、自分たちで対応可能な保存の手立てというのはあるということです。資料は何故劣化するのかといいますと、資料を取り巻く環境の問題があります。一番問題なのは、温湿度と光なのです。それは陽に当たるということもありますが、実は蛍光灯の光などでも、長い間当たっているうちに資料がどんどん傷んでくるのです。例えば、古い資料館などで、展示してから二〇年間資料を替えないというようなことが時々あったりしますけれども、そうなりますと資料がどんどん劣化するということになるのです。ほかにも、空気の汚染や黴の問題などもあります。それでは私たちはどうしたら環境をよくできるかということですが、誰でもできることがあるのです。

その方法がＩＰＭ（総合的有害生物管理）です（手引き二四ページ）。保存のためには予防が大切で、文化財等に影響を及ぼす害虫を資料のある場所に入れない、カビを成育させないといった環境づくりに取り組むということです。回避、遮断、監視、それから駆除などの対処をして、害虫などの対策を見直ししていきましょうということです。こう申し上げますと難しそうですが、やることは普通のことです。

回避するのに一番いいのは**「掃除」**です。自分の資料館や資料を置いてある収蔵場所はきれいにしていますか。ゴミ、埃とか塵などは、カビの原因になります。掃除で周囲をきれいにするということだけでも予防ができるわけです。埃を払うだけでいいのです。天井もそうです。誰でもできることをなるべくこまめにやりましょう、ということです。

それから、遮断ですが、夏になるといろいろな虫が入って来て困るということがあると思います。それは、資料を食べたりする害虫ばかりではなく、蜘蛛やハエなどいろいろな昆虫が入ってくることがあるでしょう。ドアの下のあたりに隙間があると入ってきますが、そこに隙間ブラシを付けるとか、シーリングなどによって隙間を作らないなどの努力をすることだけでもだいぶ違ったりします。

早期発見が大事です。そのため環境調査というものが必要です。これはバグズトラップ、今ではゴキブリホイホイみたいなものがありますから、そういうものを何カ所かにきちんと仕掛けておいて、それで捕獲してみるという方法です。こちらは、フェロモントラップと言いまして、虫が臭いで寄ってくるものです。こうしたものは割と簡単に手に入れることが可能ですから、資料を置いてあるところはどういう環境なのかを調べることが大事かと思います。

また、空気環境の調査道具としては、最近ではリトマス試験紙のような「環境モニター」というものを使います。こちらはパッシブ

インジケーターと言います。これも青が緑になるとその部屋は酸性となります。部屋の空気環境は酸性にならなければいいわけです。逆に赤が黄色になるとアルカリ性です。一番良いのは中性の状態です。このような調査によって、環境に何かが影響していることが分かります。

また、皆さんは遮光カーテンを使っている方もいると思いますが、簡易にお金をかけずに窓を塞いだり遮光するために、段ボールを貼り付けて収蔵庫を密閉状態にする方法もあるわけです。

以上、「ＩＰＭ（総合的有害生物管理）」の作業を紹介しました。くり返しになりますがこのなかで手軽にできて、一番大事なことは、掃除することです。これは誰でもできます。また、テキストには、自分でできる修復と保存処置の方法が少し記載されておりますので、三二ページ、Ｑの五九、六〇、七二あたりを参考にしてください。

（四）古文書を読んで整理できるようにする

次に、読めなくてもできる整理方法は無いか、ということをお話しします。

基本的には、古文書を一〇〇％読みこなせる人なんていないと思っていいのです。古文書は十分に読めなくとも興味を持つことは大事だと思います。そのための古文書に親しむいろいろな方法を紹介します。

例えば古文書にしても、習字をしている方などは、（草書体などの）字から入ってくるということがあります。それから、歴史のことが好きだったりとか、古いものを見るとうれしくなる人もいるでしょう。名筆ですとか、美しい字に興味があったり、（絵巻物など）絵と一緒になっていれば、美術資料から入る人もいるでしょう。したがって、様々なアプローチから古文書のいろいろな楽しさや面白さを自分なりに感じると良いと思います。

それで内容を知りたい場合には、いきなり古文書をくずし字で読むのではなくて、すでに古文書が翻刻されて活字になっている資料集がありますので、そういう資料を自分で辞書を引きながら少しづつ読んでその中身が分かってくると面白くなると思います。

この手引きに挙げていますのは、読めなくてもできる方法です。例えば蔵を壊すにあたり蔵の資料調査をしようと思った場合、最初にやるべきことで誰でもできる作業としては、この蔵の中はどうだったのかということを調査することです。それは土蔵の中には資料がこういう配置であったということを記録します。このような図面は誰でも書けますので、簡単な図面を作っておきます。

そして、この調査の過程で資料に番号を付けておく。これを「現状記録」と言いますが、事前の調査です。こういう方法で、資料の保管場所とか収納容器～例えばタンスにきちんと番号を付けていって、その中はどうなっているのかについて、写真を撮ったり、スケ

ッチするだけでも立派な整理ができます。また、資料のまとまり毎に、一つひとつの資料に番号を付けておくといった方法もあります。袋などで整理できない場合、和紙でしおりを作って挟み込み、そこに番号を打っていきます。物と番号が一致すれば、取り敢えず整理はできます。四二ページやQの三二には整理道具の紹介があります。

それができたら、次に仮目録を作ります。これは全部読めなくてもいいので、もしできることであれば、いつのものか、誰が出したものか、表題～中身は分からなくても例えば「覚」と書いてあったらそれを記載するなど、とりあえず仮目録を作ります。

最近ですと、パソコンを利用して整理を行うことも多くなってきましたが、必要なところ、読めるところから文字を読んで目録を記述していくことで、最低限の整理は可能です。また、付けた番号順に写真を撮っていくだけでも記録はできるので、資料を読み込まなくとも、「物」としての把握ができれば、整理は可能なのです。

五．災害対応と資料整理ボランティア

（一）災害から古文書を守る

この後、第四章、五九ページからの「災害対応と災害対応協力ボランティア」のことをお話しします。

Qの七三から七八のあたりをご覧ください。平成一六年の中越地震の時の災害対応についていくつか挙げてあります。

この災害において私どもが行ったことは、所蔵者になんとか資料の廃棄を思い止まらせる呼びかけの文書を出そうということでした。中越地震のときに新史料協で出したもの、またこれと一連で県の文化行政課の課長と連名の文書もあります。この行動によって、中越地震時の資料は、当然捨てられたりしたものや売り払われたものもかなりありましたが、所蔵者に思い止まっていただき、残されたものもたくさんありました。また、長岡市の場合は、先ほどの文書を受けて広報誌に掲載をしました。「歴史資料は地域の宝、散逸防止に御協力を」という掲示によって、長岡市は大変な被害を受けたにもかかわらず、資料保存に繋がったということであります。

これを受けて、被災した自治体は、その自治体史編さん等で調査した所蔵者にお願いの文書を出しました。長岡市や十日町市では、編さんで調査をしたところに呼びかけの文書を送りました。その結果、中越地震のときは十日町市では約七万点、長岡市では一〇〇件の相談がありまして、一、五〇〇箱の資料が一時預かりされたということがありました。

大事なことは長岡市や十日町市は、所蔵者に「一時的に大事な資料を預かります」と言ったことなのです。預かって、その後寄託とか寄贈の意思を確認する作業を行いました。こういった意味で申しますと、やはり自治体史の編さん資料の記録は、終了後どう活用するか、という時に、災害時の資料の安否確認を通じて所蔵者と新た

な関係を築く際に活用できるというわけです。成果を活用して、所蔵者をはじめとして、市民に連絡し周知することによって、史料保存について様々な市民の理解を得ることができるということがあります。

長岡市が中越地震以来、長い間取り組んでいる活動の一つに避難所の資料の収集・保存活用があります。災害の時にこの自治体はどういう対応をしたのかということは知りたいところですが、長岡市は避難所の資料をきちんと収集し整理して震災文庫というかたちでアーカイブズ化することで他の被災自治体の支援に活用し役立てています。今後震災アーカイブズは、非常に重要な仕事になります。

災害対応の最近の事例としては、新潟市では全庁的に災害対応マニュアルというものを作りました。これは「貴課は地震等になったときにどういった対応（仕事）をしますか」ということを危機管理防災課が各課に問うたものです。私ども歴史文化課歴史資料整備担当では、例えば、公文書については、六箇所の公文書分類センターにこの順番で被災状況の確認をする、最終的に全庁の災害の記録を収集し、きちんとアーカイブズ化するとか、古文書の場合は、どの段階で所蔵者と資料の安否確認をする、被災資料の相談にはこのような手順で対応するなどについて、必要な文書や帳票類まで作ったものが、マニュアルに掲載されています。これは、ある意味災害に備える方法ということです。

日常業務の延長の問題として災害を捉えてみましょう。災害が起こると、どういうことになるのか。基本的に自治体職員はすべて、例えば避難所の担当とか様々な対応を迫られ、本来の仕事ができなくなります。そうなった時は外部のいろいろなところからボランティアが来たりしますが、そういった方々に協力していただくためにもいろいろな準備をしておく必要があります。実際の災害の対応の時には、所蔵者や資料の安否確認の呼びかけをすることになりますが、これはすぐできるわけではないので、日頃からどのようにして最終的に資料を救出して保存して活用するのか、というところまで考えておく必要があります。

次善の策としては、こういうものを作るといいでしょうという話です。皆さんの自治体には考古学の埋蔵文化財の遺跡地図などがあると思いますが、これをモデルに住宅地図などを利用して、そこに所蔵者の情報を落し込んだ内部資料として作っておくのです。それで何かあった場合に、ここには文化財があるとかこういう資料を持っているとか、そのような情報を入れた所在地図みたいなものを資料リストとともに作っておくと、例えば被災資料の調査などをしてくださるボランティアの方々がいてくれた場合に、これを渡して確認に行っていただくことが可能なのです。このことは前の『手引き』の完成時から提案していますが、現実的にはなかなか進んでおりません。

実は、災害の後に資料が無くなるのは、災害ゴミの処理の期限が来たとき捨てられる可能性が高いそうです。これは長岡の人たちが

経験上言っております。そのため、災害ゴミの処理の期限に併せて資料相談を受け付けるとか、被災した資料はなるべく現地で対応していくことが大事なのです。また、担当者が避難所勤務などで日常業務の自分の仕事もできない時でも、何らかの外に向けての災害情報を発信することが必要です。そして日頃から周辺の自治体とできるだけ協力が得られるように意思疎通をしておく。自分で抱え込んではなかなか出来ないことも多いと思いますので、情報を発信するということが大事になります。

（二）市民協働と災害対応資料整理ボランティア

もう一点は、ボランティアの話です。ここでは一つ具体的な事例を紹介しながら、話をしてまいりたいと思います。

ボランティアといいますと、このところ市民協働という言葉を聞くようになったのではないかと思います。そもそも、市民協働はなにかというと、本来は市民ニーズに応えるために様々な団体に市民自治の担い手を求めて、行政と市民が協働経営をすることとあります。実際には一方に頼り切りかもしれません。行政課題としてできないことに対して市民の力を借りて、解決していくというのが本来の姿のようです。新潟市にも市民協働課がありますけれども、市民活動に対してどういう補助金を出すかという話が多いようです。お互いに知恵を出し合って、問題解決していくというあり方になるべきですが、例えばこういった古文書の整理等について、適用したらどうなるかということです。

十日町市では、被災資料の整理から始まった市民による資料ボランティアの活動が活発に行なわれております。十日町市は、市史編さん後、現地保存で所蔵者に返却していましたが、平成一六年の一〇月二三日の中越地震で被災すると、一早く資料の預りを宣言し、その年の一二月末には、一六万点が集まってきました。

十日町は織物産業で有名なところです。その中に江戸時代からの縮問屋、いわゆる越後のちりめん問屋ですが、その大きな蕪木（かぶらぎ）家という加賀屋の資料が七万点ありました。ここが崩れて、蔵が駄目になって、その資料を救出しました。これは市史編さんでも使った資料で、立派な箱に入っているのですが、何しろ、集まった資料の量が加賀屋資料を含めて全部で一六万点です。これをどうやって整理していこうかということになりました。

そこで、十日町市史に関わった専門家の一人が、市民の手で整理作業ができないかということを考えました。その専門家は定年退職していたので、実際には、担当した学芸員が事業化するのですが、その学芸員の専門は民俗でしたので、その整理そのものはなかなかできないわけです。しかし、山積みされている古文書の山をどうするか、何とか整理しなくてはならないということで、ボランティアの手を借りるしか選択肢はありませんでした。

そこで、この専門家と学芸員が考えたのがこの災害資料整理のボ

ランティア活動なのですが、ここでよかったのは能力やニーズによるチーム別にしたことです。例えば読める人、全く読めない人、それから力仕事、いわゆるボランティアをやりたい人、それから古文書にちょっと興味がある人、それから資料の整理ぐらいはできる人に分かれてチーム別にボランティア活動をしました。

全体としては**誰でもでき、参加できる古文書整理をしよう**ということになりました。『手引き』第三章の目録作成でも仮目録などの話もしましたが、完璧なものは作らなくてもいいので、とにかく最低限のデータがあればいいということになりました。読めなくても参加できる作業には、例えば埃を払うことなどがあります。

実際にやってみると、やはり古文書の本物に触るということがいかに興味をかき立てるかという効果がありました。実物を見る、これが二〇〇年、三〇〇年前に我々の祖先が扱ってきたものだと、それだけで愛着を持つことになります。そうしますと少し勉強してみようかということになりました。そこで、さきほどの発案者の専門家が言ったことが、「古文書を読めなくてもいい、読めなくても間違えてもいい。間違えれば恥ずかしいと思う、そうではないのです。間違えても恥ずかしくないのです。分からなかったら分かる人に聞けばいいのです。逆に言えば間違い続けることの方が恥ずかしいですよね。」ということなのです。

楽しく、古文書に触れる。字を読むことに関してお互いに教え合う。そうやって作業を進めていく。そして少しずつ進めることができるとどんどん進んでいくわけです。さらに、だんだんとできてくると欲が出るようになります。欲が出てきますと少し勉強してみようかなとなります。各人は一点一点を見てますから、そのうち七万点のうち今自分が読んでいるのはどういうものなのか知りたいし、読んでいるものの内容を発表したくなるわけです。そうすると自分自身で勉強して、そのことをよく知っている人の話を一緒に聞くようになります。最終的には、専門家と一緒に研究会に行って、『縮問屋の加賀屋の世界』という本まで作ってしまったのです。

そうして五年、一〇年と続け、そして整理が終わると、所蔵者への目録贈呈式があり、これが一つのイベントになります。皆さんが自分たちで関わったものですから、大事に感じます。それに併せて記念講演会も行いました。

ボランティアの皆さんにとって何が良かったかと申しますと、作業は面白い、実物に勝るものなし。やっぱり和紙の手触りとか、筆の勢いとか、その時代の人々の生きざま、息づかいとか喜怒哀楽みたいなものが分かってくると面白い。例えばこの加賀屋の奉公人は、京都へ行って出店（出張所）を開設したけれども、結局全部食いつぶしてしまった。そういった資料などが残っていたりするわけです。そういうものから入っていって、今も昔もそういう話があったのかというわけです。さらに専門家がミニ知識みたいなものを披露しながら参加者の興味をかき立てるということで、どんどんコミュニケーションが図られ、仲間が作られていきます。

そのうちに今度は、資料整理ボランティアの皆さんが自分たちの成果を出すようになってきます。一〇年間継続していると、いろいろな資料を扱いますので、展示会を開催できるようになります。十日町市では、古文書だけでなく写真資料の整理などもしていましたが、被災した写真の整理をし、これを展示会で発表すると、これを見に来られた市民からこんな感想が出てきました。

「今では考えられない十日町の風景に胸が熱くなった」、「雪に向かって前向きに生きる姿みたいなものが感じられる」、「涙が出るほど感動した」、「どの写真を見ても、昔こうだったなと笑顔になる」、「あのころの音が聞こえる」など。素晴らしいことです。これが人々の生き方に非常に力になるわけです。資料が力を与えるということなのです。整理ボランティアの活動の意義としましたけれども、地域住民は資料と直接対峙することによって、地域の歴史的な価値を実感していったわけです。

担当した十日町市の学芸員の高橋さんが、『資料整理ボランティアの歩み』の中でこんなことを言っています。「分析をしてみると、まさにその地震や豪雪で街が変わっていく。そうしますと地場産業、織物業などが衰退する、人口が減る、喪失感みたいなものがみんなあったと思うんですよね。けれども、この写真を見ることによって、ここまで頑張ってきたのに駄目になったというその心がですね。昔からこんなに頑張ってきたんだ、ここまで成し遂げられたんじゃないかというようなそれぞれの人生を肯定していくというんですかね、達成感みたいなものを得ていくことができる。これが、心の復興に繋がった。」と。

まさにそのとおりではないかと思います。つまり、市民ボランティアによる資料整理の意義は、地域住民が資料と直接対峙することによって、地域の歴史的な価値を実感し、史料保存、古文書など昔の資料というものは大切なものだから、後世に伝えていこうということをみんなで共有できるようになることにあると言えます。そのことは大変価値ある体験になるということです。「捨て忘れられようとしていた地域の歴史を地域の人の手に取り戻す試み」と高橋さんが述べたこの資料整理のボランティア活動は、結果としてこの地域に新たな地域資料の保存のネットワークみたいなものを作っていくことにつながったと言えましょう。このことから，古文書等の歴史資料には、何か秘められた力があることを感じられるのではないでしょうか。

六．むすびにかえて～古文書の力を見直す

以上、ここまで、『手引き』を使って誰でもできる資料整理・保存や災害対応の仕方にはこういう方法がありますということをお話しさせていただきました。

東日本大震災後、私は全史料協（全国歴史資料保存活用連絡協議会）の震災臨時委員会の委員として、我々は資料の保存活用のため

に、今後どうしていったらいいのかという話や調査などをしてきました。その過程で分かったことは、資料所在確認調査の重要性です。資料がどこにあるのか、それからどのくらい確認ができているのか、資料所在確認調査をしましょうと言われ続けていますが、現実にはなかなかできていない状況があります。新史料協でも所在確認調査のすすめを実践してきましたが、一度やるとそれで終わり、その後何十年も確認しないというのが実情です。

しかし、東日本大震災の際に素晴らしい取り組みをされたのが仙台市史編さん室です。仙台市は震災後被災状況の所在資料確認調査を行いました。このような状況ではなかなか調査は進みませんし、普通ですと確認調査というものは一巡すれば終わりです。ところが、仙台市は所蔵者がいない、会えなかったりすると、二回でも三回でも所蔵者のもとを訪ねました。まず、所蔵者に直接お会いすることによって所蔵者との信頼関係ができてくる、また来てくれたねという話になり、そこで災害資料に対するケアもできますし、それだけではなく、あの家にも古いものがあるよという情報提供などがあり、新しい資料と出会えることになったというのです。

つまり、所在の調査は何度も繰り返して行うことが大切だということです。仙台市史編さん室の取組みによれば、ご自分でお持ちの資料が大切な資料だということが分からないとか、あるいは自分の家に何があるかどうかも分からない所蔵者もたくさんいるということです。それゆえ日頃から資料の所在確認調査を行って所蔵者を大事にしていけば、そして各市町村がこの活動をしていくことができれば、備えあれば憂い無しということになると思います。ですから、全国的にこれをみんなでやっていきましょう。

また、このところ「古文書は役に立つ」という話を聞くようになりました。

大分県の例ですが、東日本大震災の後に地域防災計画を立てるという話になりました。普通は地震学に基づいた想定シミュレーションを使って、どういう条件だとどこまで津波が何メーターなのかなど、根拠も科学的なものを使って行います。ただ大分県が違ったのはそれに加えて、主に地域資料を担当している先哲史料館という県立のアーカイブズに対して、県立歴史博物館と協力して、これまでやってきた資料の所在確認調査で明らかになった記録資料の成果を元にして、今まで県内で起こった災害の状況を古文書の中から全部洗い出せとそう命じたのです。

これに対して、先哲史料館らは、きちんとストーリー立てをして古文書の内容についての説明をしたところ、県民から、古文書の話の方がよく分かる、科学的な話を聞くよりも古文書の説明の方が分かるということになりました。どういうことかと申しますと、古文書が語る話というのは事実の積み重ねであり、実際に起こったリアルな記録なのです。

古文書からは、かつて地震の時にこれだけの恐怖を味わって、これだけ多くの被害があったという当時の人々の記録が読み取れま

す。そのことを私たちのような担当者が県民にわかりやすく提示することによって、現実味のある事実として伝えられることになります。つまり、まさに人間は過去の歴史に学び、その記録を読み取る。そして教訓は生かさなければならないという話になってくるわけです。

その結果、大分県では古文書を活用することは、災害の原因を明らかにし、近隣周囲の人々に防災の意義を理解してもらうために力を発揮する、すなわち「古文書は役に立つ」ということが認識されたということになります。そうすると行政運営上でも、これまで大切に保存してきた古文書を防災政策上調査し活用するということは、極めて重要な施策になり、大分県では古文書を調査することの意義があらためて認識されたそうです。

最後に先ほどの十日町市のお話に戻ってみますと、被災資料の整理ボランティア活動の成果が、人々が感動する、胸が熱くなる、前向きに生きる力を与えることになったということは、改めて「古文書」等の歴史資料の持つ根源的な可能性を感じることができると思います。実は古文書や歴史資料には、人々の心を復興させたり、地域を再生するための秘めた力があるということです。つまり、ただ単に古くて歴史的な価値のある資料というだけでなく、過去に学び未来に備える役に立つ資料として「古文書の力を見直す」ということから新たな仕事が生まれるのではないでしょうか。

「古文書」はそれ自体ではその価値や力を誇示することはありません。担当者、そして資料と関わる様々な人々の手を経由してその力が明らかになっていきます。地域の資料と住民を繋ぐのは、まさに我々の仕事です。古文書は、好きな者だけが携わるのでなく、その潜在的な力や魅力に気づいたならば資料に敬意を払いつつ、私たちも自信と誇りを持って、この仕事に取り組んでいくことができるのではないかと思います。

以上になりますが、この手引きを紹介させていただきながら、私の講演を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平成二九年度企画展「明治一五〇年～秋田県の誕生～」の開催

佐々木　康久

一　はじめに

秋田県公文書館（以下当館）は、平成五年、東北地方で最初の公文書館法に基づく公文書館として設置された。

当館は、秋田県（以下本県）の公文書と廃藩置県前の秋田藩から引き継いだ文書を中心に、およそ公文書七万三千点、古文書六万八千点、その他行政資料二万七千点の合計一七万点弱の資料を所蔵している。秋田藩を統治していた佐竹家から旧秋田県立秋田図書館を経て当館に移管された文書群である「佐竹文庫」、秋田藩から秋田県が引き継いだ「秋田県庁旧蔵古文書」などの藩政期の文書や、戦前期の「秋田県行政文書」などの公文書を閲覧に訪れる研究者も多く、年間およそ七千名の来館者を迎えている。

企画展ポスター

また、毎年、本県の永年保存と保存期限が到来した公文書の引き渡しを受け、評価、選別をして保存、廃棄の決定を行い、プライバシー点検の作業を経て公開を行っている。

開館以来当館では、一般県民に向けて公文書館の周知や利用促進のため、公文書館講座や県政映画上映会などの普及活動を行っている。ここでとりあげる企画展による当館所蔵資料の紹介も普及活動の一環である。

二　企画展「明治一五〇年～秋田県の誕生～」への取り組みと内容構成

今年度の企画展は、本年が明治一五〇年にあたることから「明治

一五〇年～秋田県の誕生～」をテーマとして開催している。幸い例年以上に好評で、前期は約三千名が来場し、後期も順調に来場者数を伸ばしている。

展示室全景

当館の企画展はこれまで、原則として公文書班（主に秋田県の公文書担当）、古文書班（主に近世の文書担当）が隔年で交互に担当してきた。しかし当館の中期業務ビジョンの策定において、今後の企画展を両班共同で担当し、一つのテーマで江戸期以前から明治期以降を通して事象を見ることによる多面的多角的な展示を目指すことになった。

今年度から新たな体制となった企画展への当館の取り組みについて、以下で紹介していきたい。

（1）企画展準備の視点

明治維新は日本全体の出来事であるが、中央から見た視点で説明される学校の教科書とは、展開の順序が異なる地域も多い。実際、秋田では、江戸城が無血開城され江戸が東京となった時、まだ戊辰戦争は始まっていなかった。明治に改元された後でも、東北地方ではまだ戦いが続いていた。また、奥羽越列藩同盟でひとまとめにされる北日本であるが、各藩はどのように進むべきかで揺れており、様々な駆け引きがあった。秋田藩などは結果的にこれを脱退し、周辺各藩との戦いが起こった。したがって、当館の企画展では、明治維新や近代化が「秋田で」どう進んだのかを重視し、展示資料の選択やコーナー構成を行った。

また、中期業務ビジョンで策定された学校との連携を推進する取り組みの一環として、学校の児童生徒が理解できることを意識した展示の内容構成とするようにしている。

（2）展示資料選択について

企画展では、できるだけ原資料を展示するようにしている。やはり、現物は何かを伝える力を持っていると感じる。しかし展示では、資料を一枚一枚めくって読んでもらうことはできないため、特に簿冊形式が中心の公文書資料は、パネル等の展示に適した形状にした複製品を作製して展示する必要が生じる。資料を選択する際、展示可能な形状の原資料をあくまで選ぶか、複製品が多くなってしまっても見せたい資料を選ぶのか、悩ましいところである。

また、一般県民に向けた展示である以上、予備知識がなくても読むことや理解することができる内容であることが必要である。それ

にある程度の展示の見栄えは、一般の人の来場を促すためには必須である。そのため、絵や図の形式になっているものや、少しでも色気のある（墨一色ではなく）ものを展示資料として選択するように心がけている。こうした面で展示資料の選択には、いつも苦心させられる。

（3）展示資料を見てもらう工夫
～キャプションと複製作製時の留意点～

展示をする側は、どうしても展示資料に詳細な説明をつけてしまう傾向がある。しかし、来場者にとって説明を読まないとわからない展示は煩わしく、展示から来場者を遠ざける結果になってしまう。また、展示に付されているキャプションを詳細にすればするほど、文字が小さく読みづらくなる傾向がある。

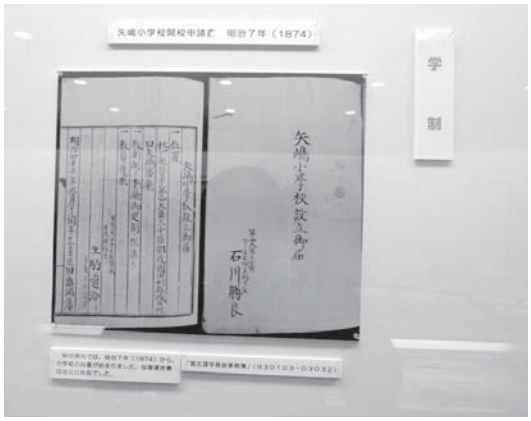

複製資料の例（全景の一番左側の資料）
※簿冊をＡ１サイズに拡大

そこで数年前から、資料そのものをじっくり見て、読んでもらおうという意図から、できるかぎり展示資料に説明をつけないようにしており、説明をつける場合でも三行以内におさめるようにしている。また、複製資料を展示する場合は、資料の文字が十分読める大きさに拡大して作製するようにしている。さらに、説明や題名、資料番号は大きな文字で表示するよう意識し、題名や説明の別により大きさは分けているが、最小でも掲示で三八ポイント以上の太字、展示台の上に置いているものでは三四ポイント以上の太字を使っている。他の展示施設の職員からは「字が大きすぎるのでは」と指摘されることもあるが、年齢層が比較的高いこともあり来場者からは好評である。

（4）関連行事

詳細な説明がない展示で本当に来場者に理解してもらえるのか意見があることと思う。それを補う意味でも公文書館講座の一つとして、企画展の内容を解説する講座も実施している。企画展全般の解説に加え、準備段階での裏話や展示できなかった資料についても取り上げ、資料の利用促進を図っている。本年は館内開講とし、展示室での解説も加えた。例年四〇名ほどの出席で、展示内容がより深くわかると好評である。

さらに要望があれば、ギャラリートーク（展示解説）も実施している。

（5）広報活動

今年度から新たな広報手段としてツイッターを採用し、少なくとも週に一回は、所蔵資料の紹介を中心とした情報発信を行っている。開催の一か月ほど前からは、集中的に企画展を取り上げ紹介した。企画展へのマスメディアの取材でも当館のツイッターによる情報発信が話題になった。

また、学校との連携を図るため、学区内の小中学校と秋田市内の全ての高校には、パンフレット、ポスターを配布している。

若年層の来場者が例年より増加した印象があることから、これらの効果があったものと考えている。

会期中のツイッターの一例

（6）外部発注と内部作製

企画展開催のためには、展示用パネルの作製やパンフレット、ポスター等の作製が必要である。こうしたものの作製は外部発注をすることも多いが、当館では、パンフレット、ポスターの印刷を除いて内部作製としている。特に制約をつけられているわけではないが、やはり館全体の予算ということは意識せざるをえない。手間はかかるが、近年の機器の進化から外部発注した場合とさほど遜色のない仕上がりが期待できるようになってきている。それ以上に、仕上がりが考えていたものと異なる場合などは修正がフレキシブルにでき、単に経費の削減だけではないメリットがある。

複製パネルの修正作業

（7）内容構成

以上の視点から準備を行い、内容構成は次のようにした。

①幕末の秋田　江戸時代末
②秋田の戊辰戦争　慶応四年（明治元年）
③知藩事の制度　明治二年～三年
④廃藩置県と秋田県の成立　明治四年
⑤秋田の近代化　明治時代初め
⑥市町村の整備　明治時代初め

⑦トピックス

（前期）明治天皇の秋田巡幸　明治一四年

（後期）明治維新の周年行事と明治天皇の秋田巡幸

明治一四年、大正～昭和

三　おわりに　～来年度への課題～

今年度企画展への取り組みの概略は以上である。

取り組みの結果として、次の点が来年度への大きな課題となった。

①中期業務ビジョンによる、近世から現代を貫くテーマでの取り組みの難しさ

②一般県民の当館への理解を図るためのテーマ設定や資料選択の難しさ

③原資料を展示することと、原資料のよりよい保存条件確保とのジレンマ

④文書館施設での展示のあり方はどうあるべきか

こうした課題も、来年度に向け、企画展への早期の取り組みで解決していきたいと考えている。

なお、この企画展は平成二九年一一月二九日（水）まで開催している。是非、御来場いただき、御高覧いただければ幸いである。

企画展をとおして、先人の業績に思いをはせ記録を残し伝える公文書館の役割を、少しでも多くの県民の皆様に伝えていければと考えている。

（公文書班　ささきやすひさ）

※　本稿は、平成二九年一一月二〇日発行「アーカイブズ」第六六号（国立公文書館）に寄稿したものを、そのまま掲載したものである。

秋田県公文書館における普及活動の課題と今後に向けての展望

村山純一

はじめに

秋田県公文書館（以下、当館）は、秋田県公文書館条例に基づき、平成五（一九九三）年一一月二日に開館した。その秋田県公文書館条例の第一条が次の通り。

第一条　歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供するため、公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）第四条第一項の公文書館として、秋田県公文書館を秋田市山王新町十四番三十一号に設置する。

この条文によれば、当館の業務は大きく、史料の「保存」と「利用」の二つに集約されるが、「利用」の拡大を図る上で欠かせないのが普及活動だと考える。しかし、必ずしも日本のアーカイブズにおいては普及活動が重視されてきたとは言えないとする意見もある。例えば、森本祥子氏は、歴史研究者以外の人々の利用拡大による史料の劣化を恐れたがためにアーカイブズは普及活動に対して消極的だったと指摘[1]している。それに対し、柴田知彰氏は、日本のアーカイブズにおいては、保存管理業務に比べて普及活動等の利用提供段階の業務が軽視される傾向にあるが、そこに関して優劣を付けるべきではないと普及活動に関する業務も重要だと指摘[2]している。また、太田研氏は、当館で実施する公文書館講座における事務・広報・教材等のさまざまな工夫を通した成果と課題について論じた[3]り、当館の閲覧室内のスペースやホームページの整備・改良、毎年実施中の県政映画上映会での試み等を通して、館内全体で小さな工夫を積み重ねることの重要性について齋藤奈美氏と共に論じた[4]りしている。アーカイブズ・カレッジ短期コースにおいては、加藤聖文氏が「北方少数民族資料館ジャッカ・ドフニ」や反戦平和資料館「わびあいの里」の例を挙げ、残すことの必要性を市民や行政で共有できなければ、そのアーカイブズは消滅するという指摘[5]をしていた。

このようにさまざまな意見はあるものの、アーカイブズ・カレッジ短期コースにおける講義や他の研修生との対話を通して他館の様

子を聞いてみても、アーカイブズにおける普及活動の重要性についての理解は深まってきていると思われる。金山成子氏も、「保存と利用は両輪であり、利用者がいることで史料は生かされ、些細な劣化損傷にもすぐに気付くことができる」と、アーカイブズにおける利用者が果たす役割の重要性を述べていた(6)。しかし、太田氏や齋藤氏が当館での普及活動の成果と課題を論じてから数年経つものの、財政面や人員面での制約等もあり、当館における普及活動に関して大きな進展があったとは言い難いのが現状である。

今回、一一月一三日から一八日までの六日間、京都市で開催された国文学研究資料館主催の「平成二九年度アーカイブズ・カレッジ（史料管理学研修会）」に参加し、さまざまな視点からアーカイブズについて理解を深めることができた。その研修で学んだこと、当館でこれまで取り組んできたこと等を通して考えた、当館における普及活動の課題と展望について論じることとする。

一　当館で行っている主な普及活動

①刊行物の出版

広報紙や刊行本等を定期的に出版している。当館の毎年度の活動報告や所蔵史料の紹介をしている『公文書館だより』（年一回発行）、当館の所蔵史料ならびに所蔵史料にまつわるエピソードを載せた広報紙「古文書倶楽部」（年六回発行）、当館の所蔵史料を活用した調査・研究活動や当館職員の論考を収録した『研究紀要』（年一回発行）等が主なものである。古文書については、秋田藩の藩政史料の調査・研究の成果を示す意味も込めて翻刻本も毎年刊行している。

②企画展の開催

毎年秋頃に開催している。以前は、古文書班と公文書班とが一年交代で企画立案・準備・運営をしていたが、今は古文書班と公文書班とが合同で行っている。両班が連携することで、近世から近現代と時代を股に掛けた横断的なテーマを設定できるようになり、展示史料の選択肢も増えた。今年度は「明治一五〇年～秋田県の誕生～」というテーマで開催したが、前年度よりも入場者数は大幅に増えた。

③公文書館講座の開催

当館所蔵史料をテキスト、当館職員を講師とする講座を毎年開催している。史料やそれにまつわる事象への知識を深め、歴史への興味・関心を高めてもらうと共に、歴史史料の保存と活用の重要性や当館の活動について県民の方々に理解を深めていただくことを目的としている。今年度は七月に古文書解読講座を八回、一〇月に企画展解説講座を一回開催した。

④古文書相談の実施

月二回程度のペースで古文書相談日を設けている。相談者の所蔵

もしくは当館所蔵の史料を対象に、読めない文字を読むためのお手伝いをしている。この機会を利用して疑問を解決し、それがきっかけで閲覧室利用や講座への参加等が増えた方もいる。

⑤県政映画上映会の開催

県政に関するニュースや各地域の話題を集め、かつて「県政だより」や「県政ニュース」等の名称で、県内各地の映画館で幕あいに上映された県政映画の上映会を年二回、それぞれ内容を変えて開催している。今年度は各回とも、昭和三〇年代から四〇年代のニュース映像をはじめ、県政における各分野の施策やふるさとの四季を紹介する五本の作品を計一時間ずつ上映した。

⑥ホームページやＳＮＳを利用した広報活動

ホームページとツイッターで、当館の概要や所蔵史料・刊行物の紹介、活動報告、行事の案内等をしている。ホームページでは、デジタルアーカイブの提供も行っている。

このように、当館ではさまざまな普及活動を行っている。これらの普及活動は概ね利用者からは好評を得ているが、客観的に振り返ってみると、まだまだ工夫していくべき余地のあるものばかりである。そこで、当館の利用状況や講座のアンケート集計結果等を踏まえ、まずは当館の普及活動における課題を探っていく。

二　当館の利用状況とそこから見える課題

当館には、利用者の存在が不可欠と考える。私は当館に今年度から勤務しているが、利用者の存在が、業務を行う上でいい意味での緊張感を与え、やる気を高めてくれていると日々感じている。また、実際に「史料を見る」「史料に触れる」ということを通して、一人でも多くの方々に一つひとつの史料の持つ重みを実感していただきたいと考えている。では、当館の利用状況はどのようになっているのか。当館の平成二九年一一月利用統計状況（資料1）をご覧いただきたい。この表は、四月から一一月までの利用者数の推移（平成二四年度から平成二九年度）を比較したものである。利用者合計については、平成二四年度から平成二七年度まで年々減少したものの、平成二八年度から平成二九年度にかけては増加している。この数字を見れば、利用者が増えていると前向きに捉えることはできる。しかし、その内訳を見ていくと、気になる点がいくつか見つかる。

一点目は、古文書班を中心に、利用相談者数が平成二九年度に大幅に増えているということ。これは、利用者の目線に立ち、些細な質問にも今まで以上に丁寧に答えていこうという意識を職員全体で持つことができたためと考える。その結果、複数回相談に訪れる方が増え、利用相談者数の大幅な増加につながったと思われる。

二点目は、講座・展示・会議等参加者数は確実に増えているもの

の、閲覧室利用者数はそれほど増えてはいないということ。企画展の参加者数の伸びが特に大きいが、テーマ設定の工夫や広報面での努力（ポスター、ツイッター、ホームページ、新聞、テレビ等の利用）が功を奏したものと思われる。しかし、それが閲覧室利用者数の伸びには必ずしもつながっていないのが気になる。この点については、かつて太田氏も同様の指摘[7]をしている。当館は秋田県立図書館と同じ施設内にあるため、図書館の利用者も企画展を気軽に見ることができる。そうした方たちに、当館の閲覧室にも足を運びたいと思わせるような工夫が求められる。また、各種講座についても参加者数は横ばいもしくは微減という状況であり、何かしらの対策を考えていく必要があると思われる。

それから、公文書館講座については、「古文書解読講座」アンケート集計結果（資料2）もご覧いただきたい。古文書解読講座については、その内容の特性もあるが、六〇代以上の参加者の割合が九四％を占めるのに対し、四〇代以下の参加者は一％しかいない。また、受講経験（参加回数）を見ると、二回以上の方の割合が八〇％以上を占めるのに対し、初参加の方は二〇％未満であった。一度参加した方についてはその後の講座への継続的な参加が期待できるものの、新規に参加しようという方や若い方の参加が少ないため、その点が課題として挙げられる。なお、複数回参加している方については、以前から当館を頻繁に利用している方も多く含まれるので、閲覧室利用者数が劇的に増えることにはつながらない。やはり、新規の参加者が増えるような講座の内容や広報活動等を考えることが必要だ。

しかし、さまざまな形の企画展や講座を開催しようとしても、先述したように、現在の体制では財政面や人員面での制約があり、当館の力だけで解決するのには限界も感じる。数年間、当館の普及活動に大きな進展が見られない原因も、ここに起因するところが大きいのではないか。

私の知人たちに聞いてみても、「公文書館」という名称だけでは、何をしている施設なのか分からないという方が多い。当館を利用するきっかけとしての普及活動の在り方を模索していきたい。

三　当館の普及活動とその展望

①人材難の解消と翻刻本刊行事業の継続

当館の古文書班の正規職員は三名だが、人事異動があるため、一〇年や二〇年と長期に渡って当館で勤務することはできない。また、教育委員会からの出向で異動となる職員がほとんどなため、古文書の知識量も職員によって差が激しい。そのため、翻刻本の校正作業、古文書解読講座、古文書相談等に関しては、古文書に精通した四名の嘱託職員の力によるところが大きい。当館になくてはならない存在になっている。しかし、高齢化や後継者不足の問題があり、現在の体制をいつまで維持できるかは不透明な情勢だ。こうした人員不足や人材難の問題は全国のアーカイブズでも課題になっており、安

藤福平氏の講義[8]では内閣府の公文書管理課について、大塚活美氏の講義[9]では京都学・歴彩館について、それぞれ少人数で膨大な史料の管理を行わざるを得ない実情が指摘された。

この課題を解決するために、公文書館講座を活用できないか。若い世代になればなるほど古文書に触れる機会は少ないため、来館して積極的に講座を受講しようという気になる人は少ないのだろう。そこで、当館に勤務する可能性のある行政職員や若い世代の人を対象とした古文書解読講座や当館についての基本的な知識を学ぶ講座を開催してはどうか。先述したように、当館の古文書班に配属される職員は、教育委員会から出向（特に高等学校の地歴公民科、中学校の社会科の教員）している場合が多い。したがって、例えば、若手の教員たちを対象にした講座を開催する。アーカイブズ・カレッジ短期コースの「総括討論」で提案した方もいたが、初任者研修や一〇年経験者研修、教員免許状更新講習等の機会に合わせて実施するのも有効策と考える。それが、専門的な知識を有する教員を増やし、当館に配属された教員が即戦力としてスムーズに力を発揮することにもつながると思われる。また、河野未央氏も講義の中で、尼崎市立地域研究史料館では現在、小学校や大学等への出前授業を行っているが、その前にまずは教員の方々に文書館をどんどん利用してもらいたいと述べていた[10]。講座を受講した教員が当館の所蔵史料を生かした教材作成・授業展開を積極的に検討するようになり、それがさらに若い世代へと受け継がれていくと期待できるのではないか。

このことは、当館で実施中の翻刻本刊行事業にも良い影響を与えられると考える。当館でこれまでに刊行した翻刻本（資料3）は、いずれも藩政期の秋田の様子を知る上で貴重な史料ばかりである。そのため、当館で所蔵するこれらの史料の原本を見に来館する方も多い。しかし、古文書の知識の有無には個人差があるため、活字にした翻刻本は非常に役に立つ。また、史料の内容を詳細に知ることで、史料の価値をより深く知ることにもつながるのは間違いないので、翻刻本の刊行には大きな意味があると考える。

私は当館に異動した当時は古文書がほぼ読めない状態だったため、この翻刻本の校正作業に関しても苦戦を強いられ、辞書を片手に四苦八苦しながら古文書に慣れようと努めてきた。まだ完ぺきではないが、同僚の協力も得ながら少しずつ作業にも慣れ、作業効率を上げることができた。そして、古文書を多少なりとも読めるようになると、その面白さにも気付けるようになった。岡本元朝という秋田藩で家老を務めた人物の日記なのだが、テレビのワイドショーで話題になるような事件に関しては妙に細かく記述をしていたり、水害や火事等の災害に関する記事が適宜出てきたり、日常の些細な出来事について感じたことを述べている記事もあったり、読めば読むほどに奥深さを感じられる。古文書を読むのは大変だが、苦労を重ねた上で読むからこそ感じられるものもある。言葉で説明するのは難しいが、実際に「触れる」「見る」「読む」ことで古文書の良さ

は初めて感じられると実感したので、その入口としても十分に活用できる翻刻本の刊行事業は今後も継続すべきと考えている。しかし、経費や人員等の問題により、いつまで続けられるか不透明な状態にあるのが現状でもある。その状況を打開し、古文書に興味を持つ人や当館の活動への協力者を増やすためにも、公文書館講座の柔軟な運用を検討していければと思う。

②公文書館講座の応用と市町村レベルの機関との連携

新しい講座の形を考えた時に、刊行物の解説講座を実施するのも面白いのではないだろうか。尼崎市立地域研究史料館では、刊行物の『尼崎市史』を読む会を開催し、ただ刊行して終わりではなく、「読まれる」市史を目指しているとのことである。[11]これを当館に当てはめて考えれば、これまで刊行してきた翻刻本を読む会を開催することで、古文書に触れる機会を利用者に積極的に提供することができる。古文書解読講座に向けた入門編と位置付けてもよいだろう。翻刻本を刊行してきた史料は、そのどれもが重要なことが多数記されているものばかりなので、一人でも多くの方に読んでいただくことで、その原本を所蔵し、翻刻本を刊行した当館の存在感も高まるのではないか。

さらに、現在はすべての講座を当館の多目的ホールで行っているが、これを館外で行う出張講座も開催することで、秋田市以外の方も参加しやすい体制に変えることはできないか。先の古文書解読講座のアンケート集計結果（資料2）を見ると、秋田市以外からの参加者の割合は全体の二〇％未満である。すべての市町村を回ることはできないが、県北、県南各一カ所ずつでも適宜行うことはできないか。また、当館が中心となって様々な活動を行うのは当然のことだが、職員の数にも限りがある中にあっては、市町村の協力も時には求めていく必要性を感じる。平成二九（二〇一七）年五月三日に市町村立のアーカイブズ施設としては東北初となる大仙市アーカイブズが誕生し、秋田県ではアーカイブズへの関心も高まりつつあると感じる今こそ、様々な自治体と連携した動きを展開できるチャンスと捉えたい。そのためには、古文書やアーカイブズに関する知識を有する職員を各自治体で一定数確保していく必要もあるので、ある程度の十分な体制を構築するまでには時間を要するかもしれないが、実現に向けた方策を今後各所と連携しながら考えていければと思う。

太田尚宏氏は、現地調査の際に、調査の仕方や適切な史料の保存方法の説明を兼ねた古文書ワークショップを開催したと講義の中で述べていた。[12]最近、私が電話で古文書解読に関するレファレンス対応をした時に、当館の場所が居住地から遠いので簡単には行けずに残念だとおっしゃった方がいた。当館の利用者には高齢者も多いので、今後同様の相談が増えることも予想される。そうした方への対応も、当館で出張のワークショップや出前講座を開催したり、他の機関との連携を取れるような環境が構築されたりすることで解決を図れるようになるのではないかと期待する。

③ＳＮＳの積極的な活用

すでに開設しているホームページに加え、当館では平成二九（二〇一七）年五月からツイッターも開設した。当館ホームページは秋田県のホームページの中に開設されているため、閲覧者への見やすさを意識した作りを目指してはいるが、独自色を発揮しにくい環境にある。そこで、多くの方々に当館をより身近な施設と感じてもらうことをねらい、若者にも利用者の多いツイッターを活用した広報活動を行うこととした。また、ツイッターを開設している全国のアーカイブズと相互フォローをすることで情報を自然な形で共有し合ったり、県外の方にも当館への関心を持ってもらったりすることを期待している。内容は、当館の概要、所蔵史料の紹介、企画展や講座等の宣伝ならびに活動報告等、多岐に渡る。ツイッターの特性を生かし、時事ネタともうまく絡めながら、そのネタと関連するキーワードにちなんだ史料を紹介することもある。少なくとも週に一、二回程度は必ず更新をしている。主担当の職員はいるが、公文書班と古文書班とでそれぞれ案を出し合いながら、当館の情報を幅広く公開している。

利用者の方に話を聞いたところ、ツイッターを見て、企画展を見に来たという方もいた。数字上でも、企画展開催期間中に企画展にちなんだツイートをしたところ、例えば「九月七日にツイート→九月八日の来場者数一六七人（前日は八九人）」、「九月二一日にツイート→九月二二日の来場者数八一人（前日は六一人）」とその成果を見て取ることができた。企画展はこれまでもテレビや新聞等でも取り上げてもらってきたが、ツイッターも宣伝のためのツールとして一定の効果を発揮していると感じている。

尼崎市立地域研究史料館では、ブログとフェイスブックで史料館の日常の紹介や活動報告をしているとのことだが[13]、より良い広報活動を行うためには、各館の実態に応じて適切なツールを選んでいくことが求められる。当館は、ツイッターを開設してまだ約半年なので、もうしばらく利用者の反応を見ていく必要がある。その上で、今後さらに新たなツールを活用していくかどうか見極めていきたいと考える。

おわりに

公文書館講座の企画運営、ＳＮＳを利用した広報活動、翻刻本の校正作業等、私がこれまでに取り組んできた業務を中心に、より良い普及活動に改善していくための方策は何かを考えてきた。内容によって、今すぐに改善できること、時間をかけなければできないこと等さまざまだが、多くの協力を得なければ実行できないことばかりである。当館に勤務するまではわからなかったアーカイブズの大切さを一人でも多くの人に伝えていきたいという気持ちを忘れることなく、小さなことからコツコツとでも実行に移していけるよう努

めていきたい。

先人たちが残してきた貴重な史料の数々を一人でも多くの人に伝え、後世にしっかりと引き継いでいくため、当館の果たすべき役割の大きさを感じる毎日である。それを自覚した上で、様々な形で当館の存在感を高めていけるよう、「経費・人・時間」とさまざまな制約はあるが、どのような形で効果的な普及活動を行っていけるのか。今後も真摯に考え、当館の一員としてより役に立つ人間になれるよう、日々研鑽を積んでいきたい。

（古文書班　むらやまじゅんいち）

注

（1）森本祥子「アーキビストの専門性ー普及活動の視点から」（『史料館研究紀要』二七　国文学研究資料館、一九九六）。

（2）柴田知彰「記録史料の展示に関する一考察」（『秋田県公文書館研究紀要』第三号、一九九七）。

（3）（7）太田研「秋田県公文書館における普及活動の現状と課題ー公文書館講座の試みを通してー」（『秋田県公文書館研究紀要』第一七号、二〇一一）。

（4）太田研・齋藤奈美「秋田県公文書館における普及活動の進展」（『秋田県公文書館研究紀要』第一八号、二〇一二）。

（5）加藤聖文「アーカイブズの公開と普及活動」（アーカイブズ・カレッジ短期コース講義レジュメ、二〇一七）。

（6）金山正子「アーカイブズの保存修復」（アーカイブズ・カレッジ短期コース講義レジュメ、二〇一七）。

（8）安藤福平「アーカイブズ・レコード・マネジメント論」（アーカイブズ・カレッジ短期コース講義レジュメ、二〇一七）。

（9）大塚活美「アーカイブズの管理と利用」（アーカイブズ・カレッジ短期コース講義レジュメ、二〇一七）。

（10）（11）（13）河野未央「地域とアーカイブズ」（アーカイブズ・カレッジ短期コース講義レジュメ、二〇一七）。

（12）太田尚宏「民間アーカイブズ・コントロール論」（アーカイブズ・カレッジ短期コース講義レジュメ、二〇一七）。

※本稿は国文学研究資料館主催の平成二九年度アーカイブズ・カレッジ短期コースの修了論文に加筆修正を加えたものである。

（資料１）当館の開館日数及び利用者数の推移（4月～11月・年度別累計）

年度	開館日数	公文書館利用者合計	閲覧室利用者数						講座・展示・会議等参加者数				利用相談者数		
			資料請求者数				その他利用者	閲覧室利用者計	各種講座	企画展普及展解説会	館主催会議	講座・展示・会議計	公文書	古文書	利用相談計
			公文書	古文書	両方	計									
	a	b=h+l+o+ae	c	d	e	f=c+d+e	g	h=f+g	i	j	k	l=i+j+k	m	n	o=m+n
H24	219	8,383	171	387	38	596	1,011	1,607	486	6,008	32	6,526	48	61	109
H25	229	9,404	196	315	42	553	1,040	1,593	892	6,693	25	7,610	48	38	86
H26	230	7,082	174	285	72	531	1,048	1,579	628	4,619	19	5,266	60	11	71
H27	221	6,555	168	300	44	512	759	1,271	415	4,670	0	5,089	35	6	41
H28	229	6,459	144	331	44	519	631	1,150	547	4,595	22	5,164	46	4	50
H29	228	8,191	111	313	38	462	886	1,348	290	6,202	20	6,512	82	131	213

（資料２）「古文書解読講座」アンケート集計結果

回答人数（延べ）	第1・2回	第3・4回	第5・6回	第7・8回	計
	38	38	34	37	147

Q1：居住地について	秋田市	他	計
人数	84	18	102
%	82.4%	17.6%	100.0%

（他の内訳……大館市5、大仙市4、男鹿市3、にかほ市2、北秋田市1、仙北市1、仙台市2）

Q2：年代について	30代以下	40代	50代	60代	70代以上	計
人数	0	1	5	39	55	100
%	0.0%	1.0%	5.0%	39.0%	55.0%	100.0%

Q3：来館の交通手段について	徒歩	自転車	自家用車	公共交通機関	他	計
人数	8	10	72	14	0	104
%	7.7%	9.6%	69.2%	13.5%	0.0%	100.0%

Q4：受講経験について	初めて	2回目	他	計
人数	18	23	61	102
%	17.6%	22.5%	59.8%	100.0%

（他の内訳……3回－8、4回－9、5回－15、10回－5、3回以上で回数の回答なし－24）

Q5：開催を知った経緯について	新聞	館内ポスター	ホームページ	市町村広報	知人の紹介	その他	計
人数	0	53	25	12	6	9	105
%	0.0%	50.5%	23.8%	11.4%	5.7%	8.6%	100.0%

（他の内訳……チラシ5、明徳館コーナー1、公民館ポスター1、公文書館便りの資料1、当館の受付1）

Q6：申込み方法について	来館	FAX	電話	メール	郵送	計
人数	41	16	41	3	0	101
%	40.6%	15.8%	40.6%	3.0%	0.0%	100.0%

（資料３）当館で刊行した翻刻本一覧

『渋江和光日記』	秋田藩で御相手番（家老に次ぐ役職）を文化4（1807）年から23年間務めた渋江和光が記した日記。文化11年（1814）から天保10（1839）年までの26年間の出来事が記されている。全12巻。
『御亀鑑』	秋田藩の9代藩主佐竹義和の一代記。安永4（1775）年の出生から文化12（1815）年の死去に至るまでに江戸藩邸や国元秋田で起こった出来事について記されている。全7巻。
『宇都宮孟綱日記』	秋田藩で天保12（1841）年から慶応4（1868）年まで家老を務め、安政4（1857）には筆頭家老にまで上りつめた宇都宮孟綱の日記。家老に就任した天保12年6月の記事が始まり。幕末期なので、ペリー来航や大政奉還等の重大な出来事に関連した記事も多い。全8巻。
『岡本元朝日記』	元禄期から正徳期にかけて秋田藩で家老を務めた岡本元朝の日記。元禄8（1695）年から記事は始まる。3巻まで刊行されており、現在は4巻の刊行に向けた校正作業を順次進めている。

明治維新による藩政から知藩事の時代へ

髙山昭弘

はじめに

今年度の公文書館企画展は「明治一五〇年～秋田県の誕生～」と題して、幕末期の動乱から廃藩置県後の近代化までの事象を取り上げた。慶応四年が明治元年（一八六八）なので、数えて一五〇年に当たることから展示を企画したが、扱った時代のスパンが長すぎたことやジャンルを絞り込まずに事象を並べたに過ぎないと自省している。よって本稿では、企画展解説講座で取り上げた史料をもとに、改めて明治維新前後の事象から政権の推移・変化に絞って、当館所蔵史料から一五〇年前の政変を解説する。

一　大政奉還から王政復古、戊辰戦争

臣慶喜謹而　皇國時運之沿革ヲ考候ニ昔　王綱紐ヲ解キ相家權ヲ執リ保平之亂政權武門ニ移テヨリ祖宗ニ至リ更ニ寵眷ヲ蒙リ二百餘年子孫相承臣其職ヲ奉スト雖モ政刑當ヲ失フコト不少今日之形勢ニ至候モ畢竟薄德之所致不堪慚懼候況ヤ當今外國之交際日ニ盛ナルニヨリ愈朝權一途ニ出不申候而ハ綱紀難立候間從來之舊習ヲ改メ政權ヲ　朝廷ニ奉歸廣ク天下之公議ヲ盡シ　聖斷ヲ仰キ同心協力共ニ皇國ヲ保護仕候得ハ必ス海外萬國ト可並立候臣慶喜國家ニ所盡是ニ不過ト奉存候乍去猶見込之儀モ有之候得ハ可申聞旨諸侯ヘ相達置候依之此段謹而奏聞仕候　以上

十　月

（1）

慶応三年（一八六七）一〇月一五日、朝廷は徳川慶喜の大政奉還を受理、同二一日には発給済みであった倒幕の密勅について薩摩・長州両藩に中止を命じた。慶喜は土佐藩が注進した「公議政体論」を受け入れて、朝廷と武家が心を一つに天下の公議にあたることに賛同した。その公議政体論による新政権は、幕府の機構改革による政府をつくり、幕府廃止後も徳川将軍家を事実上の元首とし、公議

は、公家や諸侯（藩主）による上院と、藩士・庶民を含めた下院によって執り行う。実際に幕府は形を変えて存続し、政権を担うことには変わりがなかった。

この頃、当初は公議政体論派であった薩摩藩が長州藩と組み、武力討幕のため水面下で軍事力の結集工作を進め、公家の岩倉具視らと協議を重ねて討幕のクーデター実行を計画していた。その時は、同年一二月九日、明治天皇の名において親政を唱える「王政復古の大号令」を発し、薩摩・土佐・広島・名古屋・福井の各藩が出兵し、会津藩など旧幕府勢力が御所宮門の警備から排除された。この行動は、文久三年（一八六三）八月一八日に孝明天皇のもとで、会津藩、薩摩藩が長州藩や過激派公家を宮城（きゅうじょう）から駆逐した時と同じ手法である。王政復古は摂政・関白・幕府の廃止と神武創業の始に基づく親政に復古することを意味するが、その実は、薩摩藩・長州藩とそれに同調する公家、尊皇の志士たちにより進める中央集権化にあった。

（2）徳川内府従前御委任ノ大政返上将軍職辞退ノ両条今般
断然聞シメサレ候抑癸丑以来未曾有ノ国難　先帝頻年
宸襟ヲ悩マセラレ御次第衆庶ノ知ル所ニ候之ニ依リ叡
慮ヲ決セラレ　王政復古国威挽回ノ御基立テサセラレ
候間自今摂関幕府等廃絶即今先仮ニ総裁議定参与ノ三
職ヲ置レ万機行ハセラルベシ諸事　神武創業ノ始ニ原
キ縉紳武弁堂上地下ノ別無ク至当ノ公議ヲ竭シ天下ト
休戚ヲ同ク遊バサルベキ叡慮ニ付各勉励旧来驕懦ノ汚
習ヲ洗ヒ尽忠報国ノ誠ヲ以テ奉公致スベク候事
一　内覧　勅問御人数国事御用掛議奏武家伝奏守護職所司
代総テ被廃候事
一　三職人躰
総裁　有栖川帥宮（熾仁親王）
議定　仁和寺宮（嘉彰親王）
山階宮（晃親王）
中山前大納言（中山忠能）
正親町三条前大納言（正親町三条実愛）
中御門中納言（中御門経之）
尾張大納言（徳川慶勝）
越前宰相（松平慶永）
安芸少将（浅野長勲）
土佐前少将（山内豊信）
薩摩少将（島津忠義）
参与　大原宰相（大原重徳）
万里小路右大弁宰相（万里小路博房）
長谷三位（長谷信篤）
岩倉前中将（岩倉具視）
橋本少将（橋本実梁）
尾藩三人（尾張藩）

越藩三人　（越前藩）
芸藩三人　（芸州藩）
土藩三人　（土佐藩）
薩藩三人　（薩摩藩）

一　太政官始追々可被為興候間其旨可心得居候事
一　朝廷礼式追々御改正被為在候得共先摂籙門流之儀被止候事
一　旧弊御一洗ニ付言語之道被洞開候間見込有之向ハ不拘貴賤無忌憚可致献言且人材登庸第一之御急務ニ候故心当之仁有之候者早々可有言上候事
一　近年物価格別騰貴如何共不可為勢富者ハ益富ヲ累ネ貧者ハ益窘急ニ至リ候趣畢竟政令不正ヨリ所致民ハ王者之大宝百事御一新之折柄旁被悩　宸衷候智謀遠識救弊之策有之候者無誰彼可申出候事
一　和宮御方先年関東へ降嫁被為在候得共其後将軍薨去且先帝攘夷成功之　叡願ヨリ被為許候処始終奸吏ノ詐謀ニ出御無詮之上ハ旁一日モ早ク御還京被為促度近日御迎公卿被差立候事右之通後確定以一紙被　仰出候事

右之通後確定以一紙被　仰出候事

慶応三年十二月

この一二月九日の夜に、新政府最初の会議「小御所会議」が開かれる。天皇が臨席し、総裁・議定・参与による三職が出席した。ここでの主な議題は徳川慶喜の辞官納地の実行と、その後の処遇問題であった。土佐藩は公議政体論をかざし、既に大政奉還を朝廷が受諾済みで、それを決意した慶喜への温情を唱えたことから、会議は深夜まで紛糾した。ようやく辞官納地が決定し、翌一〇日に越前藩の松平慶永（春嶽）と尾張藩の徳川慶勝が京都二条城に居る慶喜へ伝えた。慶喜は、旧幕府家臣の大半が新政府に反感をもつことに配慮し、人心が鎮まるまで辞官納地の猶予を願い出た。併せて大政奉還が受理された以上は、王政復古の大号令は不必要との訴えを出した。同二三日、新政府の三職会議で大号令不必要は却下、納地の猶予は新政府の経費捻出のために提供するものとして大方認められた。この新政府の決定が慶喜に対し懇意的な方向へ進んだことからか、慶喜は恭順を示し、京都二条城を後にして大坂城に退去していった。その一方で討幕の騒乱は脱藩浪人などにより激化していた。なかでも江戸で騒乱行動を起こした者は薩摩藩邸で匿われている噂から、同二五日、庄内藩が騒乱を鎮圧するべく江戸薩摩藩邸の焼き討ちを実行してしまう。この情報が大坂城にいる慶喜に届いたのが同二八日であった。

あけて慶応四年（一八六八）一月二日、大坂城に居る旧幕府軍は「討薩の表」を掲げ、「慶喜公上京の御先供」という名目で京都封鎖を目

的とする出兵を開始した。旧京都守護職の会津藩、旧京都所司代の桑名藩などがこれに加わる。この動きを察知した新政府は、慶喜率いる旧幕府軍の入京は新政府に対する反乱であるとして、薩摩藩から征討する布告と御印を頂戴したい提案がなされた。これに対し、越前藩の松平春嶽は、今回の対立の原因は薩摩藩と旧幕府勢力の勝手な私闘によるとして、新政府は無関係を決め込むべきと、布告と御院に反対した。ここでも会議は紛糾したが、議定の岩倉具視が徳川征討に賛成したことで会議の大勢は決した。以後、旧幕府対新政府、戊辰戦争の始まりとなる。

同四日には鳥羽伏見で両軍が激突、新政府側は薩摩・広島両藩兵が先軍となり布告と御印である錦旗と節刀が授与され、ここに「官軍」が出現する。同六日には徳川方が敗北、密かに大坂湾から船で脱出した慶喜は江戸に向かった。同七日、新政権は慶喜追討令を発した。

二　奥羽越列藩同盟の結成、戊辰戦争の終焉

慶応四年（一八六八）一月一五日までに、朝廷は諸藩に対し慶喜追討沙汰書を配布した。東北では仙台、米沢や秋田、盛岡の各藩に討伐への協力を要請した。

就徳川慶喜叛逆為追討近日官軍東海東山北陸三道可令
進発の旨被仰出候附テハ奥羽諸藩宜知尊王之大義相共
援六師征討之勢旨　御沙汰候事

同年三月一三日、新政府軍の東征大総督府参謀である薩摩藩の西郷隆盛と旧幕府陸軍総裁の勝海舟が会談し、徳川慶喜の水戸謹慎と同年四月一一日の江戸城の開城を決定して江戸総攻撃は回避された。

一方、東北諸藩に対し、徳川家に従う会津・庄内両藩の追討を命じた。仙台藩は会津・庄内両藩と面談し、朝廷に恭順する意思を確認し総督へ寛大な処置を請願する建白を同二月一一日用意した、この建白は仙台藩主伊達慶邦の名で米沢、盛岡、二本松、秋田、弘前の各藩藩主に書状で伝えられ協力を要請する。しかし、既に鎮撫のための軍勢が出動していたため奏上を断念した。同四月六日再提出も太政官から不採用通告をうける。

閏四月一一日、仙台、米沢各藩の呼びかけに奥羽一四藩、後日遅れて一一藩が集まり会議を開いた（白石会議）。まず会津藩の謝罪嘆願書を仙台、米沢の藩主連名で鎮撫総督に提出すること、また、これは奥羽諸藩の総意であることから各藩代表が連署した。同時に参加各藩の盟約書を審議した。仙台に会議（仙台会議）を移して、同五月三日確定、調印が結ばれた。これが奥羽列藩同盟である。

今度奥羽列藩會議於仙臺告鎮撫総督欲以盟約執公平
正大之道同心協力上尊　王室下撫恤人民維持維以
皇國面安宸翰仍條約如左

一以伸大義于天下爲目的不可拘泥小節細行事
一如同舟渉海可以信居以義動事
一若有不虞危念之事比隣各藩速援急可報告総督府事
一勿負強凌弱勿計私営利勿泄漏事勿離間同盟
一築造城堡運搬糧食雖不得止勿泄漫令百姓労役不勝愁苦
一大事件列藩集議可歸公平旨細微則可随其宜事
一通謀他國或出兵隣境皆可報同盟事
一勿殺戮無辜勿掠奪金穀凡事渉不義者可加厳刑事
右條々於有違背ハ則列藩集議可厳譴者也

同五月四日から六日に、長岡藩ら五つの藩が参加して奥羽越列藩同盟が成立した。同盟盟約書には、列藩集議の語が見られる。軍事・会計・民政などを列藩集議の上、譴責するものであり、そのために諸藩の代表者を構成員とする公議府が置かれた。この同盟が公議政体論を実現させたものといえる。しかし、その設置は同年七月一三日、ということは、東北での戦いが九月に沈静化し官軍の勝利に終わるため、約二ヶ月の諸藩連合政権だった。

三　藩治制、知藩事の時代

(6)　去冬
皇政維新纔ニ三職ヲ置キ続テハ八局ヲ設ケ事務ヲ分
課スト雖モ兵馬倉卒之間事業未タ恢弘セス故ニ今般
御誓文ヲ以テ目的トシ政体職制被相改候ハ徒ニ変更
ヲ好ムニ非ス従前未定之制度規律次第ニ相立候訳ニ
テ前後異趣ニ無之候間内外百官此旨奉体シ確定守持
根拠スル所有テ疑惑スルナク各其職掌ヲ尽シ万民保
全之道開成永続センヲ要スルナリ
慶応四年戊辰閏四月
政体
一、大ニ斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ　御誓文
ヲ以テ目的トス
一広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
一上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ
一官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲ倦マ
サラシメン事ヲ要ス
一従来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一智識ヲ世界ニ求メ大ニ　皇基ヲ振起スヘシ
右　御誓文ノ条件相行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセ
リ
一、天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス則政令二途
ニ出ルノ患無ラシム太政官ノ権力ヲ分ツテ立法
行法司法の三権トス則偏重ノ患無ラシムルナリ

一、立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス但シ臨時都府巡察ト外國応接トノ如キ猶ハ立法官之ヲ管スルヲ得タリ

一、親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ親ヲ親ミ大臣ヲ敬スル所

一、各府各藩各県皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

一、官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知リ敢テ自ラ軽ンセシメサル所以ナリ

一、僕従之儀親王公卿諸侯ハ帯刀六人小者三人其以下ハ帯刀二人小者一人蓋シ尊重ノ風ヲ除テ上下隔絶ノ弊無カラシムル所以ナリ

一、在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ若シ抱議面謁ヲ乞者アラハ之ヲ官中ニ出シ公論ヲ経ヘシ

一、諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札之法ヲ用ユヘシ但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ残シ二年ヲ延シテ交代ス断続宜キヲ得セシムルナリ若其人衆望ノ所属アツテ去難者ハ猶数年ヲ延サヽルヲ得ス

一、諸侯以下農工商各貢献ノ制ヲ立ツルハ政府ノ費ヲ補ヒ兵備ヲ厳ニシ民安ヲ保ツ所以ナリ故ニ位官ノ者亦其秩禄官給三十分ノ一ヲ貢スヘシ

一、各府各藩各県其政令ヲ施ス亦　御誓文ヲ体スヘシ唯其一方ノ制法ヲ以テ他方ヲ概スル勿レ私ニ爵位ヲ興フ勿レ私ニ通宝ヲ鋳ル勿レ私ニ外國人ヲ雇フ勿レ隣藩或ハ

一、官職、太政官分チテ七官ト為ス　地方官分チテ三官ト為ス　外國ト盟約ヲ立ツル勿レ是小権ヲ以テ大権ヲ犯シ政体ヲ紊ルベカラザル所以ナリ

時期は遡るが、慶応四年（一八六八）年三月一四日、新政権は「五箇条の御誓文」による基本方針を発表する。天皇が皇祖に誓う形をとり、天皇を中心とする中央集権国家を築くことを示した。続く閏四月は、慶喜の謹慎と江戸城開城に不満の幕臣による彰義隊が、上野で戦い敗れた時期である。新政権はこの時期に「政体書」を頒行した。その冒頭には明治天皇が皇祖皇神に誓う形で出された「五箇条の御誓文」を掲げ、新政府の基本理念に変化がないことを示した。なお、このときに古代律令制度における「神祇官」が復興した。古代では祭祀を扱う神祇官という役職であったが、やがて朝廷の祭祀・民戸・宣教・諸国の官社を司る国家機関となる。これは国家神道を第一義に、天皇による祭政一致を意味している。（なお、明治四年には官から省になるが、権威の降格はなかったようである。）

統治のための政治機構は、「太政官」を最高官庁として、立法・行

政・司法の三権分立を原則に「省」を設置している。さらに、江戸期から続く地方藩政の改革に着手するとして、徳川氏の納地のうち、東京（江戸から改称）・大阪（坂）・京都を「府」と定めた。その他の納地には「県」を置く。これを府県知事が監督を行うものとした。諸侯の所領は旧幕府時代と同様にそのまま「藩」として統治を認めたが、同年一〇月「藩治職」制により、地方行政庁としての藩の存在を示した。これは引き続き諸侯による統治権は認めるが、所有権は朝廷がもつとする改革である。本格的に始動するのは明くる明治二年（一八六九）一月一四日、薩摩、長州、土佐、肥前の四藩主が版籍奉還の上表を行うことで合意し、建白書を政府に提出したことによる。新政府は、官軍に属したことで優越権をもとうと割拠する藩が増えることを憂慮し、また、薩摩・長州などの雄藩による専政との疑念を払拭する目的をもつ。幕府では、将軍が交代するたびに知行（支配権）を幕府に返上させ、改めて再交付するという手続きが取られていた。そこで新政府が、幕府に代わって支配権を与えてくれるものと思い、多くの諸藩は版籍奉還を申し出た。藩主は新たに「知藩事」という新政府から任命された地方行政官になるが、付与されるはずの支配権は天皇の元に置かれたままとなる。府県の知事は当分を限り旧藩主並執政・参政中より任命することになった。

後説の「当分を限り」には期限を設け、数百年因襲の封建世襲を廃するような節が伺われる。藩治制に対して、各藩知事が抱いたイメージはいずれ郡県制に復し藩知事世襲は廃止となるのではと思っていた。秋田藩も建白書を朝廷に提出している。

(7) 臣義堯嚮ニ幕府ノ私封ニ安ンズルノ義無ヲ以テ、謹ンデ版籍ト徳川氏ノ符章ヲ上リテ以テ天下之諸侯ヲ改封シ名義ヲ正フスルノ命ヲ請フ　又封建郡県ノ鄙議ヲ献ジテ封建ヲ以テ天下久安ノ制トナス継テ微勲ヲ録セラレ封禄ヲ加賜シ且ツ階爵進官ノ寵命ヲ受邊寇ノ来リ外侮ノ至ルニ及デ己ノ土地ヲ衛リ己ノ子弟ヲ率ヒ思議相結ブノ世臣ヲ以テ専ラ全勝ノ功ヲ謀ル者ハ封建ナリ奇遇ノ地ニ據リ徴募ノ卒ヲ騙リ互合新集ノ吏民ヲ以テ苟モ一日ノ責ヲ塞グモノハ郡県ナリ其強弱ノ懸絶セル知者ヲ待タズシテ明ナリ是郡県ノ封建ニ若カゼル者二ナリ恩親久シク結ブトキハ庸常ノ主ト雖民尚之ニ安ンズ情愛未ダ渥ラザルトキハ賢農ノ吏ト雖治化ヲ為シ難シ是郡県ノ封建ニ若カザル者三ナリ是三者ハソノ大ナル者ニシテ其餘枚挙スルニ遑遑アラズ　若政令ノ歸一ヲ以テ之ヲ論ゼバ庶民ハ士大夫ニ服シ士大夫ハ諸侯ニ事ヘ諸侯ハ一國ヲ総テ天子ニ奉事ス之ヲ一身ニ譬フレバ猶首領股肱ヨリ手拇毛肌ニ至ル迄大小相制シテ以一心ニ使役スルガ如ク萬種一本海内一尊體統自ラ正シ封建何ゾ歸一ナシトセン況ンヤ　皇國ノ體タル　皇統一世継々承々千億萬年天命変ゼズ公卿諸侯亦各ソノ祿ヲ世

襲シ其國ヲ世守シ上下秩然君臣ノ義嚴乎トシテ犯スベカラズ彼ノ外國ノ姓ヲ易ヘ命ヲ革ムル者ト固ヨリ同日ニシテ論ズベカラズ今ヤ外國一切功利ノ説ヲ唱ヒ苟モ富強ヲ謀ルベキ者アラバ名分ヲ顧ミズ義理ヲ問ワズ又恣意ク　天恩至隆　皇澤至渥臣感荷激切ノ至リニ勝ヘズ窃ニ謂ク鄙議或ハ採用ヲ被ル者アラバ臣一人ノ栄ニアラズ　天下萬世ノ幸ナリト頃　詔命ヲ受ク公卿諸侯ヲ廃シ概シテ華族ト為シ諸侯ヲ以テ知藩事ニ任ズト臣命ヲ聞テ惶感疑懼未ダ宸慮ノ在ル所ヲ詳ニセズト雖数百年治ヲ為ス所ノ封建ヲ変ジテ民心安ンゼザル所ノ郡県ト為スコトハ、臣決シテ其不可ナルヲ知ル其レ二者ノ得失ハ前議中既ニ略之ヲ論ズ今且ツ復コレヲ申説セン夫レ天子ノ天下ニ於ル諸侯ノ一國ニ於ケル士庶民ノ一家ニ於ケル父子相継グ者ハ天下ノ常経ナリ郡県ハ是ニ反ス是レ郡県ノ封建ニ若カザル者一ナリ妄行為サザル所ナシ其極ニ至テハ國主ヲ以テ官吏トナシ年ヲ限テ相交替スル者アリ是豈訓ト為スベケンヤ故ニ國體ヲ正シ皇統ヲ固フセント欲スルニハ封建ヲ以テ永制トナシ府県ヲ以テ之ヲ繫維シ数百年既成ノ形ヲ動サズ諸侯ヲ撫按シ非民ヲ保護シ　皇室ヲ護シ外患ヲ防グハ豈今日ノ急務ニアラズヤ今　陛下叡明誰カ郡県ノ説ヲ献ジテ以テ天下ノ心ヲ揺スヤ夫レ我國郡國ノ兼立其由来久シ　天智帝叡聖ヲ以テ之ヲ革スルト雖数歳ナラズシテ亦郡國ノ勢ヲ成シ而シテ今日ノ大勢ニ至ル今執事顧ルニ　天智帝ノ叡聖ニ孰カ若カン亦鎌足公ノ英賢ナルニ孰カ若カン愚恐ルヲクハ所謂大匠ニ代テ堂ヲ作ル未ダ其功ヲ見ズシテ其手ヲ傷カンコトヲ今天下新ニ定リ反側ノ者未ダ心ヲ安ンゼズ其時ニ當テ或ハ一タビ民心ヲ失フモノアラバ内憂外患将ニ相踵デ興ル者有ラントス伏シテ冀クハ陛下聖断明決群論ヲ排シテ正議ヲ取リ天下久安ノ策ヲ定メ玉ヘ今臣等ヲ以テ言フトキハ我ハ俸祿ヲ作戀シテ然ル者ニ似タリ然レドモ臣荐リニ殊ニ恩ヲ蒙リ飽マデ鴻澤ニ浴ス常ニ聖恩萬分ノ一ヲ酬ルコト能ハザルヲ以テ恨トス何ゾ嫌疑ヲ避テ大事ヲ誤ンヤ　今皇國安危興廃ノ係ル所忠臣志士真ニ義ニ趨ルノ秋ナリ誰カ肝膽ヲ砕キ身命ヲ致サザラン故ニ敢テ逆鱗ヲ犯シ斧鉞ヲ甘ンジ以テ衷誠ヲ布ク伏テ請フ聖明前議ニ参シ審ニコレヲ察シタマワフコトヲ　臣昧死識言

巳六月晦日　　秋田宰相

おわりに　～廃藩置県の断行～

代々所領を得て世襲してきた各藩知事らは疑念をもち、建白書を

提出するが、新政府からは「代々世襲」[8]を安堵する書付が出されていた。しかし、疑念は間違いではなく、旧来の藩主と家臣の主従関係が制度的に廃止され、江戸時代の封建支配が解体されることになった。版すなわち領地の返上と、籍すなわち領民の返上により、藩は府県と同じ新政府の行政区となり、藩主すなわち藩知事は、自身の家禄と藩庁財政を分離され、独立した封建領主から、新政府によって任命された地方行政官の位置づけになる。実際に、戊辰戦争や以前からの借財の負担から、藩知事を返上し廃藩を願い出る事例があった。

明治四年（一八七一）七月、天皇が藩知事を東京に呼び、藩の廃止と藩知事の罷免を一方的に宣言する。藩知事だった諸侯は華族に列し東京での生活が保障された。そして、藩はすべて県となり、新政府から新たに県令（権令）が派遣された。いわゆる「廃藩置県」によって、中央集権体制の土台となった。

（古文書班　たかやまあきひろ）

参照資料

（1）「老中より申渡書」佐竹文庫　ＡＳ三一〇―〇九九―一秋田県公文書館蔵「大政奉還上表文」を諸藩に配布したもの（慶応三年太政官布告第一　一八六七）

（2）「慶応三卯歳十二月御所大変革之調」佐竹文庫　ＡＳ三一〇―一〇二―三　秋田県公文書館蔵「王政復古の詔」（『詔勅録・巻之二』一八六八）に基づく。

（3）「徳川慶喜追討沙汰書」佐竹文庫　ＡＳ二一二・一―〇〇一―一、二秋田県公文書館蔵

（4）「伊達慶邦書状」佐竹文庫　ＡＳ二一二・一―〇一二―一秋田県公文書館蔵　文中引用は省略　仙台藩家老が作成し、藩主伊達慶邦の名で発行した　この復信に「佐竹義堯書状草稿」（佐竹文庫ＡＳ二一二・一―〇一二―二）あり

（5）「奥羽越列藩同盟盟約書写」戸村家文書　ＡＴ二一二・一―一二二秋田県公文書館蔵

（6）「政体書」佐竹文庫　ＡＳ三一〇―一一九　秋田県公文書館蔵

（7）「建言」佐竹文庫　ＡＳ三一〇―一一三　秋田県公文書館蔵

（8）「藩知事一条書付」東山文庫　ＡＨ三一二―二八二―一、二秋田県公文書館蔵　文中引用は省略（7）「建言」を一に収録、対になっている

参考図書

『秋田県史　第四巻　維新編』　秋田県　一九七七
『秋田県史　資料　明治編　上』　秋田県　一九八〇
『仙台市史　通史編６　近代１』　仙台市　二〇〇〇
『明治建白書集成　第一巻』　筑摩書房　二〇〇〇

研究ノート　浦城三浦氏の系譜について
～当館所蔵系図史料を中心に～

煙山英俊

はじめに

秋田県公文書館の所蔵史料は江戸時代、佐竹氏の入部以降に作成されたものがほとんどであり、秋田県全体を見ても史料の残存状況はほぼ同様である。それ以前についてはわずかに「秋田藩家蔵文書」や秋田氏関連の史料などで垣間見る程度しかない。そこで近世以降に編纂された系図類や軍記などによって織豊期・戦国期以前の秋田を再現する試みがなされてきた(1)。

本稿を執筆するきっかけとなったのは、当館が発行している「古文書倶楽部」という広報紙で「戦国勢力のそれから」と題し、秋田県域の戦国勢力の子孫で、当館に史料が所蔵されている秋田藩に仕えた氏族について紹介したことからである(2)。この内容の半分ほどは江戸時代に入ってからのものではあるが、史料に乏しい中世から戦国の秋田の姿を少しでも紹介する事ができれば、という考えから執筆したものである。また当館を利用される方の中には「先祖調べ」のために来館される方も多いため、少しでも調査可能な範囲を広げたいという意味もある。

そのような氏族の中で本稿では、戦国期に浦城（現・秋田県八郎潟町）を拠点として、現在の南秋田郡から山本郡にかけて勢力を持った三浦氏（以下、浦城三浦氏）について取り上げる(3)。秋田氏や小野寺氏などといった大名と称されるような氏族については、後に編纂されたものを含めて少しは史料が残っているが、浦城三浦氏のようにほぼ系図史料しか残っていない氏族については当然多くの情報を得ることは困難である。本稿は限られた史料からどれだけのことが読み取れるか、という一試論である。

相模国三浦半島を根拠地とした三浦氏については様々な研究がなされてきており、また本稿で取り上げる浦城三浦氏については『八郎潟町史』(4)に詳しい。だが同書では当館所蔵の史料類については取り上げていないため、ここでは当館所蔵の、秋田藩に提出された系図類を中心として、検証を進めたい。

一　戦国期の浦城三浦氏

浦城三浦氏は当館所蔵の「三浦家系」[5]や、『八郎潟町史』所収の「関東八州平氏系三浦家系図由来」[6]によれば、佐原義連の子孫を名乗る。ただし「三浦家系」では高望王から三浦義明までの人名が「尊卑分脈」などに見られるものとかなり異なっていたり、義連以降も義連の子が義村となっているなど、義澄の系統と考えられる人名があり、系図作成時の混同が見られる。

秋田県域とのつながりは、「三浦家系」によれば、

盛實　三浦次郎左衛門尉近江守鎌倉管領持氏公奉属、嘉吉元年持氏公討死管領落城、同年出羽国下ル、秋田郡土崎城主安東安芸守安倍親繁為家臣、文安元甲子年十一月卒、行年五十四歳、法名元応清観禅定門

とあり、嘉吉元（一四四一）年、甲斐国山梨郡を領していた三浦盛實[7]という人物が、仕えていた鎌倉公方足利持氏が討死した後に出羽国に下り、秋田郡土崎城主であった安東親繁の家臣となったことからとされている。周知の通り、足利持氏が自殺に追い込まれたのは永享の乱が収束した永享一一（一四三九）年であることから、持氏が死去した後に数年かけて秋田湊にたどり着いたということを意味しているとも考えられる。浦城三浦氏の他の系図でも、甲斐国から移住し、湊安東氏の麾下に入ったことは共通している。

甲斐国と相模三浦氏との関係は、佐原義連が武田信光の娘を妻に迎えた頃からと考えられる。義連の子孫にあたる行連は甲斐守となっている。また行連の子の貞連が養父とした武田時信も甲斐守・甲斐守護となっており、貞連も甲斐六郎左衛門尉を称している[8]。ちなみに「秋田軍記」[9]の三浦盛長（永）の項には

先祖委しく訪ぬるに関東鎌倉落城の砌、甲斐国より当国に御下着なされける。則ち三浦朝臣近江守盛實の末孫なり。この盛長、武田の人なればとて、実季公御代に浦の城に三百町を給わりける。

とある。「秋田軍記」の成立は一七世紀後半と考えられ、写本も数種類あるが[10]、この軍記が成立した時点では、浦城三浦氏は武田氏と姻族関係にあった三浦氏の人物であったと認識されていたことがわかる。

永享の乱当時の相模三浦氏と足利持氏との関係については、上杉禅秀の乱で三浦氏が上杉禅秀方についたことから、三浦氏が持っていた相模国守護職を剥奪されており、永享の乱では鎌倉の守備を任された三浦時高が持氏に反旗を翻し、鎌倉府を滅亡に追い込んだという経緯がある。「三浦家系」の内容が事実であるとすれば、同史料では三浦盛實の父である盛知が足利義満に仕え、甲斐国山梨郡を領したとしているため[11]、室町幕府にも近い立場であったと思われるが、永享の乱の時点では、盛實は庶流であったためか、相模三浦氏の嫡流と行動を共にするのではなく、持氏側についていたと考えられる。

秋田に下ったとされる盛實は、娘を湊安東氏・岩城城主新城氏に嫁がせて姻戚関係を結んでいる。盛實の孫にあたる繁貞は浦城（現：八郎潟町）の城代となり、三百町を領し、繁貞の子の繁永も湊安東氏に仕え、新城氏から妻を迎えている。繁永の子、盛永の時に起きた湊合戦では湊安東氏の側に立って戦ったが敗れ、その後に浦城も落城して、永禄八（一五六五）年盛永は討死した。(12)

二　江戸時代の浦城三浦氏

盛永の後を継いだ盛季は「平姓三浦氏系図」(13)によれば、浦城落城の際は五歳で、家臣の三浦左衛門盛清の助けで桧山の富岡村で僧侶に保護された。一六歳で元服した後、酒田に移り、神林浄閑という人物の仲介で安東（秋田）実季に仕えて浦城の旧領三百町を与えられ、押切城（現：八郎潟町）に住した。しかし旧臣の小和田甲斐守(14)の讒言により天正一一（一五八三）年に湊永覚町（現・秋田市土崎）で誅されたとある。(15)

「三浦家系」では、盛季の弟にあたる繁貞は新城氏に養育され、その子である盛宗は新城氏が落城した後、慶長二（一五九七）年片田村（現・秋田市金足片田）の普明院に入り、その翌年から黒川村（現：秋田市金足黒川）に住居し、その後は代々同地に住した。黒川村では肝煎を務め、三浦家の住宅は三浦館として国指定重要文化財となっている。

「平姓三浦氏系図」では、甲斐国から秋田に移ってきた時の人物が秀憲となっているなど人名や内容について記述が異なる部分があるが、(16)盛永・盛季に関する記述は年代を除いてはほぼ共通している。同系図では盛季の弟である盛宗が新城氏に庇護され、天正六年に普明院に入った後に黒川村に住居し、吉右衛門と称したとする。同系図によれば、この系統の三浦氏の当主は吉右衛門を名乗る事が多い。

「平姓三浦氏系図」では盛宗の子である宗高が小場氏に従って大坂冬の陣に参加、その三代あとの福政が三浦家伝来の青江次広作の太刀を小場氏に献上して五石を永代下賜され、新田開発の功によりさらに一五石を得ている。福政からさらに五代あとの盛典は天保五（一八三四）年に窮民救助の為に金子千両を上納して「永郷士」とされ、百石を与えられている。盛典は天保一三年には調銭として一万二千貫を上納し、近臣並に取り立てられている。盛則は弘化二（一八四五）年にも新田開発の功から二七石二斗四升を加増されている。

「平姓三浦氏系図」は盛典の後を継いだ盛則が嘉永元（一八四八）年に秋田藩に提出したものだが、藩へ献上した金銭などから考えると、大きな経済力があったことがわかる。これは中世以来の地域的な権威により、郷士として田地を拡大したことなどによるものと考えられる。(17)

黒川村に住居した以外の三浦氏については「三浦盛勝由緒届書」(18)があり、秋田実季に仕えた三浦盛季の子孫が湯沢の佐竹南家に仕え

たとある。(19)

盛季―盛次（八柳名右衛門。佐竹義宣に仕える）
　　―盛永
　　―盛實（新庄藩戸沢盛安に仕える）
　　―盛種（湯沢所預の佐竹義章に仕える）―盛正―盛勝

まとめ

傍証史料がほとんど無い中、近世以降に作成された系図などから読み取る情報を整理して、秋田の戦国から近世に至る時代を見る試みであったが、史料自体が、江戸時代の作成時点でかなりの混乱があり、そこから正確な情報を引き出すことができたか、疑問な部分がある。

だが、その家に残された伝承などの情報を基に作成された史料はやはり無視することはできない。まして史料の少ない地域では唯一の手がかりとなることもある。今後とも史料の内容を精査しながら史料整理を進め、広く利用していただける公文書館施設でありたいと考えている。

（古文書班　けむやまひでとし）

（1）近年の論考では『能代市史』通史編　古代・中世（二〇〇八年）、鈴木満「伝承と史実のあいだに―津軽安藤氏・津軽下国氏・桧山下国氏・湊氏の場合」（「秋田県公文書館研究紀要」）第二三号二〇一七年）、史料論としては峰岸純夫、入間田宣夫、白根靖大編『中世武家系図の史料論』上・下巻（二〇〇七年、高志書院）など。

（2）「古文書倶楽部」第七八号「戦国武将のそれから…浅利氏～系図に書かれた事・書かれなかった事」、第八〇号「戦国武将のそれから…小野寺氏～小野寺六郎左衛門道昌の秋田藩仕官と黒澤氏」

（3）この他にも文和三（一三五四）年の「出羽国秋田古四天王寺別当法印恒知代申状」（『秋田県史』資料編古代・中世編）に「三浦弥六」という人名が見られ、また秋田県域南部の戦国勢力であった小野寺氏の家臣や、由利郡にも三浦氏がいることなどから、本稿で取り上げた氏族を「浦城三浦氏」とした。

（4）『八郎潟町史』八郎潟町教育委員会　昭和五二年

（5）「三浦家系」宝暦四（一七五四）年　資料番号Ａ二八八-二-〇五一八

（6）『八郎潟町史』

（7）『八郎潟町史』所収の系図「八郎潟町伝承の三浦氏」と「三浦家系」については、出羽国に下った人物名が盛實で合致する。

（8）太田章『姓氏家系大辞典』の三浦氏の項には「八代郡本栖村の名族に在り。諸家系図纂に「一條信長―信経―時信―（甲斐守、甲斐守護代）―貞連（号三浦太郎左衛門、三浦甲斐守養子）と。」とある。

（9）「秋田軍記」（資料番号ＡＨ二一一-一九）。なお、別の写本（資料番号Ａ二一一-〇〇二）では「武田の人なればとて」の部分を「武勇なればとて」としている。

（10）「秋田軍記」は戸部一愨斎（一六四五～一七〇七）の著とされている。

（11）管見の限り、三浦氏が甲斐国山梨郡に所領等を持っていたことは確認できなかった。

（12）湊合戦の経緯については、「奥羽永慶軍記」・「秋田軍記」など、

後年編纂された軍記などをもとに、『八郎潟町史』『五城目町史』『秋田市史』『能代市史』など多くの自治体史などで詳細に述べられているところであり、本稿では簡潔に記す。

(13) 「平姓三浦氏系図」嘉永元（一八四八）年　資料番号Ａ二八八・二一〇五一九

(14) 註６の系図「八郎潟町伝承の三浦氏」によれば、小和田氏は三浦氏の一族となっている。

(15) 盛季に関する記述は「三浦家系」でもほぼ同様だが、盛永の項にまとめて記されている。

(16) 『八郎潟町史』所収の系図「関東八州平氏系三浦家系図由来」でも甲斐国から出羽国に移った人物を秀憲としているなど、共通点が多い。

(17) 黒川村に居を構えてからの三浦氏については『秋田市金足黒川三浦家代々記』（一九八七年、三浦家代々記刊行会）に詳しい。

(18) 「三浦盛勝由緒届書」元禄一一（一六九八）年　資料番号県Ｂ-846

(19) この三浦盛季は「秋田之内八柳ニ住居」とあり、押切城主となった人物と同一人物である確証はないが、ほぼ同時期に秋田安東氏の家臣団におり、同姓同名であるため、ここに記す。

※本稿を執筆するにあたり、皆川義孝氏、山梨県立図書館のご教示・ご協力をいただきました。ありがとうございました。

浦城三浦氏略系図（1）

当館所蔵「三浦家系」（宝暦四（一七五四）年、資料番号A二八八-二-〇五一八）を参照して作成

桓武天皇―葛原親王―高見親王―高望王―望親―良継―良憲―憲信―良将―将門―良充―為通―為純―広継―

義明―義宗
　　義隆
　　義澄
　　義連―義村―泰宜―盛宜―宜英―泰英―盛孝
　　氏明―泰連
　　足利義詮に仕え、佐々木道誉に属し、
　　康安二年神崎橋の戦いで討死

盛知―盛實―盛斉―繁貞―繁永
足利義満に仕え、　足利持氏討死後、　浦城城代
甲斐国山梨郡を領する　嘉吉元年出羽国に下る　三百町を領する

浦城落城後、桧山に隠れ、元服後
酒田に移った後、秋田実季に仕え
押切城主となったが、讒言により誅殺。

盛永―盛季
湊合戦で湊安東氏
につき、討死。
　　繁貞―盛宗―宗高―清高―宗安
　　浦城落城後、新城　慶長二年新城氏落城後、
　　石見守親泰に養育　片田村の普明院に入った後、
　　される　黒川村に住居

浦城三浦氏略系図（2）

当館所蔵「平姓三浦氏系図」（嘉永元（一八四八）年、資料番号A二八八二-〇五一九）を参照して作成

秀憲―盛澄―貞澄―盛永―盛季

甲斐国より出羽国に来て、土崎湊城主安東太郎愛吉に仕える

浦城主。三百町を領する。湊合戦で湊安東氏方につき、浦城で討死

浦城落城後、桧山に隠れ、元服後に酒田に移った後、秋田実季に仕えて押切城主となったが、讒言により誅殺。

盛宗

浦城落城後、岩城村に隠れ、新庄石見守に養育された後、片田村の普明院に入った後、黒川村に住み、吉右衛門と称する。

宗高―清高―宗安―福政―忠顕―詮芳―盛典―喜典―盛則

小場氏に仕え、大坂の陣に参加

元禄一三年、青江次広の太刀を小場氏に献上し、五石を賜る。また新田開発の功により十五石を賜る。

盛典

天保五年窮民救助費として金子千両献納し、永郷士に列し、百石賜う。天保一三年調銭一万二千貫献納し、旗本永近進並となる。弘化二年開発の功により二七石二斗四升加増。

〈史料紹介〉

湊九二―一「郡方見回役加勢勤中日記」

郡方吟味役勤中日記　文政十年丁亥閏六月同十二月　国季

はじめに

当研究紀要一九号から、当館寄託「湊文書」より湊国季（曽兵衛）の御用日記を史料として紹介している。

「湊文書」及び湊国季の概要は、研究紀要一九号に述べているので参考にしていただきたい。本号では「郡方見回役加勢勤中日記」（湊九二―一）を紹介する。

未読の箇所は□で示している。紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認していただきたい。

【日記本文】

閏六月廿九日

一　御評定処より御催促ニ而罷出候処、右近殿被仰渡候は、豊田五右衛門代郡方吟味役被仰付候、右御請之上御礼申上候処、年寄中御逢有之候、

一　御会処江直々出勤、郡方諸役処・御割役処江も吹聴、夫レより年寄中御番頭役勤中江も回勤致候、

一　雄勝郡西山通四ヶ親郷江回状を以五右衛門代被仰付候段申達候、猶右ニ付態々出府等不相成候趣をも厳敷申遣候、

七月四日

一　御評定処江罷出候而明日御障無之候ハヽ起証文仕度候段御伺致候処、願之通相済候、

同五日

一　四ツ時以前御評定処江罷出候処、年寄中御座敷ニおゐて起証文相済右御礼直々御副役御披露、右御座敷引取り起証文書御副役江差出候て罷下り申候、

一　豊田五右衛門より昨戌年分御皆済帳并切支丹御調帳口、其外差当之御用書附之分請取候、

同廿四日

一　前郷村久助、全帰村御免ニ被仰付候間、右之段今日駅送を以右村江申渡候、

八月十九日

一　明廿日より回在致候付、御評定処江出勤御届申上候、

同廿日

一　今日在処出立、和田村ニ而昼食、刈和野村ニ而壱宿、

同廿一日

一　刈和野村出立、六郷村ニ而昼食、横手町壱宿、

同廿二日

一　横手町出立、昼食なしニ而湯沢御役屋江着、但シ此節詰合なし、

一　御毛見願高四ヶ親郷并寄郷共多分之願高今年柄別而不相当之筋ニ候故、今日御役屋より御用状を以明日御役屋江罷越可申候段催促ニ相及申候、

同廿三日

一　今日親郷共罷越候故御毛見願高甚不相当ニ有之候段申諭候処、此間之日和ニ而余程ならす稲模様宜敷相成候故、何分精々実地吟味之上篤と取調候上可申上候間、廿七日迄相控呉候様願ゆへ、其通ニ承知致差遣候、猶右序ニ以来村々心得形之筋品々申渡候、

一　大和田熊蔵今日御役屋江着、

同廿四日

一　片岡矢右衛門・関純五郎今日御役屋江参り候、

同廿六日

一　担処村々より御毛見願高先頃より相減差出候得共、一向落合不申候故、今日より回村見分ニ出申候、我等事ハ春農より両西馬音内寄郷共吟味致候義故其通ニ相回り候、純五郎ハ山田・横堀寄郷回村ニ申会候、猶又大和田熊蔵昨今ニ而田面吟味而已ならす、不案内之事故我等同伴致候、今日ハ杉宮村ニ而昼食、高尾田村ニ而泊、

同廿七日

一　大沢村ニ而昼食、堀内村ニ而泊、

同廿八日

一　水沢村ニ而昼食、上至米村泊、

同廿九日

一　軽井沢村ニ而昼食、田代村泊、

同晦日

一　下仙道村ニ而昼食、中仙道村泊、

一　熊蔵事ハ此間御毛見之訳随分見馴候故、今日田代村より直々御役屋江罷帰り候、

九月朔日

一　飯沢村昼食、西馬音内堀廻村泊、

同二日、三日

一　二日ニハ足田村ニ而昼食、西馬音内前郷村ニ而泊、翌三日同村ニ而昼食、直々泊、

同四日

一　二条道村ニ而昼食、又々西馬音内前郷村泊、御毛見見分之処取纏候、

同五日

一　貝沢村ニ而昼食、赤袴村泊り、

同六日

一　松岡村ニ而昼食、山田村泊り、

同七日

一　山田村ニ而昼食、御役屋江罷帰り申候、此節ハ矢右衛門・純五郎・源多・熊蔵も詰合ニ候、

一　役頭今晩御役屋江久府より御出ニ有之候、

同八日

一　村山九左衛門〔今年湊御米蔵役〕江戌年御物成差上米請取帳、両冊之分今日駅送を以差遣候、

同九日

一　西馬音内堀廻村寄郷之内、上中下仙道・田代・軽井沢・飯沢右村々ハ高山下之在処ニ有之候間、居引相済申候、御取扱柄ハ御毛見取纏帳江載置候事故略シ差置申候、

一　飯沢村御百姓六右衛門子共久米之助と申もの兼而農事格別ニ出

精致候て、年々御毛見御苦柄不申上候ニ付、此度御吟味之上右為御称調銭壱貫五百文拝領被仰付候様願上候処、其通ニ取扱可申段被仰含、今日同人催促ニ差遣候、

一　西馬音内前郷村正蔵、先年より処持田地之分年々共ニ不手入致候付、山師家業被指問急度御呵被仰付候、

一　角間川村御開発江先役中右御用係ニ而居り候処、当役後右隙明之段願上候而諸帳面共不残取揃、跡部惣兵衛江相渡差置候処、此間役頭被仰含候ハ、右御普請之義ハ最初より惣兵衛取扱不申候義故、不相変是迄之通取扱可申、猶此節普請致候分も有之候よし故、角間川村江罷越候て右御用可相勤候段被仰含候、

一　先月晦日下仙道村ニ而昼食之節同処堤御普請料拾五貫文と　共右村肝煎江相渡候、

同十日

一　飯沢村久米之助罷越候故、昨日御伺相済候通り申渡候、

同十一日

一　横堀村寄郷之内疱瘡流行之処、何レ難痘ニ而怪我人多ク有之候趣相聞得候、然ハ当春中厚思召之旨被仰出候ニ付、在々江其節被仰渡困窮之者ハ御施薬又ハ人参等拝領可被仰付候故可申出候段被仰渡被差置候、右之処江怪我人多ク有之候而も打捨差置き一円ニ御役屋江何之申立も無之候故、横堀村肝煎催促可致候段被仰含候故則御用状昨日差出候処依て又々今晩刻附之御用状二而早々可罷越候段催促致候

同十二日

一　今朝横堀村より長百姓伊兵衛を以申出候ハ、益田治右衛門殿養蚕方御用ニ而回在、当処御昼ニ被仰付候処、利兵衛宅ニ而右御宿相勤候ニ付如何共手透無之、夕後迄ニハ是非罷出可申候よし伊兵衛申伝ニ有之候、此方より急御用之義申遣候処、治右衛門殿御宿之為手透無之可罷出候義夕後迄可相控趣、一ト通ハ尤之よふニ候得共、右亭主代之義ニ致候而ハ外長百姓之内ニても不苦、且ツ厚　思召形之義如何差心得居り候哉、甚以有間敷致方ニ有之候、急度慎罷有可申候段申渡差遣候、猶寄郷之内江岩崎村元慎今日より被差遣、一両日逗留居り可申候故、疱瘡人を為見置候義ニ可致候段、是又申渡差遣候、

同十三日

一　雄勝郡毛見御用済ニ相成、役頭今日浅舞御役屋江御引移り被致候、

一　我等担処村々毛見願高左之通ニ相成候、

一　当高千百拾四石七斗六升弐合　　山田村寄郷共
　内弐百弐拾四石三斗七合　　御蔵分
　同八百九拾石四斗五升五合　　差上

一　同高千七百拾四石弐斗九升壱合　横堀村寄郷共
　内七百弐拾七石弐斗六升八合　御蔵分
　同九百八拾七石弐升三合　差上
一　同千五拾石七斗八升　前郷村寄郷共
　内五百七拾八石壱斗六合　御蔵分
　同四百七拾壱石六斗九升四合　差上
一　同高千三百五拾七石五斗七升七合　堀回村寄郷共
　内三百五拾四石壱斗壱升三合　御蔵分
　同千三石四斗六升四合　差上
右惣願高合五千弐百三拾七石四斗壱升
　内千八百八拾三石七斗九升四合　御蔵分
　同三千三百五拾弐石六斗三升六合　差上
一　山内村々時節後ニ相成雪下タ等ニ致候義も可有之候ニ付、願上候て御助成御取扱之分左之通り、
一　当高百七拾四石八斗八升四合　軽井沢村
　此御助成高五拾五石弐斗五升九合但シ当捨共江之分
一　同高百拾五石七斗八升五合　田代村
　此御助成高弐拾壱石但シ右同断
一　同高八拾九石壱升七合　下仙道村
　此御助成高弐拾九石但シ右同断
一　同高百六拾六石九斗五升九合　中仙道村
　此御助成高五拾四石九斗六升四合但右同断
一　同高百七拾五石九升八合　上仙道村
　此御助成高四拾六石弐斗七升三合
一　同高五拾石七斗五升九合　飯沢村
　此御助成高拾石但し右同断
一　毛見御苦柄不申上候村々　上至米村
　嶋田新田村
　新町村
　上郡山村
　下郡山村
　糠塚村
　鹿内村
　石塚村
一　昨日役頭被仰渡候、大戸村散乱致候付、五右衛門勤役中純五郎片附被仰付候、此節より担処之事ニ候故引受可申、并純五郎も同村之義加談可致候段被仰含候趣ニ候故承知仕候、幸ひ純五郎も詰合居り候事故、以来同村取扱之義相談仕候上御伺可申上候段申上置候処、勝手ニ可仕候よし被仰含候、
一　岩崎村菅元慎今晩横堀村近処疱瘡人見候て、段々是迄療治致候医者共随分相当之薬用ひ候得共、誠ニ極難痘而已ニ候得ハ全ク怪我人之有之事ハ無余義事候段申聞ニ候故、我等担処江被相渡候広東人参五両・種人参五両、都合拾両今晩横堀村肝煎江仕送り差遣候、猶困窮之者江拝領被仰付候故、何村之誰江何両相渡候

と申義書留差置候趣共ニ申遣候、

同十四日

一 院内銀山片付吟味役小野崎作兵衛御役屋江罷越申聞候ハ、先頃より久府江参り只今院内江罷出候途中江、町送を以銀山より当廿二日飯料渡シ米五百俵之分手当無之段申来候、然ハ右之分売立候事ニ而ハ此節湯沢辺酒造家ハ不及申迷惑之者も可有之候故、御備之内より拝借返上之義ハ当暮銀山納石之内より指上可申、猶去年米之事ニ候故格別之鼠喰ニ無之候へハ表形拝借不苦趣ニ有之候故、何レ役頭江相伺候上御指揮形御挨拶ニ可相及候段、矢右衛門同然返答申遣候、

同十五日

一 角間川村御開田之義ニ付御用有之候故、浅舞御役屋江可罷出候段、役頭より被仰含、昼食後より右御役屋江罷出候、

一 小野崎作兵衛掛合之筋御伺申上候処、鼠喰乱表之外表形ニ而不苦候ハヽ、五百表被御用立候段被仰含候ニ付、右之筋関純五郎江申遣、当人より作兵衛江可申遣候段、御伺之上今日直々純五郎江右之段書状を以申遣候、

一 岩崎村元慎、横堀村近辺疱瘡人見候而至極之難痘斗之よし、猶療治模様は随分相当之趣申聞ニ有之候段申上候、且ツ人参拾両兼而被渡置、御役屋江被備置候分横堀村肝煎江差遣、困窮者江拝領被仰付候故、右之内より配分差遣候而名前記置、追而勘定可致候段申渡置候段、役頭江申上候処、御承知ニ有之候、

同十六日

一 大戸村取扱、是ハ杉宮村肝煎彦右衛門被仰付候て相勤罷有り候処、内通品々訳柄有之候為か一向ニ村形相直り候見詰も無之候間、西馬音内前郷村長百姓之内、平左衛門・與之助右両人昨日御役屋江催促、同村取扱之義篤と申諭候処、畏入候間、彦右衛門隙明之事ニ仕度候段御伺申上候処御承知ニ御座候間、今日直々純五郎江申遣候、

一 横堀村寄郷疱瘡取扱医、上院内村大久保省斎被仰付居候得共、外ニ横堀村医甚蔵江も被仰付候様御伺申上候処、同村寄郷共ニ可取扱候段被仰含候侭、直々今日純五郎江右申渡呉候様ニ申遣候、

一 下院内村茂七家作致候付、拾五貫文拝領仕度候旨申出候故、右之段奉願候処、拝領之事ニ相済、右差図壱枚、外ニ堀回村馬代差図書壱枚・湯沢御役屋御手入料差図書壱枚、都合三枚共ニ今日純五郎江差遣候、

同十七日

一 片岡矢右衛門罷帰り、途中花立村より之書状相達候、右は郡方御備高地形を以被相分候義罷成候処、雄勝ニ相当り候分五拾石

斗水干憂無之処、永久御安堵之場処有之候ハヽ上知御蔵分有之候ハヽ可申出候趣、西山通江申渡候て、最早御収納月ニ相成候故可取合候段申来り候故、今日廻状を以当廿五日迄ニ寄郷共ニ吟味之上可申出候段、四ヶ親郷江申渡候、

同十八日

一　道地柏木両村明年御竿ニ付、此節御様竿被成置候ニ付、役頭今日同村江御出、直々今宿村文一郎桑畑をも御見分被成候付、浅舞御役屋詰之衆無残御出候故我等も罷出申候、

一　角間川村御開田処之内門目村地形柳原ハ同処之内不動堂下タ川並悪ク欠込ニ相成候故、右場処江取掛り兼居候、然ハ右新川御堀替被成下置候へハ〆切御入料ハ於村方ニ差出候間、御普請被成下候様、当春中より願ニ有之候、且ツ又右地形被為任被下候ハヽ、新川御普請料無残可差上候趣、角間川村より願人も有之候故其段申上候処、門目村肝煎催促致候而新川ニ御取立被成置候ハヽ来秋迄之内ニ柳原江無残鍬入ニ可相成哉取尋候様被仰含、一昨日申遣候処、昨日肝煎罷越取尋候処、右近之場処ニ無之候分之外ハ来秋迄之内ニハ被仰付通鍬入ハ可仕候間、何卒新川御取立被成下候様申出ニ候故、村方江罷帰り候て郷中篤と相談之上、廿一日番迄ニ角間川村江可申出候義ニ申渡候、猶右欠込之処廿日ニ役頭御見分之筈ニ有之候故、同処江可罷出候段申含差遣候、

同廿一日

一　役頭浅舞御役屋御立御帰館、直々角間川村御開田普請被附置候分御見分ニ付、我等も御同様ニ罷出候て処々御案内処ニ而昼食、直々壱泊、

同廿二日

一　役頭今日角間川村御立以前、昨日御見分之場処并門目村新川〔但シ字柳原と申処御開田ニ被成置候処、川並悪敷欠込候為ニ新川ニ成候〕之義御伺申上候処、右間数并〆切見分之上　可申上段被仰含候、阿気村野形之義ハ是迄川並悪敷候故、明年迄御見合ニ罷成候故、右之段直々阿気村江申渡候、

一　角間川村新川尻西侭欠込候故、右工夫之手当可致村方江被仰付候得共、猶今日篤と見分之うへ村方江差図可申渡候段被仰含候故、昼食後見分之上肝煎・長百姓共江申渡候、

一　御開田御普請処之義ハ伺之通ニ相成候故直々黒丸五郎兵衛江申渡候、猶我等罷帰之節又々罷越候而、両三日も普請処江附添候様被仰含候故、其義五郎兵衛江も申渡右之手配ニ致候、先頃五郎兵衛より差出候　之内多分ハ明春之御普請ニ相成候、

一　右御用相済、当村ニ而昼食、浅舞御役屋ニ而壱泊、

同廿三日

一　浅舞御役屋より昼食なしニ而湯沢御役屋江引移り申候、此節関純五郎・大和田熊蔵詰合罷有候、

一　先頃役頭江申上候ハ、担処村々之事ニ仕候而ハ近年来甚困窮ニ相至り候為御収納取立も不尺取、且ツ田畑働も不宜、毛見稲之分先年雪下タ等ニ致候よふ之訳ニて、壱統不頼勝之者共ニ候故、今年毛見稲刈済之上罷帰り申度、猶吟味ニ廻村致候趣共ニ申上置候、先頃より廻状を以毛見願高之分見分之当日より刈取り候様親郷共江申渡候、且ツ寄郷村々江長百姓差遣ひ、不尺取候分ハ諍立早々刈取候義ニ可致候段をも申渡候、

一　当月十二日、横堀村肝煎慎之義申渡差置候故、内々役頭江当廿日御伺申上候而差免候様ニ仕候処、不苦候段被仰含、今日右慎差免申候、

同廿五日

一　湯沢御役屋より昼食なしニ而横堀村江参り、寄郷毛見稲之分吟味致候処、明日迄ニハ無残刈済ニ相成候趣申聞ニ有之候、猶先頃より横堀村より日々寄郷江長百姓相回シ厳敷吟味之上諍り立候事ニ有之候、

同廿六日　今日初て雪

一　横堀村寄郷共疱瘡取扱被仰付候、同村甚蔵昨日相招候て此間之壱体模様承り候処、最早末之方ニ相成候為か此節薄ク相成候よし、惣都合拾五人位疱瘡人有之候内誠ニ不時症と申程之者両人有之よし、其他ハ何ソ軽痘と申事ニ無之候得共、命江相抱申間敷、猶春江越候よふ考ニ有之候、且ツ多ク流行不申候為か先月頃のよふニ多ク怪我人も無之趣ニ御座候、先日役頭江申上候ハ、不相変難痘而已ニ相聞得候間、久府より医者御頼被差遣候よふニ可相成候哉、何レ承り候処、至極之難痘之段申上候故、今日又々甚蔵申聞之趣并是迄疱瘡人都合之内疱瘡相済候もの・怪我人残・未タ不相済ものと取調書共ニ差上候、

一　横堀村肝煎申聞候ハ、先年より役処屋敷ハ御座候得共、今以普請致兼罷有り候、然ハ此度相応之土蔵壱ツ座敷構ニ相立候分ニ而売軒ニ出申候間、右直段高料ニも無之候ハヽ相求普請致度候よし、猶近来諸役人駅場同様ニ昼処等被申附、其度毎宿等ニ付候而ハ労煩不少、且ツ寄郷村々より親郷御用ニ而参り候而も役処立置候上ハ数日居り候義有之候共手元賄ニ致居候へハ至極勝手之よし内々申聞も有之候、夫而已ならす以来麁宅之者肝煎被仰付候而も宿等ニ差遣ひも無之、猶日々長百姓役前立置候て諸事御用向取扱・諸連貫ニ至迄割渡候事ニ相成候へハ、万端御用向取纏肝煎之利筋も自然相見得候義故、右之通普請致度よし申聞ニ有之候、幸ひ今日寄郷共罷越候故右段々之義相尋候処、至極宜候故、役処弥以御普請ニ候ハヽ寄郷壱統より七拾貫文余も手伝可致候義申聞ニ有之候、依而郷中之者相招候而右件々相談ニ掛置候処、寄郷より差出候分江不足之処ハ郷内ニおゐて手繰仕候而

不苦候故、何分右普請被仰付被下度候段願ニ有之候故、何レ是迄年来役処も無之処此度新タニ普請致候義故、上之御苦柄ニハ不相成候得共、一ト通役頭江申上候上差図ニ可相及候趣ニ挨拶ニ相及候、大凡弐百貫文位惣出来揚ニ可相成之考ニ有之候、

同廿七日

一　横堀村より昼食なしニ而山田村江引移、刈残稲吟味致候処、寄郷共ニ今日ハ無残刈済可申候内、少々明日ニ相成候分も可有之候得共、明昼迄之内ニは寄郷共無残刈済可申候、

一　山田村之義ハ近年ニ至甚困窮ニ相成候訳ハ、無付人高多出候に随ひ年増ニ難義ニ相至り候よし承り居候故、是迄如何致候而右無付人高之分手配居候哉、且ツ郷借方員数共ニ取調為致候処、無付人高之分ハ五百三拾石余、此分ハ年々不足江他借ニ而弁ひ居り候よし、郷借之銭八百貫文余ニ相至候て益御百姓相窮、御田地手入も行届兼候故、不得止年々毛見御苦柄申上候段申聞ニ候故、右無付人之分実地取調筆切ニ書抜、仮令ハ壱石之場処字上中下并免右刈稲書出可申候、猶明年之肥ハ春中ニ相至手配可致候故、右肥之代共ニ書上可申候、乍併是迄之通之よふニ不働ニ候へハ壱銭壱粒も御備より拝借ハ拝置、他借之裏判も不相成候故、他村より働之見得候程ニ相至候上ハ幾重ニも取扱方有之候故、銘々相互ニ吟味候而相働可申候趣、外ニ色々壱村切申会之義をも肝煎・惣長百姓共召寄せ篤と申諭候、且ツ長百姓之内三右衛門・庄治・半兵衛三人江別段ニ申渡候ハ、当村両肝煎之事ニ致候てハ人柄而己ニ而既ニ親郷も難為相勤候もの故、万端其者共肝煎同様ニ相心得候而、御収納ハ不及申諸事連貫割合請払共ニ勘定本致可申候段、是又篤と申渡置候、

同廿八日

一　山田村より昼食なしニ而西馬音内堀回村江引移申候、右之通ニ毛見稲刈済不申候村々江、其村親郷より長百姓差遣候而付人切厳敷為申渡、明後日迄ニ無残刈払候様ニ為致候、

同廿九日

一　西馬音内堀回村寄郷共ニ買上米等之義願申出候故、湯沢町・西馬音内前郷村江相頼候て、御郷役銀・五斗米代銀等之分為弁申候、其外山内村々右よふ之分ハ薪方江貫炭売上致候而諸上納申度ニ付、此節拾貫弐百目入壱俵ニ付弐百文宛ニ売上、来三月より十月迄ニ口巣村舟場出シニ致候而差上候へハ、直々於久保田ニ上納申度候段願書を以申出候故、何レ罷帰之上向方江掛合挨拶ニ可相及候趣申合差遣候、

一　堀廻村より昼食なしニ而西馬音内前郷村江引移り、寄郷共ニ毛見稲之分吟味致候処、大戸・足田右両村ハ未タ刈済不申候事故、右は明日中刈済候義ニ手配申渡差遣候、

一　西馬音内前郷村近年ニ至り村方壱統困窮致候付、先役豊田五右

衛門勤役中跡部惣兵衛見回役之節右取調片付被仰付、御備米三百表拝借、其外御百姓共江ハ馬代、商人共江ハ五両拾両宛拝借被仰付候、然ル処惣兵衛当春吟味役被仰付候ニ付右跡取調田処主鈴被仰付候、右村方之義ニ致候てハ御百姓とハ申なから多ク商人之為、御高筋ハ不及申諸事御用向并御収納取方共ニ年々余村より不尺取候故、今晩長百姓共不残召寄せ候而、御収納取立を始役割致候而申渡候、猶小百姓より取立之義ハ組を附置候而組子より出不申候へハ其組頭より弁ひ不差出、此節稲揚之節故銘々組子之刈稲取調候而、御収納・諸連貫ニ向合不申上候ハヽ夫レ手配可致、猶刈稲江封印不致候ハヽ不相成者も可有之候故、篤と吟味相尽可差置候、且ツ明春ニ相至り春農ニ相向候節飯料之手当無之候ハヽ、三百表拝領致候郷備之内拝借可被仰付候故、当御収納之分ハ厳ニ取立可申候、猶火之本要心其外奢かましき事厳敷吟味を相遂候而、以来壱村中申会之上仕法を立置可申候段、肝煎・惣長百姓ニ至迄申渡候、

十月朔日

一　前郷村出立、阿気村ニ而昼食、直々門目村之内字不動堂川欠処見分可致候処、今日ハ此間之雨天故洪水之為相止候而、角間川村江罷越候、右川見分之義ハ同村地形之内字柳原と申候野形御開発被成置候故、新川御取立ニ可被成候付、右見分　候様被仰付候故ニ有之候、

一　田処主鈴今晩角間川村泊ニ而御用済之為一ト先帰宅致候よし故、前郷村肝煎・長百姓共江申渡候段相伝ひ申候、

同二日

一　今日より御開発此度御普請被附置候場処江人足可為差出候処、先月中より日々之雨天ニ而堰筋堀立候事ニハ相成不申、強而御取掛り候而ハ甚以御損失ニ相至り候趣申出ニ有之候、此分ニ而日和ニ相成候へハ稲揚最中ニ罷成、人足相雇候義ハ無心元候故、御普請処見分差図呉候様願ニ有之候間、先ツ其通りニ致候而、若シ人足遣ひ立ニ相成候ハヽ取掛可申、無左候ハヽ明春より取掛可申候段差図ニ相及候、

同三日

一　今日ハ少々雨も小晴ニ相成候故、御開発御普請処江五郎兵衛・吉多郎召連候て、先頃差出候之内堰筋に通シ候分、右ニ相向ひ差図申候、

同四日

一　御普請処江今日より人相雇取掛候よふ昨日手配為致候処、又々大雨ニ相成人足遣ひ相止申候、日和次第御普請江追々取掛候段申含候、

一　今晩役頭より御手紙相達候、未夕稲揚も不尺取候よし、早々諍

立稲揚済迄可罷有候段申来候得共、如何共日々不得止之雨ニ候得者如何程責立候而も可致よふ無之、依而日和次第稲揚諍立候様湯沢御役屋詰合純五郎・熊蔵江申遣候、猶親郷共江寄郷村々共長百姓相回し急度吟味可致候段回状を以申遣候、且ツ湯沢御足軽礼蔵・左平横手御足軽重吉右三人江手紙を以稲揚吟味ニ回村致候而、不尺取候村々ハ其付人親類又ハ郷人足迄差出候而稲揚相済候迄附添罷有り可申候段委曲申遣候、

同五日

一　角間川村出立、大曲村江参り候処、神宮寺村渡り今暁より大小共相留り候よし、無拠泊、

同六日

一　刈和野村ニ而昼食、境村泊、

同七日

一　境村出立、戸嶋村昼食、在処江着、

同八日

一　役頭江罷出候而御用申上候、

同九日

一　御評定処江罷出候而、一昨日御用済ニ相成一ト先帰宅仕候段御届申上候、

一　担処村々如何共相窮果候ニ付、願上候而夫レニ御取扱被仰付候得共、右御手配ニ而も致方無之候故御刀番御備金願上候処、四貫目八朱五ヶ年割拝借相済候内、弐貫目ハ当暮迄ニ御渡、残弐貫目ハ来春三月ニ御渡ニ相成候、依而此義内々役頭江右を以如何取扱可然候哉之段御伺ニ相及候処、夫等之事ハ脇より手を被入候而ハ取扱悪き筋も可有之候故、手元存分丈ケニ可致候義此間被仰含候、

同廿六日

一　今暮六ツ時過湯沢御役屋詰大和田熊蔵より左之通申来候ニ付、役頭江罷出候処御他行ニ有之候、
上略只今堀回村より申出候ハ、東家之家中国安兵馬、於軽井沢村周助宅昨夜中即中風ニも候や、即死致候段申出候、依而村方江は右当人宅江火急ニ飛脚を以申達候様可致申含候、此義ハ御検使致候筋ニハ有之間敷、是等之事ハ始而之事故如何致可宜やも不覚候得共、先ツ村方江ハ前文之通申含候、下略、廿四日夜出之手紙ニ有之候、

同廿七日

一　今朝役頭江罷出候而御伺之上左之通り直々源一郎殿戻り御判紙

午ノ上刻出ニ而申遣候、

東家之家中国安兵馬急死之義同伴之者有之、未タ病中之姿ニて罷帰り候義ニ致度趣ニ候ハヽ其通ニ可致候、無左事ニ有之候ハヽ見分之上最初医者江ても為見置候哉、猶其節之模様具サ御取尋可被成候、若シ此方より親類罷越前書之通大病之姿を以仕送申度候義内談ニも候ハヽ、其通りニ可致候事可被成候、右之通申遣候大旨也、

一　役頭御内々も有之候故先日左之通相認候而指出置候、

私担処下院内駅之義ハ御境郷御他領継立道法遠難処之場処ニ御座候処、去ル文化年中先肝煎七郎と申者勤中極窮ニ相至、駅場御用も難相勤体散乱ニ相至り、七郎出奔致候後当肝煎和兵衛被仰付候、品々心配取扱致候より可成御用も相勤候体ニ罷成候、

一　去ル文政四巳年御目附様御下向御帰府由同駅御止宿之処、前文申上候通極窮之村形彼是差遣之品も多ク御座候処、他借等之心配を以両度共無御滞相済、翌午年駅場御改革ニ相成、見回役詰合等被仰付御吟味被相尽候処、外駅共相違ひ御他領継立之事故彼是労煩筋も有之、其上銀山麓之為金堀体之者み入込旁労煩かましき事而已相生候得共、当人取扱ニ而格別御苦柄等も不申立候義ハ畢竟出精深切ニ相勤候故ニ御座候、

一　前条申上候通極窮之村形年々御収納立不足仕候者共も有之候得共、立替米等ニ而如何様御皆済仕、当時元米ニ而三百表余取替も御座候得共、早速取立候事ニも無之夫々取扱罷有候故、一村和合仕候、右段々申上候通ニ御座候間、御時節柄恐入奉存候得共、何卒当人御賞被成下度奉願上候、以上、

右之通判紙竪紙江認、役頭御手内江差上置候、

大十一月廿日

一　五斗米代銀仮御相場四拾壱両ニ被仰渡候ゆへ則四ヶ親郷江申渡候、

同十八日

一　今日より回在致候付、在処出立、上淀川村ニ而泊、

同十九日

一　上淀川村出立、北楢岡村ニ而昼食、六郷村ニ而泊、

同廿日

一　六郷村出立、横手町ニ而昼食、湯沢御役屋江着、此節伊藤養蔵詰合、

同廿一日　寒

一　横堀村より書載を以申出候ハ、今年五斗米之分寄郷共ニ代銀上

納ニ而ハ村々不少迷惑之趣申出候、

一　両西馬音内肝煎共罷越申聞候ハ、是迄年々佐藤與惣兵衛江売米仕候て御収納銀上納罷有り候処、今年三斗弐升入造表ニ而八百四拾三文ニ直を立被申候、然ハ舟場前ニ而ハ三斗九百五拾文、町米ハ八百五拾文より三四拾文ニ候へハ如何共與惣兵衛江払兼罷有り候、左候へハ御収納銀上納ニ相抱候間、両寄郷共ニ而千五百表も是非御買立被成度願ニ候故、横堀村寄郷共之五斗米を正米納之願出ニ候故、右之分元米ニ而三百四石弐斗四升外ニ右運送米共、都合千五百俵位ニ相至候故、此分三斗入ニ而八百七拾文宛ニ致候て、両西馬音内寄郷村々より為差出候事ニ相極候、依而御収納銀ニも行足候事故、與惣兵衛江払米不致候義ニ相成候、

同廿二日

一　今日役頭江書状を以回在以前ニも申上候通横堀村寄郷共ニ五斗米今年銀納ニ而ハ村々不少迷惑ニ付、委曲書載を以申出候、依而西馬音内寄郷共江横堀分之五斗米八百七拾文宛ニ為致指出せ候事ニ相極候間、此段左ニ御承引被成下度候趣并右之為與惣兵衛江払米不致候て御収納銀ニ行足候段、猶処々米相場之義をも具サ相認、横堀村より願書差添候て、今未明右御用状駅場江差出候、

一　昼食後御役屋より横堀村江引移候、

同廿三日

一　横堀村寄郷共罷越候故、御収納之義取尋候処、廿七日迄ニ無残寄郷村々共上納済ニ相成候段申聞ニ有之候、是迄上納致相残候分ハ少々宛ニ有之候、

同廿四日

一　回在前役頭より被仰含候ハ、中村之義ハ一円ニ左衛門殿差紙下タ之処、本田開と有之候処、右開堰欠落、本田堰同水ニ相成候よし、然ハ右開何拾年以前ニ開発ニ相成候哉之段吟味可仕候よし被仰含、昨日郷帳無残取寄せ吟味仕候処、元禄十三年之打直帳ニ而本田開共本帳附ニ候へハ、右開発ニ相成候年月ハ相分不申候間、右之段今日御用状を以申上候、

同廿五日

一　夕飯後横堀村より山田村江引移り候、今晩同村寄郷共罷越候間御収納銀穀之義取尋候処、既ニ米之分ハ無残程ニ相済候よし故、御役屋江罷帰候上右手形持参可申候段申含候、

同廿六日

一　昼食後山田村より西馬音内前郷村江引移申候、

同廿七日

一　四ヶ親郷五斗米舟場出シ無残寄郷共の分取纏候て、関純五郎・大和田熊蔵両名ニて仕送申候、

一　前郷村寄郷共ニ罷越候故、御収納銀穀上納方取尋候処、多分米之分ハ石詰ニ相成候得共、兼而困窮之村々、其上米下直ニ而来月上納分御収納銀手遣ひ候村も有之候故、右上納銀之分ハ夫レ手配申附候て多クハ他借等為致候て可成間ニ合候、

一　前郷村之義ハ至て困窮ニ相成候付、四ヶ年以前より見回役片付被仰付候て夫レ　拝借等をも相済候処、其後段々不堪ニ相成不少不納有之候故、当御収納ハ不及申右不納分とも可差出候義ニ付何角と申出故、右取扱居候大体ニも相片付候上、見回役田処主鈴片付此節回在居合候故、御同人江跡々之義御頼候よふニ御相談致候、

一　大戸村是ハ担処之内就中極窮村之処、其上借財之分をも既ニ弐千貫文余ニ而如何可致候様無之申出候故、右係前郷村茂助・平左衛門・與之助江申含候て右手配之趣を篤と申含置候、

同廿九日

一　下院内・相川・軽井沢右三ヶ村地頭高書上之分、御勘定役幸丸長吉江仕送差遣候、右ハ回在前御勘定処より書上候様被仰含候ニ付て也、

一　昼食後西馬音内前郷村より同堀回村江引移候、

一　片岡矢右衛門当廿日回在致候よし、稲庭村より差出候書状相達候、左之通右之段則申渡候旨返事直々差遣候、

一　別紙御備分過請取差引残上納方被相極候間、五百目之分御郷役銀同様上納致候よふ、纏処江可被仰渡候、別段御備より抔と本図ニ不相及、明年御皆済之節御証拠ニて相分候故、此段可被仰諭候、

一　御撫育ニ付又々重き被仰渡も有之候得共筆紙ニ而ハ迚も難申上、追々御面談可仕候、

一　別紙家業書揚親郷并寄郷共御吟味名前御取調可被成候、村限訴状ニ不相及、寄郷より親郷江端書ニ而為指出候ハヽ、於親郷、

一　何家業　　何村　誰

一　同　　何村　誰

右之通取纏候方可然、品々申上度御座候得共、明日御役屋江引移候ニ付今日取込、下略、

覚

一　宿屋　　一　髪結　　一　茣切

一　たかゝけ　　一　綿ほかし　　一　大工

一　木挽　　一　馬口労　　一　背負商人

一　染屋　　一　室屋　　一　酒屋

一　木綿古手　　一　荒物屋　　一　小間物

一　鍛冶　　一　鋳物師　　一　とふふや

右之通今日回状ニ而申渡、来月五日迄ニ御役屋書上可申候段相触候、但右御取調之義ハ、兼て役頭江申上候ハ、諸村共第一背負商人而己沢山ニ相成候ニ随ひ、御田地甚麁田ニ相成候義斗ニ無之、沢目村々共御百姓之風俗町場を相真似、結句ハ欠落等致候事も相聞得候間、以来市場之村之外右よふ之職体相禁申度、併只今迄右家業致来候者被指問候而は迷惑も可有御座候間、其分ハ被指免、以後右家業之もの被指問市場村之外ニも不相限焼印株札ニ仕候て可然候段数度申上置候、

一　今日矢右衛門より仕送相達候書附爰ニ結附差置候、猶堀回村ハ今年纏之事故幸ひニ有之候間、直々肝煎儀兵衛江申附候、

同晦日

一　堀回村寄郷共無残罷越候故、御収納之義取尋候処、無残米之分ハ上納ニ相成候段申聞ニ有之候、

小十二月朔日

一　堀回村より朝飯後前郷村江又々罷越候て御収納米之義吟味致候処、未夕無残上納済ニ不相成候故、直々逗留致候、幸ひ田処も詰合居候間相談ニ相及候、

一　片岡矢右衛門より書状相達候内、役頭より為御知之御手紙左之通被仰渡候趣故、両西馬音内寄郷共早々罷越候様催促致候、

上略、小子一昨廿五日御陰間江被召出被仰出、御代筆を以別紙之通斎殿被仰渡、直々其御席ニて被為召候御羽織拝領被仰付、重畳難有仕合ニ奉存候、畢竟皆様よろしく御取斗意被下候故右等之御沙汰を蒙、実以御礼も難申尽、いまた思召之十ヶ一も届不申候、乍繰事重蒙御賞恐入候義奉存候、委曲ハ御帰宅之上縷々申上候、

一　右被仰渡別紙之義親郷始村々肝煎共江も一ト通被仰知被下度、去ル酉年御撫育之義被仰出候以来、村々肝煎共被仰渡候刻より難有奉存、心配取扱いたし候より右等之蒙御沙汰候事ニ奉存候、呉々も宜被仰含被下度候、

一　右被仰渡左之通、

国安又左衛門

嬰児養育之義ニ付去酉年格別ニ申渡候旨有之処、其方支配処諸郡ニ先立己ニ三百余人致撫育候よし老共申聞、委曲令承知、畢竟取斗行届候故、我等存念も速ニ相達候義と不斜令喜悦候、依之追々存慮之旨も有之候得共、一ト先当座為褒美着用之羽織為取之候、自今猶以出精いたし、戸口相増候様専一ニ希候、此旨属役とも江も厚く申聞置候様存候也、

十一月

一　同役赤石要より当秋回支配御目附回在之節、冬馬屋調被成置候

様被仰渡候間御心得之為一ト通為御知致候段申来候故、則右之越村々江申渡候、

一　五斗米本直段四拾壱匁ニ被居置候段被仰渡候趣、同役会田久右衛門より申来候故、是又村々江則申渡候、

一　役頭より横堀村寄郷共五斗米正米之願相済候趣被仰上候、猶右米両西馬音内・山田右村々寄郷共ニ而横堀村之五斗米請負候義是又御承知之よし申来候、

同二日

一　両西馬音内村肝寄郷共罷越候故、昨日矢右衛門より申来候役頭被仰含之筋篤と申渡候、猶手元より以来不心得無之よふ書附相認、村々相互ニ吟味を尽、不都合之申立不致候義申渡候、

同三日

一　一ト先御用済ニ相成御役屋江罷帰候、此節矢右衛門・養蔵詰合居候、

同四日

一　戸沢束より左之通被仰渡之趣申来り候故、則親郷共回状を以寄郷壱統江も可申渡候段相触候、

覚

今般御吟味之旨有之、各寺檀家七歳未満之ものハ打飯米并御調之節判引代を初、諸事寺役差出候義、向後令停止、八歳より可為定式之通間、此旨旦中江も被申触、後々住職迄も申伝、能々心得違無之様可被致候、

右之通被仰触候間、塔中末庵迄不洩様可被申触事、

十一月

猶以難心得義も有之候ハヽ、寺社奉行処江可被相伺候、以上、

覚

去酉年省子御撫育被成下候義重ク被仰出、其刻申渡置候通候処、今度別紙書面之通寺院ニ被仰渡候義ハ猶も困窮之御百姓共御取扱之御趣意ニて、一統七歳迄寺役御免被成下候間、八歳ニ相成候ハヽ寺役無相違指出可申、年齢間違等之義決して無之様厳ニ被仰渡候、此旨心得違ひ無之様可致候、以上、

十一月　　郡奉行

一　右之被仰渡書弐枚、浅舞御役屋詰鯨岡四郎左衛門江差遣候、

一　関淳五郎今日御役屋江久府より参り候、

一　此間回在、山田村江罷越候処、右村川原之内養蚕方江為御任ニ相

成候地頭江先年より柳・漆等之分先年より取立申候、然ハ右方限ニ相極候処当秋ニ至漆・柳斗ニも無之、葛ニ至迄刈取候事ニ不相成段養蚕方より被仰付、如何共迷惑致候、猶最初右川原為御任ニ相及候節毛ノ上共差上候訳ニ無之趣ニ候故、何レ養蚕方江掛合可申候義申含候、

同七日

一　養蚕方御用係根本兎毛〔湯沢給人〕江手紙を差遣、同人罷越候故山田村川原之内養蚕方江為御任申上候地処毛ノ上刈取候事不相成候義、山田村江御手元より被仰含候右毛ノ上共ニ御引上ニ相成候義ニ久府より被仰渡候てより之事ニ可有之哉、又御手元様之御差心得之義ニも可有之哉承度候条掛合ニ相及候処、何レ同役相談之上挨拶可申よしニ而罷帰り候、

同八日

一　養蚕方御用係り根本兎毛小川円之助両人罷越、昨日之義今壱応承度候段申聞候故、其節兎毛殿江御相談致候ハ、山田村川原之内養蚕方江為御任致候地処、漆・柳ニも可相限木柴沢山有之、右刈取候事ニ不相成候よし、御手元共より村方江被仰渡候義ハ右御伺之上久府養蚕方より被仰含候訳ニ有之候哉、昨日御談仕候通ニ候趣申談候処、円之助演説ニハ、当秋久府出府之節川除風除ニ不致候へハ不相成候間、柳よふ之木柴ハ伐取不為致候よふニ可致候哉之段御伺ニ相及候処、其通ニ可仕候趣被仰含候間、則毛ノ上迄御引上之義ニ候故、其形村方江申渡、木柴ニも不相限一円ニ人入置不申よふニ致候、全ク私共之一存を以取斗意候筋ニも無之趣ニ有之候、

一　山田村江右川原江漆・柳ニも不限葛よふ之物迄刈取候事被差留迷惑之段願書可差出、猶最初川原地養蚕方江為御任申上候節毛ノ上迄差上候哉、何レ具サ相認候て可差出候段申遣候、

同八日

一　又太郎殿御判紙添を以御割役小貫林右衛門・村井清右衛門・跡部九十郎・佐藤忠右衛門連名ニ而有米帳早々仕送候様申来候、

同九日

一　昨日御割役四人より相達候又七郎殿戻御判紙添ニ而今日有米帳久府江仕送差遣候、

一　組合矢右衛門一ト先御用済ニ而今日御役屋出立候て罷帰り被申候、

同十一日

一　西馬音内前郷村江回在、郷役米斗立吟味ニ致候、右ハ右米藤屋多三郎江差遣不申候へハ御収納銀立替呉不申候義有之候ニ付、右取斗候事人別吟味致候ニ付而也、

同十二日

一　当秋迄大戸村取調被仰付候杉宮村肝煎彦左衛門より、酉年より請払之勘定為差出候処、品々不審之分有之、大戸村より長百姓并杉宮村彦左衛門共召寄せ候て吟味為致候得共、右御用係純五郎酉年より被仰付候、御当人御立会之上ニ無之候へハ不相分筋有之候処、昨日より院内村江御回村候故今日御用状を以早々前郷村江御出候ものニ申遣候、

一　田処主鈴今日前郷村江御出候故、郷勘定之義立会吟味之上不納人別より取立可申候段、今日より肝煎・長百姓共江厳敷申附候、

同十三日

一　関純五郎江大戸村勘定杉宮村肝煎彦左衛門より去酉戌両年分共吟味致候処、甚混雑之差引立ニ而、根元御取調ニ相成候節之義不差心得候為右相分可申よふ無之、純五郎最早右御用係被仰付候事故是非共立会之上ニ無之候而ハ難相分ニ付、今朝未明ニ大戸村長百姓之内申附候而書状を以院内江申遣候、

同十四日

一　大戸村勘定同村長百姓・杉宮村彦左衛門為立会候て吟味ニ相及候得共、如何共相難候故無残郡山村肝煎清兵衛・足田村肝煎子共多助両人召寄候て又々篤と吟味相尽申候、

一　純五郎今晩参候故、猶又立会之上篤と吟味ニ相及候得共、根元より勘定仕立方甚混雑ニ而如何共見解可申よふ無之、結句ニ相至り勘定捗直候事ニ相成候得共、時分柄と申且大勘定ニ候へハ早速ニ不相成、来正月末二月初迄ニ指出候事ニ相極候、

同十五日

一　杉宮村肝煎彦左衛門より差出候勘定之筋混雑致候て如何共難見解、畢竟不埒之義ニ候、依而急度慎可罷有候段申渡候、然ルニ是迄大戸村江立替候分米ニ相直候へハ、既千五百表之分御渡不被下候へハ大戸村ニ而拝借被仰付候分返上可仕よふ無之ニ付、達々願候得共右勘定不相済候内ハ難為渡候段申渡候、猶又大戸村江も右之通可相心得之趣申渡候、

一　右之通相認候て大和田熊蔵江書状を以其段内々役頭江御耳立候段申遣候、

一　前書之通取糺可申よふも無之ニ付、勘定出来之上吟味可致候事ニ相極、純五郎同然御役屋江引取申候、

一　御百姓ニ而も在町ニ無之共別ニ家業之者可書上被仰渡、手元担処之分四ヶ親郷より寄郷共之分共取纏手内迄出候ゆへ、罷帰り之上役頭江差出候事ニ致候、

同十八日

一　村々御用向も相済候ハ今日出立致候処、風甚敷、無残岩崎村御

役屋ニ而泊、此節純五郎岩崎村御備蔵江上納分取立ニ罷越居候故同宿致候、

同十九日

一　岩崎村出立、横手町ニ而昼食、六郷村泊、

同廿日

一　六郷村出立、刈和野村ニ而昼食、上淀川村泊、

同廿一日

一　上淀川村出立、昼食なしニ而在処江着、

一　今晩役頭江罷越候而品々御用向申上候内、横堀・山田・西馬音内堀回村右三ヶ村寄郷共ニ壱ヶ年ニ付高壱石より五合宛、今年より向六ヶ年ニ凶作備ニ仕候段、右村々壱統相談之上ニ仕候、右員数書共差上候処宜候段御承知ニ有之候、

一　今暮壱紙も今日役頭江差上候、

一　杉宮村彦左衛門差出候大戸村勘定之義甚混雑ニ而難見解、併今年分勘定之内全ク取込ニ相極候分有之、右彦左衛門取尋候処全以誤候趣ニ御座候故、右之段共申上置候、

同廿二日

一　御評定処江出勤、昨日在より罷帰候段御届申上候て、直々役処江も出候て昨日罷帰候趣相届申候、

一　山田村より川原地養蚕方江為御任致候分江漆・山桑引取申度願書昨日役頭江差上候処、文言不宜候故認為直候て可差出候段被仰含候故、其通ニ致差置候、

同廿三日

一　鯨岡四郎右衛門より別紙之通伝ひニ候間、則役頭江罷出御礼申上候、

郡方吟味役

一　銀百目　片岡矢右衛門

去ル酉年より御撫育御執行被成置候以来、取扱辛労致シ、追々ハ御含之旨も有之候得共、当座為御賞其向より銀子被下候、

郡方吟味役
跡部惣兵衛

一　銀百目宛　湊　曽兵衛
鯨岡四郎右衛門

右ハ見回役中より右同断ニ付、

同廿四日

一　組合同役四人共御評定処出御礼申上候処、年寄中御逢御賞有之候故、直々年寄中回勤致候、猶役処江罷出、惣同役中江吹聴致候、

一　右銀ハ郡方御備より拝領被仰付候、

一　今日於御会処役頭被仰渡候ハ、先役中何角辛労致候付、御備より銀三拾五匁被下置候、

一　今日御会処御用仕舞、恐悦申上候、

同廿五日

一　今日年中御用仕舞恐悦ニ付、年寄中御逢、公用病気之外無残同役登城、

一　下院内村肝煎和兵衛義兼而御百姓共取扱宜候為一村和合いたし、猶御境郷故旅人入込候得共是迄格別御苦柄をも不申上候ニ付、壱代苗字御免被仰付候段、役頭より被仰渡候故、直々町送を以右当人江申遣候、

一　大久保村三多郎・安多郎・勘四郎帰村御免被仰渡候故、直々今日書状を以申達候、

正月元日

一　明二日　御召出ニ候間、今日ハ年礼勤不申候、

同二日

一　御召出ニ付正五ツ時登　城、右相済年礼御勤候、

同三日、四日、五日、六日

一　年礼勤候、

同九日

一　御用初ニ付麻上下ニ而御会処江惣同様出勤、御熨斗頂戴、九ツ時過罷下り候、

一　旧　御飛脚ニ而江戸上野　御霊屋御普請御手伝被蒙仰候段、今日役頭中御揃之上被仰知有之候、

同十九日

一　旧冬下院内村肝煎壱代苗字御免被仰付候得共、其節御用□ニ而右御書附不被相渡候処ニ、今日御評定奉行坂本矢柄より被相渡候よしニて、組合同役片岡矢右衛門江受取候、右御文言左之通、

雄勝郡
下院内村
肝煎
和兵衛

去ル文化年中肝煎役被仰付、先肝煎出奔後郷中散乱相及、駅場御用も難相勤体ニ至候処、品々心配可成ニも駅場御用相勤罷有、去ル文政五午年駅場改革被成候刻より御境郷他

処継立之事故彼是労煩筋も有之処、格段御苦柄等も不申立、別而出精深切相勤候付、為御賞一代苗字御免被成下候間、難有可奉存候、

十二月

同晦日

一　下院内村肝煎東海林和兵衛一代苗字御免ニ被仰付候付、此間出府、今日右之御礼申上候付我等同道致候て　御城江罷出候〔但シ一ノ御門通用、是ハ御物頭江被仰渡候〕、年寄中御逢、御政務処より引取御評定処江同道候て、右御礼御披露申上候、夫レ年寄中回勤之節同道、何レも玄関より入、和兵衛ハ敷台江差置候、猶東家之義ハ軽輩以下百姓・町人共ニ玄関江難入置よしニ而、何レ一条不致候趣同役中申聞ニ候得共、此度玄関より入置候得共外ニ差遣ひ候事も無之、八・九年以前平山文市郎同役勤中東家より御頼ニも候哉、同道之吟味役ハ中ノ口より入、御百姓ハ台処より回シ膳番処江罷越候事ニ是迄例ニ相成候よし申伝ひニ候得共、猶　上ニ当日ハ一ノ門御通被遊候へハ東家御頼ニ有之候得共左よふ之筋ニ而ハ有之間敷筋と取受、右之通ニ致候、

二月二日

一　今日役処江出勤之上、御百姓之内御賞等被仰付候上右御礼同道之節東家ニ相限玄関江罷越候事不相成段御申伝ひ之よふニ候得共、一昨晦日下院内村肝煎苗字御免御礼回勤同道、東家江も玄関江肝煎同道罷越候得共外ニ彼是差遣ひも無之候故、此段以来御同役様中御心得之為申上候趣為相知候て差置候、

同五日

一　明日より回在致候付御評定処江御届申上候、役頭江今晩罷出候て追々御用向之義御伺申上候、御普請御手伝御高割銀仁指御用銀之義被仰付候付回在也、

同六日

一　戸嶋村昼食、刈和野村泊、

同七日

一　大曲村昼食、横手町泊、

同八日

一　昼食なしニ而湯沢御役屋江着、此節藤田又兵衛・大和田熊蔵詰合、

同九日

一　横堀村江昼食なしニ而回在、右ハ御高割銀并仁指御用銀申渡候ニ付て也、

一　当六日附ニて役頭より左之通申来候、院内村ニ而博奕之節同村

伝左衛門と申者因幡殿家人翁助と申仁と喧嘩致候もの也、依て因幡殿家来江則只今之内罷越候様催促之手紙差遣候、

上略、然ハ博奕一件内々及御沙汰候処御引揚無之被相任候得共、伝左衛門・因幡殿家人翁助罪状形内々御指揮有之左之通、翁助奉公之暇之御含、伝左衛門生保内越御追放、右之通ニ御座候間、翁助事因幡殿御催促内々拙者迄御年寄中御通達有之趣を以御内談被成、因幡殿ニおゐても右之通被処置候義ニ候ハヽ、表立御評定処江不申立相済シ、手内ニ而伝左衛門義ハ前条之通、宿両人ハ壱村払、外人数ハ分限相応之過料被仰付、農事家業之外御呵被成候、

一　因幡殿家来江御内談被成候ても内済ニ御承知難被成、表立被仰立候義ニ候ハヽ、伝左衛門始外人数共罪状不被仰渡可被仰聞候、又翁助罪状御年寄中御内々も有之候得共、右罪状程ニ因幡殿ニ而難被処置義ニ候へハ是以御取かへ可被仰聞候、右の得御意、下略、

一　今晩五ツ頃因幡殿家来新田永助罷越候故、前条之趣申談候処、向様ニてハ其砌追放ニ而も可致之処、上より御取糺も候哉と相控居候よし中々一ト通之呵ニて不相済訳ハ、評義も相極置候段申聞ニ有之故、左候ハヽ何レ御処方之義と何日ニ御呵可被成趣明日可被仰下段申談候処承知致候趣ニ有之候、何レ明日御左右可申上事ニ御座候、

一　仁指御用銀ハ当子七月十一日両度ニ半銀宛、御高割之分ハ当子十一月三ヶ弐、来世丑十一月三ヶ壱上納ニ被仰付候、

同十日

一　因幡殿家来新田永助江畑孫兵衛手紙を以左之通申来候間、院内村々者共も役頭より申来候通ニ申渡候、猶役頭江も今日因幡殿より之返答御指揮之通ニ相成候ハヽ、院内之もの共も御差図之致候段申上候、伝左衛門ハ揚り屋ニ居候事故詰合又兵衛江可申渡候段申遣候、外人数ハ直々拙者申渡候義共ニ申遣候、

上略、然ハ昨夜御内談之義具サ旦那江も申聞候処、和田翁助事ハ今日中暇差出候事ニ相究候間、此段左ニ御承知被下度候、右可申上被申附如此ニ御座候、下略、

生保内越、博奕致候上翁助と口論ニ相及候ニ付

下院内村　伝左衛門

博奕宿致候付壱村払　同村　彦右衛門

壱貫五百文　倉蔵

同村　重八

博奕致候付農事

五百文　　庄助
家業之外御呵
壱貫文　　岩五郎
五百文　　留之助

右ハ此人数分限相応之御過代可被仰付候段役頭より申来如此候、

一　当九日附ニ而回在向より組合矢右衛門より手紙ニて左之通申来候故、則肝煎利兵衛江申渡候、

上略、扨又御高割銀今年三ヶ弐、来丑年三ヶ壱と被仰渡候ニ付、今年弐之壱ツ七月中、残壱ツハ十一月中と両郡申付候事ニ平鹿同役申会候間、左ニ御承知可被仰含候、下略

同十一日

一　横堀村より昼食なしニ而山田村江引移、寄郷共無残御高割銀并仁指御用銀、右両用上納限月共之義申渡候、

但シ四ヶ親郷仁指御用銀御高割之分共ニ別帳壱纏ニ致至候故此日記江ハ不記候、

一　此度之被仰渡書左之通、

郡奉行

今般於江戸表上野　御霊屋御普請御手伝被蒙　仰　恐悦之御事ニハ候得共、御財用向重畳御難渋之始末、先達て委曲被仰知候通ニ候処、此度之御出金莫太之義ニ付一円御弁達之御手当無之恐惑之御事ニ候、乍去　御国役之御事ニ候得者是非御都合無之候てハ難相済義、然ハ六郡村々追年相窮、定式之御収納すら及難渋候村方も有之様相聞得候、御定之通高百石ニ付人足代銀弐百目宛上納被仰付候間、当十月迄無残相納候様可被申渡候、扨又左之通被仰付候共中々御入方ニ引足候義ニハ無之候間、其余ハ江戸・大坂両表江御調達之義早速申達候得共、十分御借基被成置候上ニ候得ハ出来之程更ニ心元無之候、弥出来致候事ニ候ても御返済之御仕覚曽て無之候故、究迫之村々江人足代銀被仰付候上又候過分之義被仰付候ハ重畳御心外之御事ニ候得共、無御拠御場合ニ付、右御高之外六郡中如何様ニも融通相成候者共江文銀弐百五拾貫目、都合人指を以御用銀被仰付候間、宜申会、壱郡限人別取調、今明年中上納相成候様可被取斗候、勿論此御時節ニ候条、右員数之外ニも可成丈銀高相増上納有之様心配可被致候、右取扱各始属役共ニ至迄重畳辛労之義ニ候得共　御家督以来初て之　御公務、万一御指揮滞有之候てハ不容易御事ニ候間、幾重ニも心配を以御用向無御滞相弁候様可被取斗事、

右之趣属役之面々江も厚ク可被申含、且ツ人指人別之義

ハ各取調之上、御勘定奉行江も可被及示談候事、

右御用番右近殿・御例席東家・斎殿被仰含候、外ニ御演舌を以年来窮迫之村居も有之、唯々心配辛労之筋ニも可有之候得共、先達而委曲被仰知候通之御時節故、何分此上ニも宜取斗、御金繰ニも相掛候間、幾重ニも上納相進候様致度候、右弐百五拾貫目都合と申義大凡之義ニ候間、此余ニも相増候義初より余計ニ被仰渡、万一も内端ニ相成候てハ各始気之毒之筋ニも被存候間、右大凡之数を以被仰付候、以上、

子正月廿二日

右之通被仰渡候ニ付、同役相談之上御高割之分ハ今明両年半銀宛、仁指ハ今年無残上納之事ニ申上候処、御高割銀ハ今年三ヶ弐、明年三ヶ壱十一月上納、仁指ハ申上候通ニ相成候、依て雄平両郡申会之上今年三ヶ弐之内七月・十一月半銀宛、仁指ハ同役壱統七月・十一月半銀宛上納ニ申渡候、

一 被仰渡書之内役頭御差図〔二月五日晩御見舞致候節御伺申上候〕、左之通ニ相認申渡候、

上略、　弐百目宛被仰付候間、当子年三ヶ弐之内、七月・十一月半銀宛〔文銀弐百五拾貫目都合之処除〕

一郡限人指人別取調、今年中上納之内七月・十一月半銀宛

右取扱各始吟味役ニ至迄〔右之趣属役之面々江も厚可被申含候と之御文言より末一円除〕

一 西馬音内前郷村正蔵、去九月九日山師家業被指問御呵被仰付居候処〔二月五日役頭江罷出候節回在之上御免御伺相済〕御免之段、当九日大和田熊蔵右村江御用有之罷越候故、直々当人催促御呵御免之段申渡呉候様相伝ひ候、乍去山師之義ハ被差問候趣共ニ申伝ひ候、

同十二日

一 山田村寄郷共ニ御高割・仁指御用銀之分共ニ御請形相済候故、西馬音内前郷村ニて昼食、前郷村ニ大和田熊蔵居合候、是ハ大戸村郷勘定、杉宮村彦左衛門酉年大戸村後見被仰付請払致居候、右勘定筋旧冬於手元ニ吟味致候処甚難渋ニ而如何共難見解候ゟ、右勘定捗直シ可申候段申渡差置候処、熊蔵同様立会吟味可仕候段被仰含候、右ニ付先日より熊蔵吟味ニ取掛り居候故、熊蔵江諸書附之分我等立会候迄相渡可差置候分も同村ニ而昼食、西馬音内堀回村江引移候、

同十三日

一 西馬音内堀回村寄郷共御高割・仁指之分共御請形相済昼食なしニ而西馬音内前郷村江引移り、寄郷村々明日罷越候様催促為致候、大戸村郷人并杉宮村彦左衛門召寄せ候て、大戸村郷勘定熊蔵同様立会候て、今日より右勘定筋吟味ニ取掛り候、

同十四日

一　昨日御高割銀之外仁指御用銀之分共銘々催促申渡候処、右御請相済候、

同十五日、同十六日、同十七日、同十八日

一　先日より熊蔵同然立会候大戸村郷勘定帳、杉宮村肝煎彦左衛門〔但酉年大戸村後見被仰付昨亥九月中御免〕より差出候分無残吟味済ニ相成ニ相成候処、重筆又ハ過払有之候ニ付、右之御答書為差出候、乍去大戸村付人共江ハ是迄立替之米銭共不少有之、是ハ仕入之分ニ候得共相対ニて銘々江取替候よふな事ニて一村ニ相預不申、此度差出候勘定ハ郷中不残壱ヶ年之御収納・諸連貫之分ニ候得ハ、壱人ニても欠候者ハ無之、其勘定江重筆・過払有之候為御答書を以御不審ニ相成候訳ニ有之候、

同十九日

一　昨日迄ニ大戸村勘定も吟味済ニ相成、猶彦左衛門より御答書も為指出御用済ニ相成候故、熊蔵ハ今日湯沢御役屋江罷帰り候、我等事ハ外之御用有之逗留致候、

一　回在前同役壱統江左之通被仰渡候ニ付、右申会候て段々申上候ハ、本御皆済ハ是迄之通御撫育高御備ハ見回役調之御皆済ニてハ如何共可仕よふ無之訳ハ、過不納之分振り合せ可致よふ無之、猶夫而已ならす村々ニても御皆済弐ツニ相成候てハ夫レ迷惑も有之、且ツ往々御高筋相混候てハ相分可申よふも無之候故、於御金蔵両御皆済一手ニ取纏候事ニ被成下度候段申上候処、何レ追々可被仰渡候段被仰含候、

郡奉行

一　郡方御備高并御撫育御備高御金蔵江取纏、御皆済取調候様一昨酉年被仰渡置候処、来子年より右御皆済於郡方取纏可申事ニ被改置候間、此旨可被相心得事、

一　右両御備高一郡限帳面ニ致御金蔵より可被相渡候間、帳面之本書を居置、年々之出減高御検地役より郡方江調為差出、御皆済取調、御勘定処江指出候節右調書差添可指出候、尤追々出減数口相成候節ハ帳面御改可被相渡事、

一　休高・毛引・一作荒地等、右御備高ニ相当候分ハ御検地役より郡方江調為指出、御皆済御勘定処江指出候節、右調書指添可指出候事、

一　御備高出減御検地役調書是迄之通り御金蔵江も差出可申事、

一　御備高取調ハ郡方吟味役・見回役之内年々御皆済以前御金蔵江罷出、出減引合可申事、

右之趣被得其意、其筋々江も可被申渡候、以上、

亥十二月

一　右被仰渡同役・御検地役・見回役江も被仰渡候、依而見回役よりも右両御備御皆済取調之段御訴訟申上候よし、

同廿一日

一　西馬音内前郷村御用済ニ相成、昼食なしニて湯沢町御役屋江罷帰候、此節見回役衆詰合無之、

一　此間被仰付候高割銀・仁指を以被仰付候御用銀御請書、親郷限取纏、当廿三日迄ニ御役屋江可差出段、回状を以親郷共江申渡候、

一　当十九日役頭より　御参勤御日限十六日　御発駕、院内山中雪模様ニ随ひ見回役衆右ニ向可被差遣候故、右模様形可申上候段申来候処、此節は前郷村ニ居合候処、幸ひ純五郎院内江罷越候段承り候故、山中雪御見分直々久府江可被仰遣候趣、其節申遣候、猶役頭より之御手紙共ニ十九日ニ差遣候、

一　今晩純五郎院内より御役屋江参候故、山中雪之義承り候処、未タ地雪ニて深キ処ハ六・七尺も有之候得共　御参勤之頃ニ相至候ハヽ余程ならす消払可申候、猶又□迚も未タ落不申候得共当月末迄ニハ落可申考之よし、院内村肝煎共申聞ニ候趣ニ有之候、且ツ今年別して春来ニ相成候て之雪、其上不足ニも候故、来月四日より山中雪割普請木屋江取掛、同十日迄ニ木屋出来、同十一日より登山雪割江取付候て可然ニ付、右之手配共ニ申付候よし、右雪模様ハ明日役頭江可申上候よし、

同廿二日

一　山中雪模様見分形之義役頭江純五郎より今日申上候、十六日御発駕ニても山中　御通シ候義急度有之段申上候、

一　純五郎昼より岩崎村御役屋江参り候、夫レより直々浅舞村御役屋江罷越角間川村江も参り候よし、右は昨年米不宜候為右御払可被遊ニ付造立致候趣也、

一　此度被仰付候御高割銀・仁指御用銀・冥加銀之分共取纏左之通、

一　惣高合三万六百弐拾八石九斗四升壱合、担処四ヶ親郷纏、

内八千三百四拾五石四斗七合　御蔵分
内千七百拾八石九斗七合　荒川欠
同百弐拾三石三斗七升九合　休高
同三石七斗壱升六合　永々宥赦
同壱石弐斗七升八合　酉開休掛

合千八百四拾七石弐斗八升

残高六千四百九拾八石壱斗弐升七合
同弐万弐千弐百八拾三石五斗三升四合　給分
内弐千九百九拾六石三斗八合　荒川欠
同百六拾壱石三斗三升九合　休高
同五斗三升九合　酉開休掛

同五拾石　杉宮村吉祥院江御神料諸役御免

合三千弐百八石壱斗八升六合
残高壱万九千七拾五石三斗四升八合

残高合弐万五千五百七拾三石四斗七升五合
此御高割銀五拾壱貫百四拾六匁九分五厘
内拾七貫四拾九匁三厘　当子七月上納
同拾七貫四拾九匁三厘　当子十一月上納
同拾七貫四拾九匁三厘　来丑年上納

一　仁指御用銀左之通、
文銀拾四貫三百弐拾目也
内五貫六百弐拾目　西馬音内前郷村寄郷共
同三貫七百目　同堀回村寄郷共
同八百五拾目　山田村寄郷共
同四貫百五拾目　横堀村寄郷共
右当子七月・十一月半銀宛上納

一　冥加銀左之通、
文金三両弐歩也
同銀三貫五百七拾目
内壱貫四百目　西馬音内堀回村寄郷共
同壱貫四百目　同前郷村寄郷共
同七百拾匁　山田村寄郷共
同壱貫六拾目　横堀村寄郷共
文金三両弐歩
右ハ上納方右同断

同廿五日

一　湯沢御役屋出立、横手町ニ而昼食、六郷村泊、

同廿六日

一　六郷村出立、北楢岡村ニ而昼食、上淀川村泊、

同廿七日

一　上淀川村出立、昼食なし、在処江着、

同廿八日

一　今朝役頭江罷出候て此度被仰付候御用銀取纏差上候、并担処寺沢村・中仙道村・山田村困窮形取調書、大戸村郷勘定杉宮村肝煎彦左衛門より差出候分吟味仕候段共ニ申上候、

同廿九日

一　御評定処并役処江も出勤致候て、一昨廿七日罷帰候段申届候、

三月五日

一　先頃被仰付候仁指御用銀之分ハ我等ニ相当候拾弐貫五百目之分ハ格別、其外ハ無残冥加ニ致シ可申段被仰含候ニ付、取調直シ仕候て差上申候、
但シ拾弐貫五百目ハ仁指御用銀五貫三百七拾目と金ニて三両

壱歩ハ冥加ニ致候、右人別ハ纏帳ニ載候、

同六日

一　嶋田新田村肝煎三右衛門今年迄ニ三拾ヶ年相勤候付、村方長百姓共より御賞之願申出候間、左之通添書仕候て今日役頭江差出候、

覚　半紙御竪紙ニて

私担処雄勝郡嶋田新田村肝煎三右衛門、寛政年中より肝煎被仰付、今年迄三拾ヶ年相勤、先祖三右衛門より当代迄八代連綿相勤、殊ニ先祖三右衛門より開発御注進申上不少出高ニも相成、当時三右衛門ニおゐても開発方引継御注進申上、一村備ニも相成候ニ付、文化三寅年中郡方より調銭五貫文為御賞被下置、委曲村方書載ニ有之候通、此節晩年ニも罷成候得共諸御用向深切ニ相勤一郷和合いたし、御収納銀穀共年々無滞上納相済、且ツ先祖より引継開発御注進申上不少出高ニ相成候出精形も有之候間、御時節柄恐入奉存候得共、御評義之上御賞被成下度奉願候、以上、

子三月

湊　曽兵衛

同九日

一　明十日より回在致候付、御評定処江御届出勤致候、

同十日

一　今朝五ツ時出宅、戸嶋村ニて昼食、刈和野村ニて泊、
　併シ組合片岡矢右衛門・見回役大和田熊蔵同様ニ回在致候、

同十一日

一　六郷村ニて昼食、湯沢御役屋江着、

一　但矢右衛門ハ今晩横手ニて泊、

同十二日

一　横堀村ニて昼食、熊蔵同様院内村江着、
　但シ関純五郎・田処主鈴雪割御普請江附添居り候ゆへ、明日人馬割を始諸事之義申会可致候故、院内江御出候よふニ申参候、明後日ハ加郷之親郷催促人馬割立会可致候段、先頃より久府より村々江申達置候、

同十三日より十八日迄

一　十三日ニハ純五郎・主鈴・熊蔵・我等四人ニて人馬割を始宿割等之義指図致候、委曲ハ別記ニ載候、

一　十四日ニハ純五郎山中雪割御普請処江戻り主鈴も右御普請片付ニ候得共、山中ハ純五郎壱人ニて御用相弁候為主鈴ハ駅場ニ居

り候、

同十九日

一　屋形様湯沢御泊、御昼なしニて院内御泊、今午ノ上刻院内御着、院内橋脇　御右之方江我等御出迎ニ罷出候、主鈴・熊蔵も同断、

一　御休処江罷出候処、先例之如　御目見被仰付候両人之衆も右同断、

但シ役順ハ御勘定方吟味役〔此節小野崎作兵衛銀山江詰合〕、其次両人衆、其次ハ院内組頭其外共〔但此分ハ無残被下也〕、

同廿日

一　屋形様益御機嫌能、今卯ノ中刻　御発駕首尾能御山越相済候、至而天気も宜、猶人馬ニ指遣ひも無之、壱統恐悦仕候、

但シ御見送ニハ御境口出入調役処之上、御右之方江罷出候、熊蔵も同断、主鈴事ハ山中雪割御普請片付ニて居候故、昨夜壱番御拍子木之節より同処江罷出候て、純五郎同様山中ニて御見送申上候、

一　御機嫌能　御発駕　御山越相済候段、湯沢より駅々詰合之衆江連名ニて書状差出候、

一　御通行相済ニ付純五郎・主鈴ハ山中より罷帰候、

同廿一日

一　主鈴・熊蔵ハ湯沢御役屋江今日罷帰候、

一　純五郎・我等ハ駅場之諸勘定取調候ニ付逗留、我等事ハ外ニ御用有之候、

一　横堀村寄郷寺沢村之義ハ高三百八拾八石六斗七升、家数四拾五軒之処、積年困窮ニて既ニ退村ニも相至候事ニ候ゆへ段々取調候処、大一田畑山林共ニ余勢之有之分ハ無残永代ニ相渡候為ニ有之候故、先頃在より罷帰候節右取扱可仕候段役頭江申上候処、早々取扱可申候段被仰含候ニ付、今日右銀主之者とも催促之上申渡候ハ、先年借財之分ハ千四百九拾貫文余、是ハ返済致兼候、戌年ニ相当利足上等ニ相成候四百七拾壱貫文余ハ三拾ヶ年賦、亥年ニ相当候新借財四百拾四貫文余ハ拾ヶ年賦、永代地之分ハ四百八拾貫文之内当時半銭、残拾五ヶ年賦ニ可致、猶亥年暮迄ニ別紙取替之分も可有之、其分共ニ拾ヶ年賦ニ可致候、若シ承知難相成候ハヽ格別ニ申立候て御検使引受御取調可致候故、此方より申聞候通ニて承知可然候段、篤と申含候処、何レ明日肝煎を以返答可致候趣ニて罷帰候、

同廿三日

一　院内駅御用済ニ相成候故、同村より昼食なしニて我等ハ寺沢村江直々引移り候て、右村方万端取調致候義共有之回在、純五郎ハ直々湯沢御役屋江罷帰候、

但シ寺沢村万事取調書其外申渡書共別帳ニ致差置候故、此記

江ハ相略候、

一　昨日院内給人近藤文作・近藤與右衛門催促致候て、寺沢村江取替銭有之候故取調之旨申談候処、畏入候趣返答ニ有之候、

同廿四日

一　寺沢村取調御用相片付候故横堀村江引移、今晩は同村泊ニて右村長百姓共召寄候て御用申渡候、

同廿五日

一　横堀村より昼食なしニ而湯沢御役屋江引移、此節組合矢右衛門詰合、熊蔵回村済之よしニて日暮御役屋江罷帰候、

同廿六日

一　熊蔵、平鹿御役屋江罷越候、

同廿七日

一　矢右衛門馬調御用ニ而岩崎村江罷越候、

同廿八日

一　役頭今日横手町御泊、昼食なしニ而湯沢御役屋江御出被遊候、矢右衛門も夕後馬調御用済ニ而御役屋江罷帰候、

同廿九日

一　村々御取扱之分願書并取調之上願上候、

一　院内駅之義ニ付左之通相認候て今日役頭の御手内迄指出置候、

覚

一　私担処雄勝郡院内村之義ハ御境駅之処　御国ニも不相限御他領共ニ罷登之面々ハ院内駅より及位駅江継立候間、右御定賃銭請取候、然者及位駅江着之上金山駅江之駄賃帳為附候て右賃銭院内駅より参候者江相払、直々右人馬金山駅江召連候、及位駅ニては駄賃帳附候斗ニて人馬共ニ一円継立無之、去なから商人荷之分斗継立居候間院内駅ニて迷惑仕候、但御大名御参勤之節ハ院内駅より金山駅江継立、及位駅ニ而ハ駄賃帳附候事も無御座候、外登之面々斗及位駅ニ而駄賃帳附置候而已ニ御座候、

一　江戸表より罷下候面々ハ金山駅より及位駅ニ而人馬共継立仕候、

但　御大名御下之節ハ金山駅より院内駅江継立、及位駅ニ而継立不申候、

一　御国・御他領之面々共ニ罷登ニハ院内駅より人馬共継立及位駅江着、日暮ニ相及候か又ハ無左候ても院内駅昼ニて及位駅泊之面々ハ院内駅より継立候人馬留置、翌日金山駅江召連候事故院内駅迷惑仕候、別して御領内随一之小駅、猶更難処、其上道法至て遠ク御座候為伝馬ニ出候跡ニて又々

伝馬相当居候義故、無拠及位駅ニ而相対を以頼置候間、雪地馬足不相立候節抔にて一ト背負荷弐百文位より三百文・三百五拾文ニ無之候ては頼置候義不相成、積年之間日々之よふニ相対雇候為自然困窮ニ罷成、旁以迷惑仕候事、

一　御家中江被相渡候御判紙、及位駅迄之御文言ニ御座候、猶又常々諸往来駄賃帳を附置、且ツ六・七ヶ年以前より新庄御領内無残三割増ニ相成候処、其節より及位駅ニ而も右三割増之賃銭請取候事ニ御座候へハ、右全之本駅取ニ被考申候、乍去小駅之為御大名御通行之節ハ御訴訟相済居候哉ニ御座候、御国元ニても金沢駅北楢岡村ハ御大名御通行之節継立不申候得共、常々往来継立候故、矢張及位駅迚も右之訳合ニ可有之哉ニ奉存候、いつ之頃より只今之通ニ罷成候哉、聢と相分不申候、金山駅より之人馬共及位駅ニて継立候、右継立之人馬員数ハ有之よふニも相聞得候得共、具サ之義相分兼申候、

右段々申上候通ニ御座候間、相成義ニ御座候ハヽ、院内駅より人馬継立、及位駅ニ而相泊候面々、翌日金山駅江院内駅之人馬ニて継立不申候様ニ奉願候、以上、

子三月

右之通ニ相認役頭江指出候、猶具サ院内駅之迷惑形ハ申上置候、

同晦日

一　担処村々春農ニも不相限米銭拝領拝借之義取調之上申上候処、今日右御取扱形御指揮有之、追而此記江も相載可申、今日御用込之為爰江略ス、

小四月二日

一　此間役頭被仰含候ハ、角間川村御開発之内処々破損致候よし、然ハ惣兵衛事ハ姉之忌中ニ而罷帰候、外人ハ不案内之事ニ候故、実地見分可致候段被仰付候故、今日湯沢御役屋出浅舞村御役屋ニて昼食、角間川村江参候、

同三日

一　右御開田御用係、十日町村市左衛門・角間川村黒丸五郎兵衛・同村甚七召連候て御普請可被成候処、見分致候処、第一二月十五日之洪水ニ而大破ニ相及如何共此節ニ相至り、口前より引取可申よふ無之、其外処々見分　候処精々減少致候処ニ而弐百貫文斗ニ有之候、

一　組合矢右衛門より左之通申来候、

上略、御撫育出高ニ付村々江御約定之通拝領被仰付候、代料別帳之通ニ御座候間差上候、右御払は長右衛門（但シ湯沢町郡方御蔵元）より御指出候御都合ニ被仰含候間、壱ト村限貴君より同処江御指図書ニ而村々江御渡可被成候、拙ニ被仰含候ハ、村々

ニ而此節拝領致候心組ニ有之間敷候処、被下候事故於村々ニ肝
煎共手内ニ而融通等致シ開発付人共江引配不致候事ニてハ折角
代料被下置候御趣意ニも不相叶候事故、右姦曲等無之よふ急度
御吟味被仰渡候様被仰含候間、此段御承知可被下候、且長右衛
門処ニてハ当月末より段々御払被指出被下度申出候間、右之御
含を以御払被指出候様仕度候、東西一時ニては既ニ七百貫文余
ニ御座候事故、内々願申出候、右可申上、下略、

雄勝郡西山通村々

一 当高壱石四合　上至米村
　銭八貫三拾弐文
一 同高四斗三升六合　田代村
　銭三貫四百八拾八文
一 同高八石七合　西馬音内堀回村
　銭六拾四貫五拾六文
一 同高八斗六升三合　田沢村
　銭五貫百七拾八文
一 同高弐斗五升九合　石塚村
　銭弐貫七拾弐文
一 同高四石四升七合　横堀村
　銭三拾六貫弐拾三文
一 当高壱斗六升五合　二条道村
　銭壱貫三百弐拾文
一 同高壱斗弐升四合　水沢村
　銭壱貫五拾六文
一 同高壱斗五升壱合　役内村
　銭壱貫弐百八文
一 同高四石三斗壱升弐合　上院内村
　銭三拾八貫八百文
一 同高壱斗四升八合　□巻村
　銭壱貫百八拾四文
一 同高壱石四斗九升五合　松岡村
　銭拾四貫九百五拾文
一 同高壱石九斗三合　大沢村
　銭拾九貫三拾文
一 同高四石弐斗弐合　寺沢村
　銭四拾弐貫弐拾文
一 同高壱石弐斗三升三合　大戸野中村
　銭九貫八百六拾四文
一 当高四石八斗三升三合　西馬音内堀回村
　銭三拾八貫六百四拾八文
一 同高七斗六升七合　下仙道村
　銭五貫四百八拾八文
一 同高九斗四升三合　鹿内村

銭四貫七百拾五文
一　同高九斗五升弐合　軽井沢村
銭六貫六百六拾四文
一　同高弐石壱斗五升五合　床舞村
銭拾四貫弐百四拾文
一　同高拾壱石七斗三升三合　小野村
銭百拾七貫三百拾文
一　同高六石六斗弐升五合　下院内村
銭五拾九貫六百弐拾五文
一　同高五斗弐升九合　泉沢村
銭四貫弐百三拾弐文
一　同高三石三斗九升三合　桑崎村
銭弐拾七貫百四拾四文
一　当高三石弐升七合　相川村
銭弐拾四貫弐百拾六文
一　同高三石五斗五升七合　中村
銭弐拾八貫四百五拾六文
右銭合五百弐拾四貫八百弐拾七文

一　久府同役岡田清蔵より矢右衛門連名ニ而左之通申来候、

上略、然ハ今日小貫九兵衛殿被仰渡候ハ、雄勝郡河原毛湯泥湯やら申ヶ処、湯沢者人馬継立賃銭倍増願春中被指出候よし、依而願之通三ヶ年引継倍賃銭相済候様御伝致候様被仰渡候、九兵衛殿ニも湯之名聞と御心得無之、慥か右両処と覚候、願書被指出候間御心得之筈と御咄合ニ御座候、御担処不相分候故御連名ニて申上候、雄勝郡と御申ニ御座候、組合も不残回在、下略、右ハ三月晦日附ニて申来候、

一　跡月晦日御取扱ニ相成候村々之通、

一、米拾石　小野村
一、同七石　林崎村
但シ拾石宛被下置候処、一昨年御宥赦被附置、今年より無残御引揚ニ而ハ迷惑ニ可有之ニ付、
一、米弐拾六石四升四合　大戸村
右ハ無付人高莫太有之ニ付、先年より引継ニて御助成被附置候処、今年六軒引越有之ニ付、先年之通被下置候得共、明年より少々宛御引揚可被仰付候段被仰含、其通村方江も申渡候、
一、同拾石　役内村
右四ヶ村共引継御助成、
外ニ百拾石無利七ヶ年割返上拝借申出候ニ付、五拾石五ヶ年割と申上候得共御取揚無之、左ニ相成候、
一、同拾五石　重筆故消　役内村
壱割五ヶ年返上拝借、
一、同拾石　二条道村
右ハ六ヶ年以前拾八石拝借済切ニ相成、引継願之処江

壱割五ヶ年返上ニ而此度拝借、

一、同弐拾五石　　大久保村
右ハ六拾石願之処江壱割五ヶ年返上ニ而此度拝借、

一、同六拾石　是ハ見合ニ相成候　　西馬音内堀回村
右ハ弐百石余之無付人高付人附仕候付、右取扱致候付、
百石無利足弐拾ヶ年割返上之願江壱割五ヶ年割返上ニ
而此度拝借、

一　米拾五石　　桑崎村
右ハ馬代五拾貫文拝借願ニ候得共篤と吟味之上、明年
願願可申上趣を以壱割当暮上納之事ニ相成候故、明年
取調之上別段願申上候積、

一　同拾五石　　山田村
右ハ無利足、当暮上納、

一　同六拾石　　右同村
右ハ春農ニ拝借、右ハ無付人高五百石余無付人之処、
無残付人附ニ相成候ニ付米百石拝領之願江右之通ニ
相成候、外ニ左之通、

一　調銭百貫文　　山田村
右ハ馬代ニ拝借、八朱五ヶ年割、

一　米六拾石　　中仙道村
右ハ春農ニ拝領、

一　銭三拾貫文　　右同村
右ハ八朱五ヶ年割、
右ハ積年困窮ニ付、去暮より郷借之分共ニ無残取調之
上相片付ニ付、右を以追々郷備ニ仕候筈ニ候、

一　米拾五石　　寺沢村
右ハ春農ニ拝領、

一　銭拾五貫文　　右同村
右同断

一　同弐百貫文　　右同村
右ハ無利足拾ヶ年返上、
右ハ積年困窮之訳吟味取調候処、田畑山林共余勢ニ可
相成処無残永代地ニ他村江相渡候為、右之段申上、此
度取戻村方江被預置候付、

一　同五拾貫文切　是ハ見合ニ成　　西馬音内堀回村
右ハ馬代ニ拝借八朱五ヶ年割、

一　同三拾貫文　　田代村與治兵衛
右ハ八朱五ヶ年割、当正月中焼失致候付、

一　米拾五石　　上院内村
右ハ春農拝領、

一　同拾五石　　役内村
右ハ無利足五拾石願上候処、壱割五ヶ年返上ニ而此度
拝領、

一　銭百貫文　　大戸村

右ハ無利足、当暮上納ニ而拝借、

同四日

一　角間川村御開田御普請処見分之上　書を以浅舞御役屋ニ而役頭申上候処、明日同処御見分之上御指揮可被遊候段被仰含候、

同五日

一　今日役頭同様角間川御開田御普請処江罷出候間、書之通御案内申上候、此節見回役衆之内純五郎・源多・又兵衛をも罷出候て、昼七ツ前壱統同様罷帰候、

同六日

一　昨日役頭御見分被成置候故御指揮形御伺申上候処、書之通普請可致候段被仰含候、依之申上候ハ、相成義ニ御座候ハヽ、普請中又兵衛附添被仰付度候段申上候処、其通ニ被仰付候間、書之趣又兵衛江被相伝ひ候、

一　今朝浅舞村出立、湯沢御役屋ニ而昼食、小野村江回在仕候、右ハ明日より馬調仕候ニ付て也、

同七日

一　今日相調候村々左之通、

一　小野村　一　相川村　一　桑崎村　一　泉沢村
一　□巻村　一　関院内村　一　高松村
一　駒頭ハ久保田馬口労町金助罷越候、
一　泥湯・河原毛倍増銭之義願之通引継相済候趣、高松村肝煎江今日直々申渡候、

同八日

一　今日左之通馬調致候、

一　横堀村　一　寺沢村　一　上院内村
一　下院内村　一　中村　一　役内村　一　川井村
一　右調相済、横堀村ニ而昼食、直々山田村江引移候、

同九日

一　今日左之村々馬調、

一　山田村　一　貝沢村　一　赤袴村　一　深堀村
一　松岡村　一　石塚村
一　山田村ニ而昼食、直々新町村江引移、

同十日

一　今日左之通村々馬調、新町村ニ而昼食、田代村江引移、

一　新町村　一　大沢村　一　高尾田村　一　嶋田新田村
一　上郡山村　一　下郡山村　一　林崎村　一　体払むら
一　水沢村　一　堀内村

一　今日役頭江書状ニて〔道地村御竿ニ付昨日より右村江御出〕申上候、平鹿郡西野村草飼山担処大沢村之内ニ有之、然ハ先年より願申上候て馬舟ニ而草飼之節ハ不及申、常々共ニ鵜巣江通舟、山内より板炭等求メ居候処、右之舟破損ニ及候間願申上候よし、然ハ右之場処江渡場出来致候てハ第一御境小道数ヶ処ニて常々共ニ紛敷品々、右之鵜巣と西野之間ニ有之候、且ツ右之処舟場ニ相成候時ハ山内より出候板口炭ニも不相限、惣して右之処江出シ浅舞村辺江出候義ハ指当り之事ニ御座候、左候ては前郷村之余勢ハ一円ニ取失ひ候而已ならす、右近村ニては時々迷惑有之、寛政年中馬舟之事ハ願申立相済候段西野村より申出候得共、全ク偽ニ御座候訳ハ橋本甚之允吟味中担処村々よりも申上候て、右之馬舟ニも不相限通舟御指留ニ相成候よし、其後共ニ右之場処通舟不為致候ニ御座候、猶又春中より小舟西野村ニて取扱、只今往来為致候事ニ相聞得候、右ニ付御境方より大沢村長多郎江右之趣御取尋ニ付、先年より之次第申上候趣ニ御座候間、近日中ニ右之筋諸方江相障候義書載ニ可申上候、猶又紛敷もの相越候義ハ御足軽共も相心得居候間、御聞取被成下置度候事共ニ申上候、

同十一日

一　今日田代村ニて山内六ヶ村馬調、昼食、直々堀回村江引移、

一　田代村　　一　上至来村　　一　軽井沢村

一　上仙道村　　一　中仙道村　　一　下仙道村

同十二日

一　今日堀回村ニて左之村々馬調、同村昼食、前郷村江引移、

一　堀回村　一　飯沢村　一　鹿内村　一　田沢村

一　床舞村　一　二条道村　一　野中村　一　大戸村

一　杉宮村　一　糠塚村　一　大久保村　一　足田村

一　前郷村

同十三日

一　昨日より前郷村江参候処、肝煎并惣長百姓共ニ召寄郷勘定之義取尋候処、甚不紛明之事而已ニて一向難相分、且ツ酉年跡部惣兵衛見回役中ニ片付被仰付候て借財ハ不申及、無残取調之上御取扱ニ相成候義ゆへ、只今ニ至てハ別ニ借財ハ無之筈之処、此節既年賦銭共六百貫文余ニも可有之段申聞ニ候得共、何之為ニ借財相嵩シ候と申義難相分、且右明白ニ不相分候へハ此後郷法等之指図難相成、猶未タ御収納之内不納居候者も有之よし、是非共右之内取立ニ可相成者も可有之、又如何様ニも取り立兼候者も可有之、右取調可申出申渡候、

同十四日

一　昨日申渡候義江惣長百姓共今日より取掛可申候処、実ハ市日ニ

付内通閙ヶ敷事ニ相聞得候ゆへ、明日より取調候様申渡候、

同十五日

一　今晩長百姓共罷越申聞候ハ、郷勘定調帳段々吟味仕候処不納罷有候者共ハ郷中江仕入銭之分有之ニ付、右を以御収納差引立ニ致候へハ全不納之訳ニ無之申聞有之段申条ゆえ、右仕入銭之元并遣口吟味致候へハ実不実ハ相分り候事故、右之通可致申含候処、銘々仕入之元銭ハ可相分候得共何に　江其分相払候と申義ハ早速ニハ吟味ニ相成兼候よし故、具サ之事ハ切支丹調回在之節迄ニ取調可指置、仕入銭元と御収納と指引立ニ致候へハ右出入なしニ相成候哉、仕入銭不足ニ御収納之方江残分有之候ハヽ、明日より取調候て早々会い片付、多三郎方江未タ渡不足之米不少有之事ゆへ、当人江可相渡候趣申渡指遣候、

一　西馬音内堀回村江米六拾石壱割五ヶ年、銭五拾貫文ハ八朱五ヶ年割拝借被仰付候訳ハ、藤屋多三郎より積年仕入を得罷有候処、年毎皆算ニ相成兼、自然借財ニ相成候処、此度当人江示談致候処、米三百俵ニて切捨可申候段内々申聞ニ有之候ゆへ、無利足弐拾ヶ年上納ニ拝借、五拾貫文ハ無付人高弐百石余付人附ニ相成候故、馬代ニ拝借と之願ニ候処、右之通ニ被仰付候処、又候右村より願申出候ハ、三百俵都合ニ無御座候てハ借財取片付可申よふ無之、銭之分ハ如何共繰合可仕候間、何分願通之義申聞ニ付、此間組頭江申上候処、是迄拾ヶ年・拾五ヶ年・弐拾ヶ年と申拝借被仰付候事も無之、猶左よふ致候てハ明年より外同役より其例出候義ハ指当候義ゆへ七ヶ年割ニて三百俵拝借可被仰付候段申来候故、右ニ付郷中段々吟味ニ相及候処些と不都合筋有之、米三百俵拝借只今より返上之見詰更ニ無心元長百姓共申聞之訳も有之、且ツ右ニ付候ては内通品々と相難候事共ゆへ、今日役頭江御取扱之米銭共ニ吟味之次第有之、追々ハ願可申上候間、此度之拝借済ハ先ツ延引可仕候段今日申上候、

一　去々戌年指上高過不納可指出候趣、久府御勘定役より申来、四ヶ親郷之分取揃今日安東平四郎・幸丸半兵衛両名ニて仕送差遣候、

同十六日

一　杉宮村彦左衛門、大戸村後見酉年中被仰付候処、其後大戸村取調形甚以不分明之義而已有之、旧冬より右郷勘定段々御吟味被相尽候処、彦左衛門より米銭共ニ取替多分有之よふニハ候得共、右勘定之内数ヶ筆之書違ひ而已ならす甚以紛敷勘定筋ニも有之、右ニ付大戸村御百姓壱統弥以人気も不宜候事ニ相及候ハ畢竟取扱形之紛敷筋より相生候義ニ付、肝煎御免ニ被仰付候、

一　大戸村肝煎担処八郎兵衛、後見彦左衛門取扱形不宜候義一円ニ打捨指置、猶彦左衛門より年々指出候郷勘定専ら吟味可相尽之処一応之吟味をも不致候付、担役御免被仰渡候、

一　前郷村郷勘定之内、仕入致候面々御収納指引過不足之分吟味為

致候処、早速一日二日ニては下代混雑之義ゆへ難相分候間、切支丹調回在之節迄相延呉候よふ願ニ付、無拠其通ニ申渡候、

同十七日

一　役頭より御手紙ニて赤袴村喜兵衛全帰村御免之段申来候間、其段直々赤袴村肝煎江御用を以申渡候、

一　杉宮村彦左衛門大戸村取扱ニ付拝借被仰付候米弐百五拾俵返上、残如何様共上納可仕候よふ無之ニ付、同人親類横堀村卯兵衛引受、当暮卯兵衛より直々上納仕度候段先頃願書を以願出候得共御取揚無之、彦左衛門より当暮上納之事ニ被仰含候ゆへ其通申渡候処、今日役頭より卯兵衛江直々拝借之訳ニ其節被仰渡候段申来候ゆへ、若シ承り違ひ候哉、依て彦左衛門江根元ニ立戻卯兵衛江拝借被仰付候義ニ被仰渡候故、右之趣卯兵衛より願書を以明日迄ニ御役屋江可指出候義今日申渡候、

一　西馬音内前郷村ニ而昼食、湯沢御役屋江引移候、見回役衆回村ニて詰合無之、

一　四ヶ親郷御皆済人当月廿日ニ久府江着候様ニと申渡候、同廿一日御金蔵申入之義ハ先頃組合矢右衛門江駅送を以右申入之事申遣置候、

一　今日出立之節前郷村肝煎長百姓共江郷勘定之義ハ切支丹調之節迄ニハ無間違是非出来可指置候段、為念又々申渡候、

同十八日

一　平鹿同役跡部惣兵衛〔此節道地村御竿ニ付右村江回在〕より左之通申来候ゆへ、不都合四ヶ親郷回状并書状共ニ差添候て是非共ニ此御時節柄ゆへ、七月上納分ハ不申及十一月上納分共ニ進上納可致候趣、具サ両表非常之御指支ひ之次第共申達候、

上略、然ハ昨日片岡より申来候ハ、六郡仁差御用銀并冥加銀共一郡限取纏、何月上納と申事書出可申旨、仲殿被仰含候趣ニ付、御伺申上候処役頭より被仰含候ハ、此節非常之御指支ひゆへ担処限当七月上納申渡候人別之内、御担処ニ候へハ藤屋始其外頭立候人別江被仰渡、当月仲上納之事ニ被仰渡可申、其外迚もたとへ当月中ニ無之共来月迄ニも能々被仰含、可成丈はやく上納ニ可申含候段共被仰付候間、右之御心得ニて御取扱可然奉存候、鯨岡・小生共江も右之通被仰含候、片岡江ハ書状を以可申遣候、

一　御担処分御書出方左之通、

一　何拾何貫目　仁指御用銀差上分
　　内何貫目　片岡矢右衛門
　　同何貫目　湊曽兵衛
一　何拾何貫目　冥加差上候分
　　内何貫目　片岡矢右衛門
　　同何貫目　湊曽兵衛

右之通取纏ひ差出候事故御担処分仁指ハ根元壱統御割合ニ

て被仰付候分ニてよろしく其余ハ冥加銀ニ取纏ひ候様ニ被仰付候間、右之心得ニて御仕分右御書附小生迄早々御仕送可被下候、下略、

同十九日

一　湯沢御役屋出立、浅舞御役屋ニて昼食、角間川村江罷越候、右ハ御開発昨年開残之分今年是非共為植立可申段、先頃被仰含ニ付て也、
浅舞御役屋ニ見回役関純五郎・御検地役岡村源蔵居合候、

一　昨日跡部惣兵衛より仁指銀・冥加銀筆分致シ員数可書出申来候ゆへ、今日浅舞より〔道地村ニ居合候〕仕送指遣候、

同廿日

一　御開田先頃藤田又兵衛附添御普請之分見分致候、

同廿一日、廿二日

一　昨日見分致候処、堰根口抔不宜候処も有之候間、人足雇普請手入ニ取掛させ申候、

一　今日より堰根為立申候、

同廿三日

一　今日役頭より〔道地村御竿ニ付同村ニ御回在中也〕書状、角間川村御普請之模様外ニも御用候ゆへ可罷出申来、角間川村ニて昼食、道地村江罷越候、

一　右御手紙之節西野村ニて此度渡舟取拵候義ハ全ク西野村ニて先年相済通舟居候訳を以願申上候処、其偽之よし、且ツ右村と鵜巣村之間ニ舟場相立候事ニては御境小道進之為紛敷もの相越、又は前郷村ニて余勢ニ致罷有候山内村々より出候板焚炭よふ之類、平鹿郡江出候時は前郷村之余勢取失ひ之趣ニ候条先頃御申越之段承知致候、依て右舟此度御引上之相成候て西野村肝煎御呵之趣ニ御座候、

一　今晩於道地村ニ角間川村御開田今年開ニ相成候場処并御普請之模様、且ツ西馬音内前郷村是迄之振合以来取扱形之心組、且又同村惣兵衛御製薬代不納御備之分拝借不納罷有候ニ付、罷帰之上大木屋方江片付之吟味江掛合、勘兵衛家御買上〔是ハ本庄・亀田之御本陣相勤居、家屋敷共手元もの入ニて相勤居ニ付〕之願上度、右相片付候迄不納分御控被成下度候段并同人御本陣相勤居候得共、大木屋江御売上之義申立候て御障有之間敷哉之段共ニ御伺ニ相及候処、何レ御障無之候ゆへ取扱候様ニ被仰含候、

同廿四日

一　道地村より昼食なしニて湯沢御役屋江罷帰候、此節ハ大和田熊蔵詰合居候、

一　平鹿郡西野村ニて渡舟担処嶋田新田村之内鵜巣村江附置候義、

先年より相済居候と偽り申上候ニ付、右之渡舟大小共ニ御引上
西野村肝煎御呵被仰付候付、前郷村江古来之為左之通相認候て
渡候書附、

覚

平鹿郡西野村と其村寄郷嶋田新田村之内鵜巣村江渡シ舟之
義ハ全ク先年より相済居候訳柄ラ故拵候よし、然ハ右渡シ
之事ニ相成候てハ其村之余勢ニ致差置候、山内村々より
日々之よふ差出候板又ハ焚炭よふ之類、同郡浅舞村辺江多
分ニ出可申候ニ付迷惑形且ツ右之場処通舟致候時は、第一
小道御境進ニ候へハ時々紛敷もの相越可申事ニてハ、御境
郷村々共ニ迷惑之筋而已ならす御苦柄ニも可相至義ニ付、
寛政年中ニも右場処江於西野村ニ渡舟願申立候て一ト通
ハ被御聞届候得共、段々前条之義共御吟味被相尽候上右渡
被差留候処、又々此度右村より願申立候ハ、先年より矢張
渡シ有来候よふ申上候よし、渡舟大小共ニ取扱候趣ニ付、
先年より右御指留ニ相成候次第申上候処、右舟御引上ニて
西野村肝煎御呵被仰付候、以後通舟必止と御指留ニ相成候
ゆへ、此段寄郷村々江も兼て相心得可罷有之旨申渡可指置
候、以上、

文政十一年子四月

西馬音内前郷村肝煎殿

一　右書附認方不宜候ゆへ左之通相認候、

平鹿郡西野村と嶋田新田村之内鵜ノ巣村江先年より舟渡不
相済之処、右舟損シ新規取拵候分柄を申ふらし候て、同郡
木下村ニて右舟江加入仕度段願申立候よし、然ハ右場処舟
渡有之候ては両西馬音内之余勢ニ致差出候山内村々より
差出候板又は焚炭よふ之類迄、右場処手順も宜候ゆへ同郡
浅舞村辺江ハ多分之出方ニ可相成、随ては両西馬音内之余
勢自然と衰微可致候為迷惑形不少、且ツ右場処通舟致候時
は第一小道御境筋至て手近ニ候へハ時々紛敷ものゝ類相
越候ては、御堅固形ニ相拘り、御境郷村々の迷惑而已なら
す、体ニ寄御苦柄之端出来も難斗ニ付、寛政年中ニも右場
処江於西野村渡立置申度願一ト通被御聞届候得共、段々前
条之義共御吟味被相尽候上通舟被差留候処、又々此度右村
より願申立候ニハ、矢張先年より渡シ有来候よふニ申立候
よし、依て右之舟大小共ニ取拵候趣相聞得候故、先年より
御差留ニ罷成居候次第申上候処、右之舟御引揚之上西野村
肝煎御呵被仰付候ゆへ、此以後共ニ右之場処通舟は必止と
被指留候間、此段寄郷村々江も相心得可罷有之旨兼て申渡
可差置候、以上、

文政十一年子四月

西馬音内前郷村

同　堀回村

右村々肝煎殿

同廿八日

一　仁平礼蔵久府より今日御役屋江着、大和田熊蔵回村に参り候、

同廿九日

一　明日より切支丹調ニ付昼食なしニて湯沢御役屋出立、横堀村江参候、礼蔵回村致候付回在、

但此節田植最中ニ候ゆへ、壱ヶ村より肝煎外ニ長百姓之内両三人宛、其外ハ壱人も罷越候ニ不相及段、先頃親郷共江申渡置候、

大五月朔日

一　杉宮村彦左衛門拝借返上米銭残百四拾俵余有之候処、当人親類横堀村卯兵衛より願書を以右残米直々拝借、当暮卯兵衛より上納之段申出候付、先月中右之段御伺申上候処、返上残米当暮彦左衛門より上納可、卯兵衛願ハ御取上無之被仰付、右之通申渡候処、此間役頭より親類より上納と被仰付候間、根元ニ立戻御取扱被成置候ゆへ卯兵衛江申渡候処、先頃於御役屋ニ被仰渡候後彦左衛門より拾両都合ニ相成候へハ米銭共ニ無残上納済ニ相成候処、如何共才覚ニ相及兼候趣を以押々願ニ御座候間、無理成繰合を以其節八両調達差遣候間、無残上納済と相心得罷有候、然ハ又候此度先ニ願上候通之御取扱ニては、乍恐先年より不少用立候得共壱銭も返弁無之、又々先頃八両此上私江被仰付候事ニてハ如何共可仕よふ無之趣ニ候、且ツ彦左衛門よりも再応申出候ハ、於御役屋ニ被仰付候通、当暮私より返上仕度趣願ニ御座候侭今日役頭江〔此節柏木村ニ御回在〕右両人より之願出之筋、猶又彦左衛門より当暮上納ニ被仰付被下度、万一不納等ニ相成候節ハ彦左衛門辛労免高弐石余御座候間、右御引上候ても宜御座候間、何分彦左衛門より当暮上納被仰付候様被成下度候段、御伺之願今日申上候、

一　横堀村寄郷共ニ切支丹調相済、昼食後山田村江直々引移候、

同二日

一　山田村寄郷共ニ切支丹調相済、昼食後ニ西馬音内前郷村江引移候、

一　役頭より昨朔日附之書状相達左之通、先日之御返事被下候ゆへ横堀村卯兵衛江彦左衛門江先年より取替之米銭有之候得共、右請取不申罷有候処、此度彦左衛門返上銭米引受形迷惑之趣ニ候ゆへ、返上銭米当暮彦左衛門より直々上納之事ニ被仰付候ゆへ、此段可相心得之旨書状ニて申遣候、

上略、彦左衛門一件、卯兵衛引受ニては迷惑形縷々被仰下、なんと也御順宜御取斗可被成候、下略、

一　横堀村寄郷共ニ仁指銀・冥加銀久保田表為替手形弐枚今日参候内、

調銭弐百九貫五百弐拾五文
　右ハ院内銀山より長谷川金治江為替之手形、
文銀七百拾四匁七分六厘
　右ハ横堀村長野屋松兵衛より同御皆済人寅松江之為替手形、

一　右ニ付銀山より長谷川江之言状壱通、寅松江同村肝煎利兵衛より同壱通相達候、

同三日

一　斎殿町送御判紙添を以片岡矢右衛門江昨日横堀村より相達候為替手形書状共ニ今日仕送差遣候、

一　杉宮村彦左衛門罷越候故拝借返上残米百八拾表余之分、当十一月迄被延置候故、無間違上納可致之趣申渡候処、畏入候段申聞ニ有之候、

一　今日西馬音内前郷村寄郷共ニ切支丹調相済候、

同四日

一　今朝五ツ時より西馬音内堀回村寄郷共ニ切支丹調相済、同村ニて朝飯・昼食共ニ支度、直々前郷村江罷帰り候、右ハ前郷村郷勘定吟味中、暫之内逗留、

一　今日跡部惣兵衛迄品々御用有之候故御伺呉候様申遣候内、冬馬調ニ付出馬ニ相成候分左之通申遣候、

一　拾七匹　前郷村寄郷共　一　拾三匹　山田村寄郷共
一　三拾九匹　堀回村寄郷共　一　拾七匹　横堀村寄郷共

右之分ハ駄駒ニて出馬ニ相成候、

同五日

一　前郷村郷勘定今日も吟味ニ相成候処、如何共混雑致候へハ見解兼候ゆへ取拵直シ、十日迄ニ可指出候段、幸吉・孫右衛門両人江申附候、

同六日

一　角間川村御開発、今年開之場処鍬入不尺取候段、黒丸五郎兵衛より今日沼館村ニて昼食、同村江罷越候、

一　沼館村ニて承り候へハ、跡部惣兵衛実母太病之段申来り、急段一昨日罷帰候よし故、同村より役頭江品々御伺申上度御用も御座候間、角間川村ニて御待受可仕候哉之趣申上候処、今夜御返答ニハなんと也急候段申来候、

同七日

一　今朝より我等・黒丸五郎兵衛・吉多郎・甚七共角間川村之内字高野、門目村之内字小松原共ニ見分致候処、今年開立ニ可致分

不尺取候ゆへ今晩肝煎付人共催促、未夕右場処之内ニハ鍬入不致分も有之、又ハ植附不申分も相見得候故如何成義ニて左よふ延引致居候哉、昨年中より申渡候て今年ハ是非共植附候義ハ□分其節申渡、面々相心得手配も致居候筈、明日より多人数人足相雇、十日迄之内ニ植附不申候へハ右地形御引上ニ相成候事も可有之候哉、左候ては銘々も可有之、何レ明日より多人数雇ニて取掛可申哉、挨拶可承申含候処、明日より多人数指出候て是非共ニ十日迄之内ニハ植附候よふ手配可仕候趣ゆへ、其通ニ可致、乍去見分之上人数不足ニ候へハ此方ニおゐて人相雇為被取掛可申候故、此旨共可相心得候趣ニ厳敷申含差遣候、

同八日

一　今朝より今年開ニ相成候場処江出張、段々見分致候処、何レも大勢を差出候て鍬入又は植立居候、

同九日

一　昨日見分致候処、本堰江水入不宜候故、堰根阿気村之内乗上ヶ江罷越見分致候処、水之通シ候処不少有之、且ツ早口留之内ニも水をはづし罷有候分も有之候ゆへ、右差図致シ候て水沢止ニ堰々江入置候様市左衛門江篤と申含、夫レより新堰立置候分共ニ見分致候、

一　今年開ニ相成候田数大凡取調候処、角間川村之内ニて千弐百枚、門目村之内松小原ニて弐千百枚位、同村畑越ニ而百枚位、此刈平均九束刈〔但シ弐拾束刈候分も又ハ弐三朱より五六束刈も有之〕三万刈位之考候、

同十日

一　役頭今日道地村御竿御用済ニて角間川村昼食ニて御帰候ゆへ、今年開鍬入ニ相成候分無残御先立御見分ニ入置候、其節品々御伺申上候内、

一　杉宮村彦兵衛是迄長百姓相勤罷有候者ニて御座候、彦左衛門代ニ仮肝煎被仰付候よふニ御伺ニ相及候処、申上候通ニ被仰付候、

一　冥加銀百五拾目〆違ひ仕候て書上申候、右之分位江ハ五六人江被仰付候ても出銀ニ相成候趣御伺申上候処、別ニ被仰付候事ニハ不相及趣被仰含候、

但シ組合片岡より先頃申来り候ハ、百五拾目之不足ハ手内備より也又ハ誰江申附候ても可然候段申来候故、右別人江可申附候ゆへ可然取斗呉候様役頭江一ト通御伺ニ不相及申遣候処、右之通ニ被仰含候故又々其段明日片岡江申遣候事、

一　西馬音内前郷村市日先年より二・五・八之処、一昨年願上候て一・四・七ニ相成候、然処根元商人共江無取合肝煎之取請ニて願申上候由、此節商人共惣人数より本之通ニ・

五・八ニ被成下度趣願ニ御座候段申上候処、勝手ニ可仕候旨被仰含候、

一　組合片岡江冥加銀御指揮形之義明日可申遣ニ付、書状相認候処江西馬音内堀回村肝煎儀兵衛御皆済之義ニ付出府只今参候趣ニて罷越候ゆへ、右手紙直々儀兵衛申附差遣候、猶口上ニても具サ申遣候、

同十一日

一　角間川村之方もあら　取片付、残鍬入ニ不相成分并植付分共ニ少分ニ候ゆへ、五郎兵衛江篤と示談相及、昼食なし、西馬音内前郷村江引移候、

一　前郷村市日本形之通二・五・八ニ被成置候段彦四郎・召寄せ申渡候、猶此段惣商人江可相伝之旨共申渡候、

一　杉宮村彦兵衛仮肝煎被仰付候段、彦四郎江申渡、当人より手紙を以可申遣段申渡候、

同十二日より十五日迄

一　前郷村郷勘定取調相済、直々昼食後湯沢町御役屋江引移、

一　此節熊蔵礼蔵詰合、

同十六日

一　明日出立致候ゆへ向触差出候、熊蔵御用有之よし横堀村回在、

一　昼食後湯沢御役屋出立、横手町宿、

同十七日

同十八日

一　六郷村昼食、上淀川村泊、

但関純五郎・藤田五兵衛、浅舞御役屋より罷帰り、今晩同宿、

同十九日

一　昼食なしニて三人共在処江着、

但シ夕後役頭罷出候て御伺御用品々申上候、

同廿日

一　御評定処江昨日罷帰候段御届申上候、

一　足田村東左衛門母江孝養ニ付御扶持拝領罷有候処、当人母四月中病死致候故、右返上形之書載御添役鈴木五助江罷出候処、追而可被仰渡之旨被仰渡候、

同廿二日

一　今日役処江出候処、芳賀沖負壱人出勤、外同役ハ無残回在、

同廿四日

一　足田村東左衛門孝養御扶持引継拝領之段被仰渡候ゆへ、今日右村肝煎江書状ニて申渡候、

但同役鯨岡四郎左衛門昨日在より罷帰候付、右御届ニ出候処、我等江可相伝之趣四郎左右衛門江御添役鈴木五助申渡之よし、

一　切支丹御調帳、当廿二日夕後御添役信太慶兵衛江相納候、

同廿六日

一　西馬音内堀回村定番江年々拝領被仰付候釜木代百四拾六両八分五厘、右金役之書替ニて今晩同村肝煎儀兵衛江直々相渡候、

大六月十一日

一　御境目取次役飯塚多仲・泉蔵人より左之通、

上略、雄勝郡新町村拠人見習長兵衛義困窮ニ付、御役御訴訟願申出、願之通御免、右代り別紙之通被仰付候間、御役頭江被仰上、当人江被仰和振候様ニ致度候、尤役頭より被申含如此ニ御座候、以上、

六月十一日

右之別紙左之通、

雄勝郡
新町村
藤八郎

右ハ拠人見習被仰付候、

同郡同村
拠人見習
長兵衛

右ハ御役御訴訟願之通御免、

同十一日

一　昨日御境目方より申来候義役頭江申上候処御承知故、今日仁平礼蔵〔此節湯沢御役屋へ詰〕江昨日申来候通、当人共江申渡呉候様駅送ニ而申達候、

同十六日

一　明日より同役小川敬内担処江御諍馬御用ニて回在致候付、御評定処江御届申上候、敬内此節不快ニ付保養致度よし、右ニ付被相頼候、先頃此義役頭江御伺申上候処御承知ニ候、乍去御皆済中ゆへ右相済候ハヽ回在可致候趣御申合ニ有之候、

一　今日御皆済人同道ニ而御金蔵江罷出候処、御皆済人共帰村御暇迄相済候、

同十七日

一　在処出立、虻川村ニて昼食、五十目村江着〔但シ此節同役菅生兵右衛門五十目村ニ居御諍馬中ゆへ其方江罷越同宿、右村々仮御役屋ニ而見回役小国忠平・小貫東七郎詰合〕、

同十八日

一　今日も右村ニ逗留致候、

同十九日

一　五十目村出立、中津又村ニ而昼食、小沢田村江着、右村ニて明日より御諍馬ニ付駒頭御舟町長八〔五十目村より小沢田村迄六里山道ニ候得共、左而己難処も無之、阿仁銅山江之馬道有之、〇中津又村ハ至て宜敷在処ニ相見得候、年々養蚕并子馬ニて三百両余村江入候よし、小沢田村ハ小阿仁村〕

同廿日

一　小沢田村肝煎田中藤右衛門申出候ハ、今明日之御諍ニ候得共至て馬数も今年ハ不足ゆへ、明廿一日壱日之御諍ニ致呉候段願ニ候ゆへ其通ニ可致申含候、

同廿一日

一　今日諍馬ニ相成候分左之通〔駄三才弐匹南沢村、同三匹福館村、同壱匹杉花村、同四匹子沢田村、同壱匹大林村、同壱匹堂川村、同拾四匹仏社村、同八匹沖田村、同八匹五反沢村〕

惣馬合六拾弐匹〔内四拾弐匹駄三才、同弐拾匹駄弐才〕

此代銭七百七拾壱貫四百文〔同五百七拾九貫文駄三才、同百九拾弐貫四百文駄弐才〕

馬引銭合三拾貫八百五拾六文〔内弐拾三貫百六拾文駄三才、同七貫六百九拾六文駄弐才〕

右之六拾弐匹之御役銀壱匹ニ付弐匁宛

文銀平目百弐拾四匁也〔駄弐才八匹大林村、同壱匹杉花村、同四匹五反沢村、同弐匹沖田面村、同壱匹小沢田村、同三匹仏社村、同壱匹福館村〕

此代拾三貫弐拾文　但壱匁ニ付百五文替

同廿二日

一　小沢田村朝五ツ時前出立、吉田村江四ツ時頃ニ着致候、但小沢田村より吉田村迄本道回り候へハ五里余之よし故、山道罷通候、弐里少シ余之よし、此山道ハ可区別難処ニハ無之、馬道有之、乍去秋抔ニ候ハヽ如何様馬上ニて往来ハ六ヶ敷道ニ被考候、右道之内国見峠と唱ひ候処あり、是ハ至て高ク候故諸方之山々共ニ相見得、風景一入能き場処ニ候、吉田村より大阿仁也、

一　今廿二日より同廿四日迄諍馬之分左之通、

惣馬合百四拾八匹

内百拾六匹駄三才

同三拾弐匹同弐才

此代千五百五拾貫九百文

内千三百拾八貫弐百文、駄三才之代
同弐百三拾弐貫七百文、同弐才之代
此馬引銭六拾弐貫三拾六文
内五拾弐貫七百弐拾八文、駄三才之分
同九貫三百八文、同弐才之分
一　文銀弐百九拾六両、駄弐才三才共之御役銀也、
　此代三拾壱貫九拾文〔但百五文替取立ニて〕
一　駄三才指出候村々左之通〔但諍高銭共ニ百拾貫八百文〕
一　拾八匹〔百八拾弐貫三百文〕　五味堀村
一　八匹〔百拾貫八百文〕　根森田村
一　九匹〔百弐拾壱貫九百文〕　小渕村
一　拾五疋〔百六拾七貫八百文〕　吉田村
一　拾三匹〔六拾七貫弐百文〕　浦田村
一　拾三匹〔百弐拾七百文〕　小又村
一　弐拾弐匹〔弐百四拾七貫弐百文〕森吉村
一　弐匹〔弐拾八貫五百文〕　上杉村
一　拾六匹〔弐百六拾八貫八百文〕　前田村
一　駄弐才差出候村々左之通、
一　壱匹〔拾壱貫文〕　前田村
一　壱匹〔五貫五百文〕　上杉村
一　四匹〔三拾四貫文〕　五味堀村
一　三匹〔拾壱貫文〕　根森田村
一　六匹〔六拾壱貫七百文〕　森吉村
一　三匹〔弐拾貫百文〕　浦田村
一　七匹〔三拾九貫七百文〕　吉田村
一　四匹〔弐拾五貫五百文〕　小又村
一　三匹〔弐拾四貫弐百文〕　小渕村

同廿四日

一　十七日在処出立之節、折々少々宛雨有り、十八日より雨なし之処、廿二日より夜雨有り、今朝雨ニ成如何共作合被案事候、

（以上）

活動報告

（平成三〇年二月現在）

一　展示等

○企画展「明治一五〇年　～秋田県の誕生～」

前期　八月二六日～　九月二五日
後期　一〇月二七日～一一月二九日

展示のコンセプトは、秋田県での明治維新や近代化の進展に係る所蔵史料の紹介とした。その展示を通して、当館の周知をはかり県民の利用促進のために、普及・広報を行うことを目的とした。

展示室のコーナー設定

・幕末の秋田　古文書
・秋田の戊辰戦争　古文書
・知藩事の制度　古文書
・秋田の近代化　公文書
・市町村の整備　公文書
・明治天皇の秋田巡幸（前期展）　公文書
・明治維新の記念行事（後期展）　古文書

今年度は公文書班・古文書班の共同展示として、共通テーマを設定しての展示の可能性を確認できた機会でもあった。（来館者数は延べ六〇六六名、マスコミ取材は五社）

（髙山昭弘）

○大仙市アーカイブズ開館記念展示（共催）

五月三日～五月三一日

市町村立の公文書館としては東北初となる大仙市アーカイブズの開館を記念し、同館と共催で展示を行った。当館からは、大仙市関係の公文書六点、絵図二点、映像一五点の合計二三点を展示した。

（佐々木康久）

二　講座

○古文書解読講座

全八回、一講座当たりの定員は四〇名まで。館蔵史料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行う。

第一回　七月七日
「古文書に慣れよう
～徳川秀忠の書状を読む」
（講師・煙山英俊）

第二回　七月七日
「新田開発関係史料を読む
～『御評定所御記録之内書抜』より」
（講師・嵯峨稔雄）

第三回　七月一四日
「藩政後期勘定奉行の記録を読むⅠ
～『介川東馬日記』より」
（講師・金森正也）

第四回　七月一四日
「『須藤茂孟日記』を読む」
（講師・加藤民夫）

第五回　七月二一日
「関東の戦国を読む
～『秋田藩家蔵文書』より」
（講師・煙山英俊）

第六回　七月二一日
「御境目関係史料を読む
～『秋田南部御境御用書付写』より」
（講師・藤田誠治）

第七回　七月二八日
「『銅山方一件』を読む
～『色々合冊之部三』より」
（講師・加藤民夫）

第八回　七月二八日
「藩政後期勘定奉行の記録を読むⅡ
～『介川東馬日記』より」
（講師・金森正也）

講座ではテキストに使用した史料の歴史的背景、くずし字の特徴や頻出する表現等の解説を交えながら解読のスキル向上をはかっ

た。講義中メモをとる姿や、受講者同士で助け合いながら古文書を解読している姿が見られた。（受講者は延べ二八五名）

（村山純一）

○企画展解説講座

「企画展『明治一五〇年～秋田県の誕生～』を見る」

一〇月二七日

企画展と連動し、当館が所蔵する幕末期から明治初期の史料を紹介・解説し、秋田で明治維新と近代化がどのように進んだかを振り返った。講座終了後、展示室において展示解説を行った。定員四〇名、参加二二名。

☆内容

①秋田県公文書館の概要について

②企画展のコンセプト・経緯について

③企画展展示史料の解説

・古文書史料（古文書班　髙山昭弘）

・公文書史料（公文書班　佐々木康久）

（佐々木康久）

三　研修・協議会等

○「平成二九年度アーカイブズ研修Ⅰ」

九月四日～九月八日

国立公文書館

国立公文書館主催の初任者研修が東京都内で開催され、当館から一名が参加した。内容は、講義・グループ討論・国立公文書館の見学など多岐にわたり、また他館の状況も知ることができる研修だった。

討論テーマ（選択制）「公文書の利用と利用制限」

・講義①「公文書館の役割とアーキビストへの期待」

・〃②「公文書の管理に関する法律」

・〃③「アーカイブズ概論」

・〃④「公文書の評価選別」

・〃⑤「特定歴史公文書等の目録作成等」

・〃⑥「特定歴史公文書等の利用」

・グループ討論①「公文書館における実務と課題Ⅰ」

・講義⑦「公文書館の利用普及」

・〃⑧「デジタルアーカイブ」

・〃⑨「電子公文書等の移管、保存、利用」

・国立公文書館本館の見学

・講義⑩「紙資料の保存・修復」

・〃⑪「諸外国における公文書の管理」

・事例報告①「大仙市アーカイブズ」

・〃　②「埼玉県立文書館」

・グループ討論②「公文書館における実務と課題Ⅱ」

・発表、質疑応答「公文書館における実務と課題Ⅲ」

（田村　均）

○第四三回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会　相模原大会

一一月九・一〇日

二日間の日程で、神奈川県相模原市の杜のホールはしもとを会場に、「公文書館法三〇年～今、問われる公文書管理～」をテーマに開催された。相模原市は平成二六年に旧城山町役場庁舎の三階部分に公文書館を設置した。今回の大会では市町村アーカイブズの意義、歴史資料が地域に果たす役割などについての報告が多かったと感じた。大会テーマについては、公文書館法に基づく公文書館の設置と公文書管理、文書作成段階から非現用文書の利用請求権までをきちんと明記した公文書管理条例の制定を進めるべきとの意見や、県立の公文書館が市町村の公文書保存についてセンター的な役割を果たそうとする取り組みなどが紹介された。テーマに基づく座談会の多くの時間は専門職の問題に費やされたが、公文書館法自体が七条から成る簡素な法律で、設置に関わる財政的な裏付けも、専門職員問題も、公文書館と著作権法との関係も全く触れられていない。実務上の問題は山積している。厳しい現状を実感できたのが、今

回の最も大きな成果であった。

☆内容

・研修会Ａ　施設見学（相模原市公文書館、市立博物館）
・研修会Ｂ「アーカイブズ入門」
・〃　Ｃ「市民協働によるデータベース構築―尼崎市の事例から―」
・〃　Ｄ「豊田市の公文書管理」
・〃　Ｅ「用田村伊東宗兵衛家文書の整理と活用」
・調査報告「公文書管理及び保存の実態調査について　―災害時作成文書を中心に―」
・テーマ研究会第１部「地方自治体における公文書管理」
・テーマ研究会第２部「公文書法三〇年座談会」
・総合討論

（煙山英俊、齊藤英則）

○「平成二九年度アーカイブズ・カレッジ（史料管理学研修会）短期研修」

一一月一三日～一八日
京都府立京都学・歴彩館

一週間の日程は、非常に短期間ではあったが、アーカイブズについて基礎から多角的な視点で学ぶ機会を得られた。内容的には難しい講義だと感じるものもあったが、興味・関心をもって聞けた講義も多く、満足している。しかし、講義時間が足りなくなり駆け足で終わってしまう講義もあり、アーカイブズの様々な面について学ぶには一週間では時間が足りなかったとも感じる。見方を変えれば、熱意ある講義ゆえに時間が足りなくなったとも言える。また、他の受講者の方々と情報交換を通して、都道府県や市町村によって、運営方法にそれぞれ特徴があることを理解した。今後の業務に確実に生かしていきたいと考える。

☆内容

①講義「現代のアーカイブズとアーキビストの役割」
②講義「アーカイブズ資源論」
③講義「アーカイブズ・レコード・マネジメント論」
④講義「民間アーカイブズ・コントロール論」
⑤講義「アーカイブズと情報コントロール」
⑥講義「アーカイブズの整理と目録編成」
⑦講義「自然科学系のアーカイブズ」
⑧講義「地域とアーカイブズ」
⑨講義「アーカイブズの管理と利用」
⑩講習「アーカイブズの管理と利用」（施設見学）
⑪講義「アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予防」
⑫講習「アーカイブズの保存修復」
⑬講義「アーカイブズの公開と普及活動」
⑭演習「総括討論」

（村山純一）

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

一一月二二日

各市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を対象に開催した。今年度は、新潟市文化スポーツ部歴史文化課の長谷川氏から、「古文書の力を見直す―新史料協編『古文書保存・整理の手引き【改訂版】』の紹介と解説―」をテーマに、古文書解読などの専門知識や技能が乏しくても誰でもできる古文書の保存や整理の方法、新潟県で発生した地震で活動した市民ボランティアの例をとおして災害から古文書を守る災害対応法などについて、講演をいただいた。

また、七月に、県内全域で記録的大雨により多大な被害が発生したが、大仙市アーカイブズからは、浸水により被害があった保育園資料のレスキューの取組について事例紹介があった。

当館からは、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会総会及び平成二五年度から行った県内市町村への歴史資料の保存及び利用に関する訪問調査結果の概要について報告した。

（佐藤芳明）

○「平成二九年度アーカイブズ研修Ⅱ」

一月一六日～一月一八日

国立公文書館主催のアーカイブズ研修Ⅰの修了者を対象とした研修が東京都内で開催され、当館からは一名が参加した。

研修テーマ「公文書等の評価選別―保存期間満了時の移管又は廃棄の措置等について―」

・講義「公文書等の評価選別」
・事例報告①「国における評価選別」
・〃　②「神奈川県における評価選別」
・〃　③「久喜市における評価選別」
・〃　④「鳥取県における評価選別」
・〃　⑤「沖縄県における評価選別」
・グループ討議（共通課題の設定と解決方法）
・グループ報告および全体討論

（田村　均）

四　史料調査

○県内史料調査

一一月一八日

・「今宮家文書」

仙北市角館町松庵寺所蔵の今宮家文書について調査・整理を行った。松庵寺は今宮氏が常陸国に建立し、佐竹氏の転封に伴い角館に置かれた。調査史料は今宮氏の子孫の方から松庵寺へ持参されたものである。

一一月に訪問調査（古文書班職員二名、嘱託職員一名）を行い、一月に史料を当館に借用し、史料全体を調査・整理・撮影し、仮目録を作成して三月に史料をお返しした。

内容は元禄期から明治初年にかけての今宮氏の動向、知行地、系譜、文化的活動などが含まれ、当時の藩政、上級家臣の暮らし、地域についての貴重な史料であり、今後は所蔵者の意向を踏まえながら、当館での複製本の公開に向けて調整したい。

（煙山英俊）

○県外史料調査

二月一五日・一六日

栃木県立文書館

・「後藤清二家文書」
・「白石忠孝家文書」
・「秋山喜兵衛家文書」など

秋田藩が下野国河内郡の七ケ村、都賀郡の四ケ村を所領としていたことは知られている。今回の調査では栃木県立文書館が所蔵する当該地域の肝煎家の文書を中心に、秋田藩江戸屋敷の経営に深く関わったとされる下野領支配についての実態把握につながる基礎的史料の調査を行った。

（煙山英俊）

五　普及・広報

○古文書班広報紙「古文書倶楽部」

奇数月上旬発行

「古文書倶楽部」は、日頃の調査・研究の成果をわかりやすく紹介し、当館の所蔵史料をよりよく利用していただくために発行している普及・広報紙である。館内で配布している他に当館ホームページでも公開している。

【第七七号】平成二九年五月
・秋田藩給人町の絵図　（髙山昭弘）
・【古文書こぼればなし】中村家の本流はどちら？　（加藤民夫）

【第七八号】平成二九年七月
・戦国武将の「それから」…浅利氏～系図に書かれた事・書かれなかった事～　（煙山英俊）
・公文書館のミステリー　一二〇年ぶりに出会った文書　（佐々木康久）

【第七九号】平成二九年九月
・版籍奉還と知藩事の時代　公文書館企画展「明治一五〇年～秋田県の誕生」（髙山昭弘）
・【古文書こぼればなし】『岡本元朝日記』瓦版　（嵯峨稔雄）

【第八〇号】平成二九年一一月
・戦国武将の「それから」…小野寺氏　～小野寺六郎左衛門道昌の秋田藩仕官と黒澤氏～　（煙山英俊）
・【古文書こぼればなし】江戸の大地震　～災害関係史料が今に伝えること～（煙山英俊）

【第八一号】平成三〇年一月
・絵図に見られる戦国時代～「川中島合戦図」より　（村山純一）
・【古文書こぼればなし】「修復による文書の破損」～過ぎたるは…　（金森正也）

【第八二号】平成三〇年三月予定
・戦国武将の「それから」…浦城三浦氏　（煙山英俊）
・【古文書こぼればなし】
「北家御日記」から　御姫様のスピード離婚　（藤田誠治）

開　館　時　間

●平日……午前９時～午後７時
●土曜・日曜日・祝日……午前１０時～午後６時

休　館　日

●毎月第１水曜日
●毎月第３水曜日（「資料整理日」 8 月、1 月を除く）
●年末年始（12 月 28 日～ 1 月 3 日）
●特別整理期間（6 月、12 月・1 月）

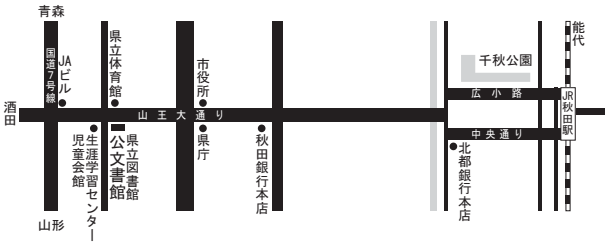

秋田県公文書館研究紀要　第二四号
平成三〇年三月二三日発行
編集
発行　秋田県公文書館
〒〇一〇―〇九五二
秋田市山王新町一四―三一
電話　〇一八（八六六）八三〇一

（題字　寿松木　毅）

この印刷物六〇〇部作成し、
その経費は一部あたり二九〇円です

ＵＲＬ　http://www.pref.akita.lg.jp/kobunsyo/
Ｅメール　koubun@apl.pref.akita.jp